

平成30年第3回山江村議会6月定例会会期日程表

| 日次 | 月 日  | 曜 | 種 別 | 場 所         | 開会時刻  | 摘 要                          |
|----|------|---|-----|-------------|-------|------------------------------|
| 1  | 6月6日 | 水 | 本会議 | 議会議場        | 午前10時 | ・開 会<br>・提案理由説明              |
|    |      |   | 休 会 | 議 会<br>委員会室 | 午後 1時 | ・議 案 審 議                     |
| 2  | 6月7日 | 木 | 本会議 | 議会議場        | 午前10時 | ・一 般 質 問                     |
| 3  | 6月8日 | 金 | 本会議 | 議会議場        | 午前10時 | ・質 疑<br>・討 論<br>・表 決<br>・閉 会 |

第 1 号

6 月 6 日 ( 水 )

## 平成30年第3回山江村議会6月定例会（第1号）

平成30年6月6日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |  |  |
|-------|--------|--|--|
| 日程第 1 |        |  | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 |        |  | 会期の決定について  |
| 日程第 3 | 報告第 1号 |  | 平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告について                                 |
| 日程第 4 | 報告第 2号 |  | 平成29年度事故繰越し（一般会計）の報告について                                 |
| 日程第 5 | 承認第 2号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村一般会計補正予算（第10号））         |
| 日程第 6 | 承認第 3号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））  |
| 日程第 7 | 承認第 4号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））    |
| 日程第 8 | 承認第 5号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号））  |
| 日程第 9 | 承認第 6号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））    |
| 日程第10 | 承認第 7号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）） |
| 日程第11 | 承認第 8号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）） |
| 日程第12 | 承認第 9号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（山江村税条例の一部を改正する条例）                |
| 日程第13 | 承認第10号 |  | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）          |

- 日程第 1 4 議案第 3 2 号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 3 3 号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 3 4 号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の  
制定について
- 日程第 1 7 議案第 3 5 号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第 1 8 議案第 3 6 号 山江農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第 1 9 議案第 3 7 号 平成 3 0 年度山江村一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 0 議案第 3 8 号 平成 3 0 年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
（第 1 号）
- 日程第 2 1 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

|               |                 |
|---------------|-----------------|
| 1 番 赤 坂 修 君   | 2 番 横 谷 巡 君     |
| 3 番 森 田 俊 介 君 | 4 番 西 孝 恒 君     |
| 5 番 立 道 徹 君   | 6 番 谷 口 予志之 君   |
| 7 番 秋 丸 光 明 君 | 8 番 中 竹 耕一郎 君   |
| 9 番 秋 丸 安 弘 君 | 1 0 番 松 本 佳 久 君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新 山 孝 博 君

5. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 村 長 内 山 慶 治 君         | 教 育 長 藤 本 誠 一 君       |
| 総 務 課 長 北 田 愛 介 君     | 税 務 課 長 山 口 明 君       |
| 企画調整課長 松 尾 充 章 君      | 産業振興課長 平 山 辰 也 君      |
| 健康福祉課長 一 二 三 信 幸 君    | 建 設 課 長 白 川 俊 博 君     |
| 教 育 課 長 蕨 野 昭 憲 君     | 会 計 管 理 者 迫 田 教 文 君   |
| 農業委員会事務局長 柳 瀬 真 奈 美 君 | 代 表 監 査 委 員 木 下 久 人 君 |

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。平成30年第3回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会は提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

3月29日、臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます。

それでは、4月7日、山江村戦没者慰霊祭、山江村遺族会総会が高寺院で開催されております。

4月10日、山田小学校、万江小学校入学式、午後から山江中学校入学式が、議員全員参加のもとで行われております。

4月10日、県球磨地域振興局との懇談会があゆの里で開催されております。

4月14日、熊本地震犠牲者追悼式が、県庁地下大会議室で行われました。

4月20日、山江村薬草部会総会が開催されまして、今年度の売上げが1,200万円程度になっております。大変今後伸びるんじゃないかなろうかと思ってるところでございます。

4月22日、やまえつつじ祭が丸岡公園で開催されております。

4月25日、山江村畜霊祭、山江村肉用牛振興会総会が産業厚生常任委員長の出席のもと開催されております。

4月29日、やまえ福祉まつりが山江村体育館で開催されております。

5月1日、山江村文化協会総会が教育委員会会議室にて開催されております。

5月7日、山江村ボランティア協議会総会が健康の駅で開催されております。

5月11日、郡定例町村議会議長会が人吉市福祉センターにて開催されております。

5月13日、山江中学校体育大会が、雨の中子どもたちの頑張りを見て、大変身の引き締まる思いでおります。

5月14日、山江村身体障がい者福祉協議会総会が健康の駅で開催されております。

5月15日、五木村議会総務常任委員会視察研修を受け入れております。山江温泉「ほたる」、第三セクターについて総務文教委員長の出席のもと対応したわけで

ございます。

5月18日、山江村シルバー人材センター定期総会が健康の駅で開催されました。

5月20日、山田小学校運動会、万江小学校運動会が各学校で行われております。議員各位参加しております。

5月22日、町村議会議長会研修会、町村議会議長会臨時総会が開催されております。県市町村自治会館で開催されまして、研修内容といたしまして、「議員のなり手確保のための方策、総務省のあり方研究会報告を踏まえて」が、田口一博新潟大准教授のもとで開催されております。町村議会の臨時総会におきましては、会長不在のため、会長に高森町の田上更生氏、副会長に多良木町議会議長の村山昇氏、副会長に益城町議会議長の稲田忠則氏がなっております。

5月23日、山江村物産館出荷協議会総会が山江温泉「ほたる」で開催されております。

5月25日、山江村自衛隊家族会が山江温泉「ほたる」で開催されております。

5月27日、山江村消防小型ポンプ操法大会が役場駐車場で開催され、議員全員が参加しております。

5月28日から29日、第43回全国町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催されております。これにつきましては、後刻、副議長の中竹議員のほうから報告があります。

5月31日、国道219号線整備改良促進期成会同盟会が宮崎県西都市で開催されております。

6月1日、山江村防災連絡会議が改善センター大会議室で開催されております。

以上を申し上げまして、議長の開会のあいさつをさせていただきます。

次に、一部事務組合議会等の開催がされております。関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、資料はお手元に配付されております。

また、5月28日から5月29日にかけて、全国町村会議会正副議長会研修会が東京国際フォーラムで開催されましたので、研修報告を副議長からお願いいたします。

まず、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、森田俊介議員より報告をお願いします。3番、森田俊介議員。

○3番（森田俊介君） おはようございます。3月以降の2回にわたる定例会がありましたので、報告をいたします。

平成30年第1回人吉球磨広域行政組合議会定例会2日目が、3月28日午前1

0時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、議案の修正については、代表理事より議案第5号の修正箇所の説明を受け、異議なく承認されました。

次に、日程第2、議案第9号、人吉球磨広域行政組合代表理事等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

日程第3、議案第4号、平成30年度人吉球磨広域行政組合一般会計予算。

日程第4、議案第5号、平成30年度人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計予算。

日程第5号、議案第6号、平成30年度人吉球磨広域行政組合、特別養護老人ホーム特別会計予算。

日程第6、議案第7号、平成30年度人吉球磨広域行政組合、一般会計経費の負担の総額までの5件を一括して執行部の補足説明を受け、議案ごとに質疑、採決を行い、異議なく原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長報告について、第35号から第36号の審議、経過についての委員長の報告を受け、報告書のとおり、全員異議なく承認いたしました。

次に、日程第8、委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出どおり、閉会中の継続審査とすることに決定されました。

最後に、組合会議規則第43号の規定により、議決された事件について、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することで決定されました。

以上、平成30年第1回人吉球磨広域行政組合定例会2日目の会議結果について報告をいたします。

続きまして、臨時報告を行います。平成30年度第2回人吉球磨広域行政組合臨時会が5月25日午前10時から、人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開会されました。

まず、日程第1、議席の指定では、球磨村選出議員の任期満了に伴う改正にあたり、新たに選出された議員の議席が、松野富雄議員を24番に、田代利一議員を25番に指定され、併せて、欠員が生じた組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員に2名が指名されました。

日程第2、会議録署名議員の指名は、25番、田代利一議員、27番、豊永喜一議員が指名されました。

日程第3、会期の決定については、本日1日限りとすることに決定しました。

次に、日程第4では、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員長の互選が行われ、球磨村議会議員の改選により欠員となっていた委員長に、12番、高橋裕

子（多良木町）の議員が選出されました。

また、日程第5では、議会運営委員会の運営委員会委員の選任が行われ、同じく、球磨村議会議員の改選により欠員となっていた下球磨地区の委員の補充があり、23番、川邊正美議員（五木村）が選任指名されました。

次に、日程第6、議案第10号、平成30年度人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算（第1号）は、執行部の提案理由及び補足説明を受け、質疑・採決の結果、原案どおり可決しました。

最後に、日程第7、議員の派遣については、平成30年度の議員の派遣について、配付された資料のとおり実施することに決定され、閉会をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本佳久議員より報告をお願いします。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 平成30年5月第2回人吉下球磨消防組合議会臨時会が、5月18日に人吉下球磨消防組合消防本部会議場にて開催されましたのでご報告申し上げます。

日程第2は議長の選挙についてでありました。議長には、これまで人吉下球磨消防組合議会副議長であった、人吉市議会の大塚則夫議員が選出されました。空席となった副議長には、副議長の選出には日程を追加して選挙を行い、不肖私を選出させていただきました。その後、内山慶治代表管理者及び深江政友消防長のあいさつが行われました。

あいさつの中では、今年1月1日から4月末日までの災害出動概要にも触れられ、今年は特に火災が多く発生しており、火災予防、災害予防等により一層力を入れていきたい旨の発言がありました。救急出動も増加の一途で、4月末日までで1,058件、年間では3,000件を越す予想でもあり、より一層業務の遂行に力を入れていくとの決意も述べられました。

なお、新人の消防署職員も4名が採用され、6月1日から勤務に就いております。若い方々にお願いがあります。どうか若い方々は、将来の職業として消防署の職員を選択の一つとして考えていただければと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 次に、正副議長研修会報告をお願いいたします。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） おはようございます。先に行われました全国町村議長並びに副議長研修会の研修の概要報告をさせていただきたいと思っております。

去る5月28日から29日、2日間にわたって東京の国際フォーラムで行われております。テーマは、これからの町村議会を考えるとというようなテーマであります。お手元に配付してあるレジメでご覧いただきたいと思っております。

第1日目は、山梨学院大学の法学部教授の江藤先生の講演がありました。中身については、全国議長会が提案しております町村議員報酬のあり方、これは中間報告ですが、その件と、それから、総務省から提案されております研究会の報告書、議会のあり方に関する報告書がテーマでありました。

そのあと特別表彰を受賞をされた全国の中から3町ですね、長崎県の小値賀町、それから福岡県の大刀洗町、それから徳島県的那賀町3町からそれぞれ事例の発表がありました。

2日目につきましては、県内各地区ブロック17項目の要望活動を全国町村会館で行っております。球磨郡の場合は2項目、球磨郡の場合は、球磨川における抜本的な治水対策の促進、それからもう一つは、球磨地域の幹線道路網の整備促進、この2項目の要望を行っているところであります。衆参両院議員、本人、秘書を含めて12名の参加がありました。

研修の概要であります、あとで皆さんよく読んでいただきたいと思っております、かいつまんで申し上げますと、議員報酬の低さがなり手不足の原因であるというような印象が強いと。全国では57%の方が、どちらかという低いというような感じがあるというような調査結果があります。定数削減とそれから低い報酬とが連動してるんだと。特に女性議員を増やすためには、定数削減は避けるべきであるというような見解でありました。

それから、この報酬についてもですね、後出しではなく、2年前から、少なくとも1年前には決めておかないと、やっぱりそのときになってはもう遅いんだというようなことでありました。

それから、今後の議会のあり方については、集中専門型、多数参画型というふうに総務省から提案されておりますが、実際にその選択する実現性があるのかどうかですね、まだ現況ではよくわからないというような報告でありました。

特にユニークなのはですね、小値賀町、ここは議員報酬50万円というような条例を、特殊条例を決めたんですが、やっぱり、それでもなおかつ出てくれる人はいなかったということで、この報酬条例についてはやむなく廃止をしましたということでした。

あと大刀洗町については、要するに住民に向き合った議会ということで、自由討議を重視する。それから広報誌を特に力を入れてやってるんだというような報告でありました。

それから、徳島県的那賀町につきましては、やはり若者については、特例として30万円報酬を出そうというようなことを計画しておるといような話でありました。一応そのような特殊な事例の発表があったところでもあります。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会及び研修報告は終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がっております。これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、おはようございます。議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日ここに平成30年第3回山江村議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様には、全員ご出席いただく中に開催できますことを、心から感謝を申し上げます。

それでは、先般の臨時会後の行政報告をもってあいさつとさせていただきます。お手元に配付してあろうかと思えますけれども、3月30日でありますけれども、田原団長の消防団長辞令交付式を行っております。併せて退任式を行ったところあります。ちなみに、団長につきましては、私のほうから辞令を交付する。副団長につきましては、団長のほうから辞令を交付するということになっております。

同じく30日ではありますが、人吉下球磨消防組合の退職者が3名おりましたので、その者に対して辞令交付を行ったところでございます。

同じく30日です。日本遺産人吉球磨観光地域づくり発起人会というのが書いてございます。第1回理事会を行ったということではありますが、これは10市町村が連携しながらですね、人吉球磨の観光について、また、観光を通じた地域づくりを今後推し進めていこうという取り組みでございます。予算は、人件費を除いてですね、3,800万円でございます。担当の職員は、県の職員、それから人吉広域行政組合の職員、そして人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町から出向職員を1名ずつ今出して、その観光地域づくりについて、まずもろもろの観光の資源を調査しながら、メニューを組み立てていくという作業に入っているところでございます。ちなみに、アドバイザーとして球磨地域振興局長が選任されたということでありまして、いいよ本年度から新しい人吉球磨の観光についてですね、動きが始まっていくということになっております。

4月1日ですけれども、これは熊本県の空手道選手権が山江村の体育館で行われておりますので、私も参加いたしまして歓迎のあいさつをさせていただきました。

4月2日は辞令交付式ではありますが、これは特に経験の長い職員を中心に、小規模ではありますけれども人事異動を行わせてもらっております。

4月3日の(株)やまへの辞令交付は、定例のですね、常用パート等の期限が1年でありますので、新しく辞令を毎年発行させてもらっているというものでございます。

それから、先ほど議長からもありましたけれども、4月7日の慰霊祭と遺族会総会に私も参加をいたしまして、それから10日の万江小学校、山田小学校はですね、私、万江小学校の入学式に行ってみりました。そして午後は山江中の入学式に参加したところでございます。

それから、4月11日ではありますが、100人委員会の観光部会が朝一番で報告に来られました。観光部会独自でですね、冊子を作られたということでございまして、それに基づいて観光案内人の協会を設立されるというような動きになっておりますので、その報告に来られたということでございます。ちなみに、観光推進協議会、また観光案内人の会は、人吉球磨でないのはですね、山江村だけでございました。したがって、観光案内人の協会が設立し、また、今、計画しております観光交流促進協議会も、本年中に山江村立ち上げながら、先ほど申しあげました日本遺産人吉球磨観光地域づくりとしっかり連携をしながら、観光交流事業を進めるといようなことを考えているところでございます。

4月14日、熊本地震の犠牲者に対します追悼式、県庁のほうで行われておりますので参加をしております。

4月17日、衛生委員会と書いてございますが、このことはですね、村職員のストレスチェックをやったり、働きやすい環境をつくろうというような会議でございまして。県内各地域で各所でですね、現代病と言われておりますように、精神的に病む職員等々が多いというようなことを受けてのこういう動きが、各自治体でも行われているということでもありますけれども、衛生委員会、昨年立ち上げまして、今年も引き続き、職員のその働きやすい環境をつくりながら、ストレスチェックを行っていくということにしております。

それから、18日は災害支援協定会議としておりますけれども、これは郵便局との協定でございまして、もろもろの災害、また見守り等の協定につきまして、見守り等におきましての協定を結ばせてもらったということでもあります。

そして、4月19日から、これは毎年度行っておりますけれども、各課とですね、本年度の事業を見通した打ち合わせを行わせてもらっております。

まず、19日は、総務課、建設課、税務課のとの打ち合わせをしながら、情報の共有を図りながら事業を進めていくというような取り組みをしたところであります。

それから、4月20日は、100人委員会のやまえ栗ブランド部会が報告に来ら

れました。ブランド部会のほうでも、山江栗のブランディングに対するですね、その管理及び工程を工程表を作成されております。いわゆる、この管理工程表に基づく栗の生産をされますと、やまえ栗のブランドとしての位置づけができるというようなことでありまして、こういう取り込みを広く村内に広げていくということが、求められているのでありましょし、各生産向上推進委員会と会がございまして、そちらのほうにも広げていってもらえるような取り組みをお願いしたいと思っております。

4月22日であります。やまえつつじ祭りが開催されております。晴天に恵まれてまして、つつじは久留米つつじがちょっと終わったというような状況でありましたけれども、たくさんの人に参加いただきながら、にぎわいのある祭りであったと思っております。議員の方もたくさん参加いただきまして、大変ありがとうございました。

それから、4月23日であります。生協コープとのですね、生活支援協定の調印式を行いました。これにつきましても生協がもろもろの配達をする折に、高齢者等の見守り活動、それから道路の破損等についてですね、チェックをして、何かあったときは役場のほうに報告をするというような調定でございます。

それから、4月25日であります。畜霊祭と山江村肉用牛振興総会、以上の総会に入っております。それと球磨中央地区林業活性化協議会とございますけれども、これはスマート林業を球磨中央地区の森林組合で進めるということですが、まさにG空間を活用した森林の管理であります。いわゆるGIS、航空写真を活用しながら、その地域ですね、森林のその面積をもとに、また、その育齢をもとに在籍までわかるというようなことであります。

私も質問しましたけれども、例えばこの地域の山を拡大してみたら、この山で幾らぐらいの搬出の経費がかかるか、幾らぐらいの利益があるかというのはわかるんですかと言いましたら、それもほぼ正確な数字でですね、判明できるというような返答を得ております。今後、山江村はまだその空撮、GISの、順次ですね、その空撮等の整備を図っていくということでもありますけれども、それが導入されたということであれば、いろんなことに活用できるということを思っておりまして、まさに森林組合がICT事業に取り組んだということでございます。

それから、26日は、山江村体育協会総会が行われております。

そして、27日は、山江村消防団の新旧幹部会議が開催されておまして、新しい団長に山田団長、副団長に村上、平川副団長が就任されたということでございます。

4月29日、やまえ福祉まつり、引き続き、山田大王神社の総会に参加しており

ます。

それから、5月7日であります、川辺川土地改良事業連絡協議会関係市町村長会議とございます。これは、国営事業が完全に廃止をされたということでございますので、川辺川土地改良事業連絡協議会につきましては、30年度をもって解散するということになりました。土地改良事業連絡協議会と申しますのは、昔でいう川辺川総合土地改良事業組合のことです。いわゆる一部事務組合でありました。議員の方々、派遣いただきながら、この国営の川辺川につきましているような議論を成してきたということですが、事業が止まっておりまして、連絡協議会という組織に移しながら、その話し合いを進めてきたということですが、国営が廃止になったということを受けて、平成30年度で終わるといようなことになっております。

5月8日、山江村乳用牛導入資金交付式を2名の方に行っております。そして、同じく8日から、平成30年度の村政懇談会を16区から始めております。16区とありますが、教育長と2班体制でまわらせてもらっております。従いまして、8日は15区、16区を行ったということで、数字の高い区のほうから低い区のほうに下りてきていると。あと13区と14区が残っているという状況でございます。

それから、5月9日、10日は、平成30年度の管内主軸事業要望ということでございます。国交省のほうに球磨郡の市町村長で出向いております。今回、人吉球磨にも他地区にましてですね、補助事業等の予算がついておりました。そのお礼を兼ねてまた要望を併せて行ったというところでございます。これにつきましては、下ノ段地区において、現在、社会資本整備交付金の事業で橋の整備を行っているところですが、交付金事業でありますので、その金額がですね、動くということが、これは毎年毎年あります。いわゆる65%交付がですね、今年も予算で3,000万円ほど減額をさせてもらっているところですが、45%に減らされてきております。

従いまして、ほかのですね、建設工事業に影響を与える、また進まないということもありますので、この折に、その交付金事業から大規模改修のですね、補助事業に転換してもらえないかと。事業が途中ではありますけれどもそういう要望もしております、何度となく県のほうにもそのお願いをしているところであります。

その補助事業として認定されますと、2分の1の事業でありますから、その社交金は当然よその事業にまわせるということになりますので、ずいぶんその山江村内の事業が進むということになりますので、そういう要望をしてきているところであります。まだ決定はしておりませんが、議員の皆様方におきましても、よろ

しくお願いをしたいと思っているところでございます。

それから、5月12日は、くま川ごみゼロポスターコンクールというのがありまして、その金賞作品はですね、大きな看板にして球磨川沿岸に貼ると、置くと、設置するというような事業を国交省のほうにしておりました。その金賞に2名選ばれております、人吉球磨からですね。その1人に山江中学校の藤本君の作品が、入賞したということで、金賞を受賞したということでありましたから、私、その式典のほうに参加をしてきました。

5月13日は、山江中学校の体育大会、あいにくの雨でありましたけれども、全プログラムともやられたというようなことであります。雨の中、私から見てかわいそうな気もしたわけでありましてけれども、子どもたちの一生懸命そのプログラムに取り組む姿にですね、ある意味感動でもあったというふうに思います。

それから5月15、16、17であります、全国ICT首長協議会の総会のほうに参加をしましてまいりました。このICT首長協議会は、設立されて2年半ということでございます。その間いろんな要望活動も行ってきました。文科大臣に対する財政支援の要望活動も、佐久市の市長を中心にですね、私も同行させてもらったということで行ってまいりましたが、今回といいますか今年から、1,805億円の地方財政措置がつけました。いわゆるICT教育に取り組むいろんな予算につきまして、この1,805億円の地方財政措置を、これは地方交付税として返ってくるというようなことでありますので、さらにこのICT教育の推進につきましては、なかなか過疎債の予算で対応してまいりましたので、そういう予算を活用させていただきたいと。私もパネリストとして壇上に上らせてもらっているところであります。

それから、17日であります、道路整備促進期成会同盟会通常総会、「命と暮らしを守る道づくり全国大会」が、併せてちょうど同じ時期にございましたので、そちらのほうに参加をしております。

5月18日であります、先ほどご報告がありました人吉下球磨消防組合の臨時議会が行われました。報告があったとおり、議長に大塚議長ですね、それと副議長に本村の松本議員が就任をされたということでございます。

それから同じ日、やまえ栗まつり実行委員会議を開催いたしました。今年はやまえ栗まつりスイーツフェスタでありますけれども、9月23日に開催するということを決めてもらっているところでございます。

5月20日につきましては、小学校の運動会、山田小、万江小運動会に時間をずらしながら参加をしたところでございます。

それから、5月21日は、老人クラブの総会で、これも会長がですね、鏡山会長

から豊永会長に代わられたというようなことでございます。

そして、平成30年度人吉球磨春夏秋冬キャンペーン実行委員会及び人吉球磨地域観光推進協議会合同総会、その次に、人吉球磨日本遺産活用協議会総会が開催されたということですが、これは先ほど申しました日本遺産人吉球磨観光地づくり協議会のほうに吸収されると、連携をするということになっておりますので、続くのもありますけれども、予算はほとんどその観光DMOといいますか、地域づくり協議会のほうに注ぎ込みながら、総合的にやっていくというようなことになっております。

それから、5月22日は、全国森林環境税創設促進連盟の定期総会、東京でございましたので、私、日帰りだったんですが参加しております。これにつきましてはご案内のとおりでございます。名前を変えながらも25年以上この要望活動を市町村長、それから、議長をはじめとしてですね、行ってきたということでもありますけれども、案内のとおり、31年度から前倒しでその森林環境税が交付ということが決まりました。従いまして、本年度いっぱいです、この森林環境税創設促進連盟の定期総会については、解散をするということになっております。なお、事務につきましては、全国町村会のほうで引き継ぐということになりました。

5月23日は、球磨郡町村新規採用職員の隊内研修ということでございます。これは自衛隊研修をですね、球磨郡の町村会の新しい新採職員は、自衛隊のほうに隊内研修として現場研修をやっていったということでもあります。今まで熊本のほうにやっていたということでありまけれども、自衛隊の組織替えによりまして、本年度からえびの駐屯地がですね、人吉球磨をみるということになっておりますので、えびの駐屯地のほうに研修に行ったと。その町村会を代表して私、あいさつに行ったというところであります。今年22名の球磨郡の町村の新しい職員がおります。

それから、5月24日でありますけれども、山江村商工会の総会が開催されております。会長も代わられまして、稲留会長が新しく就任されたというようなことございました。

それから、5月26日は、郡民体育祭のゴルフのほうに参加しております。あいにくのこの日も雨でありましたけれども、村民の方、ゴルフ、雨の中、非常に健闘されたということございました。

同じ日ではありますが、NPO法人かちやリンクやまえの通常総会にも参加しております。

27日が山江村消防小型ポンプ操法大会が挙行されました。優勝は5分団、2位が2分団、3位が3分団ということでありましたけれども、山江村、消防署の審査員の話によりますと、どの分団も非常に他町村に比べてですね、レベルが高いとい

うふうにおっしゃってました。5分団におきましては、7月29日のに行われます球磨郡のポンプ操法大会、参加するという事に決まっておりますが、ぜひ優秀な成績をですね、収めてもらいたいと期待をするところでございます。

5月28日は、(株)やまへの取締役会に引き続き、(株)やまへの株主総会を開催をさせていただきました。本年も昨年に引き続き黒字決算で終えることができたということでもあります。今年は1,060万円ほどの黒字でございました。このことにつきましては、本当に議員の皆様方をはじめ村民の皆様方のご支援のたまものと、心から感謝を申し上げますし、ただ通算ではですね、まだ220万円ほど、230万円だったですかね、の赤字が残って、もうひと踏ん張りということですが、今後ともよろしくご支援のほどお願いを申し上げたいと思います。

それから、5月29日、先ほど申し上げました川辺川総合土地改良事業連絡協議会の総会が行われたということでございます。平成30年度解散ということでもありますので、各町村からの負担金は取らずに、繰越金だけの協議会の運営になり、本年度末に解散をするということでございます。

5月30日は、チャレンジデーの2018を行っております。沖縄県の大宜味村との戦いといいますか、参加率を競ったということでありました。本村46.9%の参加をいただいて、今まででも一番参加率が高い数字でありまして、大宜味村が42%だったと思いますが、でありましたので、勝利を収めることができたというようなことでもございました。参加いただきました村民の皆様方に、大変ありがとうございましたと感謝申し上げますし、できますればこの機会に運動をスポーツのですね、日ごろからの取り組みもお願いできたらなというふうにも考えているところでございます。

それから、6月1日は山江村の防災連絡会議を開催をいたしております。先の熊本県ですね、治水砂防協会の総会で、国交省の課長がこういうことを申しましたのでその旨伝えたんですけども、「災害はなくなるという認識はしっかり持ちなさい」というふうなことであります。非常に頭に残っております。「災害はなくなる。それと住民は逃げないということを前提に考えてください」というふうなことであります。

思い起こしますのは、福島県の新地町に行きました折に、ときの町長がおっしゃったのは、避難訓練をするときには、100%住民の方、逃げてもらったということでもあります。ただ、大津波がきた時は、これぐらい大丈夫だろうとか、忘れ物をしたから取りに帰ってきた。取りに家のほうに帰って行かれたという方が、150名程度犠牲になられたというようなことでもありますので、改めてその付近を思いながら、またしっかり啓発活動をしていかなくちゃいけないなと思ったところでござ

います。

それから、6月4日でありますけれども、平成30年度球磨管内の軸事業説明会がございまして、球磨振興局の今年の事業についての説明があったということでございます。

6月5日、昨日でございますが、NTT西日本との特定公衆電話設置協定の調印式というのを行いました。これは山江村内のですね、避難所18カ所ございますが、その18カ所すべてにですね、災害時に使用する公衆電話を無料で設置すると、NTTがですね、設置するというような調定でございます。

災害時には、この電話回線におきましては、他の回線を優先してつなぐことができるというようなものでありまして、もう起きないほうがもちろんいいわけで、使用しないほうがいいわけでありまして、万が一そういう被災が、災害があり被災された方々におかれては、避難所でこの電話を優先的につながるような電話を設置するというような調印式でございました。

以上、行政報告を申し上げます。最後になりますが、本村を取り巻く情勢は依然として厳しい中にあるということ認識しております。ただ、山江村を振興・活性化させる施策の効果や動きが、一つ一つ見え始めたということも感じております。産業振興のほうでは、万江地区集落営農の取り組みが始まっておりますし、山江栗の品質向上委員会にみられるように、増産品質向上の取り組みを積極的に行ってもらっております。

さらに、森林環境税の活用や林業振興のために、林業活性化協議会を設立をいたしまして、低迷する林業の中でのシイタケ栽培をはじめ、林産物のブランド化事業に今年から取り組みたいというふうに考えております。働く場の確保のための産業づくりや企業の誘致についてもですね、今後とも広く推し進めてまいりたいと思います。

社会保障の振興のための施策としても、医療介護の現場の充実のために、健康ポイント、介護支援ポイント事業も始めます。また、道路橋梁をはじめ防災対策としての生活環境の整備も厳しい財政状況の中ではありますけれども、年次計画によりまして、国・県の予算を効果的に獲得をしながら推し進めてまいります。そして新しい社会に向けて、村民主役による山江未来塾、いわゆる100人委員会でございますが、具体的な村づくりの活動が本格化をしてきております。今後とも村民の皆様方とともに、本村課題解決のために、そして、本村の活性化のために努力を続けてまいりますので、改めまして議員並びに村民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願いを申し上げます。

本日、村長提案の議案につきましては、繰越の報告が2件、専決処分案件が9

件、条例改正案件が3件、公共工事請負の変更計画案件が1件、農振地域の計画変更案件が1件、そして、補正予算案件が2件の計18件でございます。どうぞ慎重に御審議いただきながら、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げましてあいさついたします。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告とあいさつが終わりました。

-----○-----

#### 開会宣言

○議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成30年第3回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定によりまして、8番、中竹耕一郎議員、10番、松本佳久議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

○議会運営委員長（松本佳久君） それでは、報告いたします。

平成30年第3回山江村議会定例会につきまして、去る5月30日、議会委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、本議会定例会全般について協議いたしております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6日から8日までの3日間としております。本日、開会、提案理由の説明後、議案審議することにしております。7日は一般質問で、6名より通告が出ており、終了後、散会としております。

発言の順序は事前にくじ引きで決定している順で、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。3日目、8日に質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 報告第1号 平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、報告第1号、平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、報告第1号についてご説明申し上げます。平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告でございます。

平成29年度繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、山江村一般会計予算に係る繰越明許費を別紙のとおり報告するというものでございます。

平成30年6月6日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、繰越明許費については、地方自治法施行令の規定に基づき、議会に報告する必要があるために提案させていただくというものでございます。

1枚計算書を添付をいたしております。款、項、事業名と横並びにありますが、その順に読み上げをさせていただきたいと思っております。款が2の総務費、項、総務管理費、事業名がまち・ひと・しごと創生対策事業、金額が4,210万円、翌年度繰越額が4,210万円でございます。左の財源内訳でございますが、これは参照させていただきたいと思っております。

次に、2の総務費、1の総務管理費、事業名がまち・ひと・しごと創生事業の16万6,000円でございます。繰越額も16万6,000円となっております。

次に、款の総務費、項の総務管理費、携帯電話基地局整備事業でございます。金額が8,569万5,000円でございますが、そのまま翌年度にも8,560万9,000円を繰り越すというものでございます。

次に、款7、土木費、項2、道路橋梁費、事業名が、村道県道下段線下之段橋下部工（A2）事業でございます。金額は1億5,000万円でございますが、繰越額につきましては7,565万円となっております。財源内訳はご覧いただきたいと思います。

次に、款7、土木費、項2、道路橋梁費、事業名が、村道涼松釜野線防災事業で  
ございます。金額につきましては1,950万円でございますが、そのまま1,95  
0万円を繰り越すというものでございます。合計の2億9,746万1,000円が  
金額につきまして、繰越額が2億2,297万5,000円となっております。これ  
につきましては、財源内訳を申し上げますが、国庫支出金が1億977万3,00  
0円、地方債が8,710万円、一般財源として2,610万2,000円を充当す  
るということになっております。これにつきましても本日提出でございます。

以上、説明申し上げます。

-----○-----

#### 日程第4 報告第2号 平成29年度事故繰越し（一般会計）の報告について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、報告第2号、平成29年度事故繰越し  
（一般会計）の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは報告第2号についてご説明申し上げます。平成29年  
度事故繰越し（一般会計）の報告についてでございます。

平成29年度事故繰越しについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定に  
より、山江村一般会計予算に係る事故繰越しを別紙のとおり報告するというもので  
ございます。本日提出でございます。

提案理由であります。事故繰越しについては、地方自治法施行令の規定に基づ  
き報告する必要があるために、提案をさせていただくというものでございます。

1枚計算書を添付しておりますけれども、左から款、項、事業名の順に読み上げ  
てまいります。款2、項1、事業名は地方創生拠点整備交付金事業、支出負担行為  
額が2,916万1,963円、この内訳であります。支出済額が2,516万5  
63円、支出未済額につきましては、400万1,400円、支出負担行為予定額  
でございます。2,263万8,037円でございます。翌年度繰越額につきましては  
は、2,653万9,437円となっております。

この財源内訳でありますけれども、国・県の支出金が1,477万6,000円、  
地方債につきましては2,000万円でありまして、一般財源は、繰越しでありま  
すので既に支払いを済ませておりますから、その関係でマイナスの831万163  
円となっております。

説明でございますが、合戦ノ峰地区物産販売所建築工事着手後の1月9日に受注  
業者から、資材の高騰、人件費の値上がりから受注額超過になるために、このまま  
工事を進められない旨の申し出がありました。このため設計の見直しを行う必要が  
生じまして、約2カ月の遅れが生じたことにより、年度内の完成が困難となりまし

て、今回の繰越しとなったものであります。

本日提出でございます。

-----○-----

#### 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成29年度山江村一般会計補正予算(第10号))

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第5、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて(平成29年度山江村一般会計補正予算(第10号))を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のどおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、村税等が平成30年3月末日に確定をいたしましたために、平成29年度山江村一般会計補正予算(第10号)を専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚めくっていただきますと専第2号でございます。専決処分書を添付いたしております。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度山江村一般会計補正予算(第10号)を別紙のとおり専決処分するというものでございます。専決日につきましては、平成30年3月30日でございます。

それから、補正予算書でございます。専第2号、平成29年度山江村一般会計補正予算(第10号)でございます。平成29年度山江村一般会計補正予算(第10号)は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,867万3,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億9,255万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

繰越明許費の補正でございます。第2条、繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費」の補正によるものでございます。

地方債の補正でございます。第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。これも先ほど申し上げましたとおり、3月30日に専決させてもらったというものでございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、専第2号、平成29年度山江村一般会計補正予算（第10号）について説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。1、村税、村民税などの確定によりまして、10万9,000円を追加するものでございます。2、地方譲与税から9の交通安全対策特別交付金までの追加及び減額につきましては、各種の譲与税及び交付金の確定による補正でございます。11、分担金及び負担金50万5,000円の減額は、農業費分担金過年度分、保育料、老人福祉施設、療育医療保護者負担金などがございます。12、使用料及び手数料49万5,000円の追加は、各種施設の使用料、徴税手数料等でございます。

2 ページをお開きください。13、国庫支出金でございます。228万6,000円の減額、14、県支出金9,831万1,000円の減額、これにつきましては、国・県の負担金及び補助金等の確定による補正でございます。15、財産収入38万2,000円の追加は村有地の貸付、電柱敷地料などがございます。17、繰入金134万2,000円の減額は、社会福祉振興基金、山江村定住化促進基金でございます。

3 ページをお開きください。歳出でございます。2、総務費677万1,000円の減額は、一般管理費、企画総務費、移住定住促進費等の減額が主なものでございます。3、民生費1,184万1,000円の減額は、障がい者福祉費、老人福祉費の減額が主なものでございます。4、衛生費1,741万7,000円の減額は、保健衛生総務費364万7,000円、子育て支援事業費837万8,000円等が主なものでございます。5、農林水産業費677万1,000円の減額は、農地費、林業振興費等でございます。7、土木費688万1,000円の減額は、道路新設改良費、住宅管理費の減額が主なものでございます。9、教育費739万9,000円の減額は、事務局費、教育ICT環境整備費などが主なものでございます。

4 ページをお開きください。予備費でございます。予備費に不用額の4,043万7,000円を追加するものでございます。

次に、5 ページをお開きください。第2表、繰越明許費の補正でございます。1、変更、款7、土木費、項2、道路橋梁費、事業名、村道県道下段線下之段橋下部工（A2）事業でございます。金額1億5,000万円を7,560万円に変更するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第3表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、地域振興事業、限度額1,600万円を1,460万円に、公営住宅建設事業8,050万円を7,840万円に、教育ICT環境整備事業3,000万円を2,790万円にそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

(平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第5号))

○議長(秋丸安弘君) 次に、日程第6、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて(平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第5号))を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) それでは、承認第3号についてご説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のどおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、療養給付費交付金等が平成30年3月末日に確定をしたために、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第5号)を専決処分させていただいたものでございます。

1枚めくっていただきますと、専第3号として専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第5号)を、別紙のとおり専決処分するというものでございます。期日は、平成30年3月30日となっております。

次に、補正予算でございますが、専第3号でございます。平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第5号)でございます。平成29年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第5号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,864万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,659万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成30年3月30日に専決処分させてもらったものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第3号について説明いたします。

補正前の額6億6,523万3,000円から4,864万円を減額し、歳入歳出それぞれ6億1,659万3,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。歳入でございますが、主なものとしまして、款3、国庫支出金を1,679万3,000円減額するものでありまして、療養給付費等の実績により、国の負担金、補助金の額が確定したことによる減額であります。款4、療養給付費交付金につきましては、583万3,000円を増額するものでありまして、退職被保険者等に係る療養給付費分の交付金の増加によるものであります。款6、県支出金を608万5,000円減額するものであります。療養給付費等の実績により、県の負担金、補助金の額が確定したことによる減額であります。款7、共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業拠出金等の確定により、2,246万6,000円を減額するものであります。款9、繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金の取り崩しを行わなかったことなどにより、864万7,000円を減額するものであります。

2ページをお開きください。歳出でございますが、主なものとしまして、款2、保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費等の給付実績によりまして、3,655万円を減額するものであります。款3、後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度に対する支援金の確定により、890万6,000円を減額するものであります。款6、介護納付金につきましては、介護納付金の確定により、627万9,000円を減額するものであります。款7、共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業交付金等の確定により、578万円を減額するものであります。

3ページをご覧ください。款12、予備費であります。1,049万5,000円を増額するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

日程第7 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第7、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることにつ

いて（平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第4号についてご説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、水道使用料が平成30年3月末日に確定をしたために、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を専決処分させてもらったものでございます。

1枚めくっていただきますと、専第4号として専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分するというところでございまして、平成30年3月30日に執行させてもらったものでございます。

次に、補正予算でございます。専第4号、平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）でございます。平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳出それぞれ1億8,591万2,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。3月30日に専決させてもらったというものでございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、専第4号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、1、使用料、水道使用料、現年度分が確定したのに伴いまして、5万円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額から5万円を減額し、1億8,591万2,000円とするのでございます。

2ページをご覧ください。歳出、1、簡易水道施設運営費、光熱水費等の不用額77万円を減額しまして、予備費を72万円追加するものでございます。歳出合

計、補正前の額から5万円を減額しまして、1億8,591万2,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時25分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、訂正をお願いしたいと思います。報告第2号の件で  
ございます。

事故繰越しの件でございますが、繰越し計算書の内容の中で、一般財源につきましてですね、いわゆるマイナスの813万1,163円を831万というふうに読み間違えているようであります。正確には訂正いたしますけれども、マイナス813万1,163円でございますので、お詫びして訂正をよろしく願います。

-----○-----

#### 日程第8 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
（第4号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第8、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第5号について説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙次のおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、農業集落排水施設使用料が平成30年3月末日に確定をしたために、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）

を専決処分をしたというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第5号、専決処分書でございます。同じく地方自治法第179条第1項の規定によりということではありますが、これは専決処分の内容が一緒でありますので、ご確認いただきたいと思っております。処分日が平成30年3月30日でございます。

次に、補正予算でございます。専第5号、平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）でございます。

平成29年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成30年3月30日に専決をさせてもらったというものでございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、専第5号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入合計、既定の額1億3,929万8,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出、2、農業集落排水施設管理費、中継ポンプ移設工事の完了に伴う工事請負費などの不用額104万円を減額するもの。1、予備費104万円を追加するものございまして、歳出合計、既定の額1億3,929万8,000円でございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第9 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第9、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第6号について説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条

第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

平成30年6月6日、本日提出でございます。

提案理由でございますが、介護給付費負担金等が平成30年3月末日に確定をしたために、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号）を専決処分させていただいたものでございます。

専第6号でございます。専決処分書であります。第179条第1項の規定によりですね、平成29年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算を別紙のとおり専決処分したというものでございます。3月30日に専決処分しております。

補正予算でございます。専第6号、平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号）でございます。平成29年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ956万7,000円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,465万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成30年3月30日に専決させてもらったものでございますが、内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第6号について説明をいたします。

補正前の額4億6,421万8,000円から956万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億5,465万1,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。歳入でございますが、介護保険料の額が確定したことによりまして、款1、保険料を509万2,000円増額するものであります。居宅介護サービス給付費等の実績により、負担金等が確定したことによりまして、款3国庫支出金を152万5,000円、款4、支払基金交付金を968万6,000円、款5、県支出金を334万9,000円それぞれ減額し、介護予防サービス計画作成料等の額が確定したことにより、款9の諸収入を9万9,000円減額するものであります。

2ページをお開きください。歳出でございますが、認定調査費等の額の確定によりまして、款1、総務費を21万9,000円減額するものであります。款2、保険給付費につきましては、給付実績によりまして3,266万1,000円を減額するものであります。介護予防サービス計画作成委託料等の実績によりまして、款4、地域支援事業費を87万3,000円減額し、款8の予備費を2,418万6,

000円増額するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第10 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて**

**(平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号))**

○議長(秋丸安弘君) 日程第10、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて(平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号))を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 承認第7号についてご説明申し上げます。同じく専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、後期高齢者医療保険料等が平成30年3月末日に確定をしたために、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を専決処分したというものでございます。

1枚開けていただきますと、専第7号で専決処分書でございます。これも同じく自治法の第179条第1項の規定によりまして、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)を、別紙のとおり専決処分をさせていただいたものでございます。期日は3月30日でございます。

続きまして、予算書でございます。専第7号、平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)でございます。平成29年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万円を減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,320万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。3月30日に専決させていただいたものでございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、専第7号について説明をいたします。

補正前の額3,495万9,000円から175万円を減額し、歳入歳出それぞれ3,320万9,000円とするものでございます。

1ページをお開きください。歳入でございますが、後期高齢者医療保険料の額が確定したことにより、款1、後期高齢者医療保険料を71万9,000円減額し、督促手数料等の実績により、款2、使用料及び手数料を5,000円減額、保険基盤安定繰入金等の額の確定によりまして、款3、繰入金を102万6,000円減額するものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございますが、一般管理費の旅費等の実績によりまして、款1、総務費を8万3,000円減額し、被保険者保険料負担金等の確定によりまして、款2、後期高齢者医療広域連合納付金を165万8,000円減額、款4、予備費を9,000円減額するものでございます。

以上でございます。

-----○-----

#### 日程第11 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第11、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 承認第8号についてご説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由ですが、ケーブルテレビ使用料が平成30年3月末日に確定をいたしましたため、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を専決処分させてもらったというものでございます。

開けていただきますと専第8号で専決処分書でございます。同じく地方自治法第179条第1項の規定により、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分するというものでございます。3月30日に専決処分をさせていただいております。

補正予算書でございます。専第8号、平成29年度山江村特別会計ケーブルテレ

ビ事業補正予算（第3号）でございます。平成29年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,211万9,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。平成30年3月30日に専決処分をさせてもらったものがございますが、内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、専第8号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、2、使用料及び手数料、1、使用料、ケーブルテレビ使用料を現年度分86万5,000円、過年度分27万5,000円、計114万円を増額し、歳入合計7,211万9,000円とするものがございます。

続きまして、2ページをご覧ください。歳出、2、ケーブルテレビ事業費、1、ケーブルテレビ事業費、委託料74万円をはじめ需用費、使用料、工事請負費、計121万円を減額し、4、予備費、1、予備費に235万円を追加いたしまして、歳出合計7,211万9,000円とするものがございます。

以上で説明を終わります

-----○-----

## 日程第12 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて

### （山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、承認第9号について説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものがございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第

3号)等が、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、山江村税条例の一部を改正する必要があるために専決処分をさせてもらったというものでございます。

1枚開けていただきますと、非常に分厚く改正が書いてあるところでございますが、この内容につきましてはですね、税法のいわゆる上位法の改正ということに伴う条例改正であります。主なものとして、3年に一度の評価替えに伴う特例措置の延長、税負担軽減措置の新設、働き方改革の一環として、給与並びに年金基礎控除の見直しによる改正、加熱式たばこ等についての課税見直しによる改正、また、これらに伴う字句の読み替え等が主なものというふうになっております。

あと新旧対照表も付けておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

-----○-----

### 日程第13 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

#### (山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長(秋丸安弘君) 日程第13、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて(山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 承認第10号についてご説明申し上げます。専決処分事項の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)等が、平成30年4月1日から施行されることに伴いまして、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるために専決処分をさせていただいたというものでございます。

1枚開けていただきますと、その条例が載っておりますが、内容は大きく2点ございます。1点目は、国保被保険者間の税負担の公平の確保を目的とした課税限度額の引き上げとなっております。今回の改正では、医療分を54万円から58万円と4万円限度額引き上げであります。

2点目は、中・低所得者等の保険税負担の軽減を図るということを目的として、5割、2割軽減基準の軽減判定所得について改正されるというものでございます。具体的には、保険税の軽減の対象となる所得の基準について、5割軽減の対象とな

る世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に、同じく2割軽減を49万円から50万円にそれぞれ引き上げるといふものでございます。この条例は平成30年4月1日から施行しておりますが、新旧対照表も添付しておりますのでご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

-----○-----

**日程第14 議案第32号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第32号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第32号についてご説明申し上げます。山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますとその条例でございますが、これもいわゆる上位法の改正というものがございましたので、条例の一部を改正させてもらうということでございます。

主な内容につきましては、放課後児童支援員の有効な教員免許状取得者の明確化と放課後児童支援員の資格要件の拡大をするものでございます。5年以上本事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者も支援員として従事できるという規定を新設をするというものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しまして、平成30年4月1日から適用するというようになっております。

以上でございます。

-----○-----

**日程第15 議案第33号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第33号、山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第33号についてご説明申し上げます。山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別案のとおり設定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由であります。介護保険法施行規則の一部改正に伴いまして、本村条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、一部を改正する条例でございますけれども、これも介護保険法の施行規則の一部改正がありましたので、それに伴う一部改正であります。提案理由にありますとおり、主任介護支援専門員の定義が改めたということでございますので、それに準じて条例の改正を行うというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしてございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第16 議案第34号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（秋丸安弘君） 日程第16、議案第34号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第34号についてご説明申し上げます。山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別案のとおり制定するというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございます。介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正に伴いまして、本村条例の一部を改正をする必要があるために提案をさせて

いただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、その一部を改正する条例でございますが、これも省令の一部改正ということでありまして、それに伴いまして改正するというものでございますが、主な内容につきましては、文言の整理ということでございます。市町村は、地域密着型サービスを行う事業等の基準を示すものであって、従事者を指定にするものではないことから、指定地域密着型通所介護従事者の指定の文言を削除するというものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するとしてしております。

以上でございます。

-----○-----

### 日程第17 議案第35号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（秋丸安弘君） 日程第17、議案第35号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第35号につきまして説明申し上げます。公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するというものでございます。

本日提出でございます。

記として下に表を掲げております。工事名につきましては、平成29年度村道県道下段線下之段橋下部工（A2）工事でございます。事業量につきましては、橋台工が1基、護岸工が1基、根固め工が一式、架設工が一式となっております。契約金額につきましては、当初1億2,420万円でございましたが、変更後1億2,865万6,958円とするものでありまして、現行分は445万6,958円となるものでございます。

契約の相手方でございます。球磨郡山江村大字万江甲1049-1、中央山本建設工事共同企業体でございます。代表者は、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一、敬称略称いたしております。入札の方法は、指名競争入札で当初行いましたので、その入札率による変更契約を交わしたと、交わすというものでございます。

提案理由は、この工事請負変更契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

内容をご案内のとおりでありますけれども、橋梁架け替えによります村道県道下段線下之段橋下部工（A2）工事は、3月の臨時議会において繰越承認を得て、変更工期を6月29日までとしました。今回提案いたしました公共工事請負変更契約

の締結につきましてははですね、5月28日に変更仮契約を締結しております。議会の承認を得てですね、議決を得て本契約をするというものでございます。

主な変更の内容でございますが、締切排水工として、右岸側の護岸ブロック及び根固め工の流水のための排水処理対策の追加でございます。3点ございまして、2点目が土留め切り工であります。架設工の板ばんの据え付け、撤去にかかる損料の見直しとなっております。3番目に安全費でございます。交通誘導員の警備日数の変更がありまして、このことに伴いまして445万6,958円の増額となったところでございます。

以上でございます。

-----○-----

#### 日程第18 議案第36号 山江農業振興地域整備計画の変更について

○議長（秋丸安弘君） 日程第18、議案第36号、山江農業振興地域整備計画の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第36号についてご説明申し上げます。山江農業振興地域整備計画の変更についてでございます。山江農業振興地域整備計画を別案のとおり変更するものとするというものでございます。

本日提出でございます。

提案理由でございますが、本計画の変更については、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

お手元に山江農業振興地域整備計画書がお渡ししてあるかと思えます。非常に分厚い資料になっておりますけれども、内容につきましてははですね、今回、国営の川辺川事業が廃止になったということでございまして、その国営の川辺川計画地域にありました土地、現状ではですね、山林に見間違えるものもございまして、そういうところを主に外したということでもあります。ただ、この計画書は、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための政策を、計画的に推進することを目的として策定するというものでございます。ただ、情勢の変化に対応した適切な計画とするために、おおむね5年ごとに見直すということになっております。なお、前回は平成24年度に見直しを行ったということでございます。

今回の見直しにつきましては、集落に介在しているため、今後農業上の近代化が見込まれない農用地や、先ほど申し上げましたが、国営川辺川利水事業により造成予定地でありました山林につきまして、事業の計画変更の確定をしておりますので、このことにより、これまでに整備が着手されていない山林など、今回の見直しに

より農用地から除外をしたというものでございます。結果、見直す前の農用地の面積であります。約835ヘクタールございましたが、今回、約230ヘクタール除外をいたしております。従いまして、農用地の面積につきましては、605ヘクタールとなります。この変更計画につきましては、県との法定協議を行っております。5月24日付けで同意を受けまして、計画決定の報告をさせていただいたというところであります。本計画の変更につきましては、地方自治法の規定によりまして議会の議決に付すべき事件に関する条例の規定により、今回、提案をさせていただくというものでございます。計画書につきましては、審議のときにまたご検討をよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

**日程第19 議案第37号 平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）**

○議長（秋丸安弘君） 日程第19、議案第37号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第37号についてご説明申し上げます。平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）でございます。平成30年度山江村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,772万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億8,572万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」によるものでございます。

本日提出となっておりますが、内容につきましては、総務課長が説明申し上げます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、議案第37号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

1 ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。款13、国庫支出金643万円を減額するもので、社会資本整備総合交付金の減額及び地方創生推進交付金の追加によるものでございます。17、繰入金4億383万6,000円の追加でございます。土地開発基金の廃止に伴う繰り入れでございます。20、村債770万円の追加は、道路新設改良事業によるものでござい

す。

2 ページをお開きください。歳出でございます。2、総務費4億9万9,000円の追加は、財政調整基金費の各種基金積立金によるものでございます。5、農林水産業費1,183万4,000円の追加は、農業総務費の減額と果樹振興費の追加が主なものでございます。6、商工費1,431万9,000円の追加は、温泉センター管理運営費の基金積立金が主なものでございます。7、土木費1,494万4,000円の減額は、道路新設改良費、工事請負費の減額が主なものでございます。9、教育費1,693万円の追加は、学校建築基金積立金が主なものでございます。12、予備費に106万4,000円を追加するものでございます。

次に、3 ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。

1、変更、起債の目的、道路新設改良事業でございます。限度額1億2,760万円を1億3,530万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上でございます。

-----○-----

**日程第20 議案第38号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
(第1号)**

○議長(秋丸安弘君) 日程第20、議案第38号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) 議案第38号についてご説明申し上げます。

平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)でございます。平成30年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算(第1号)は次に、定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日提出でございます。内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

○建設課長(白川俊博君) それでは、議案第38号について説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、歳入合計既定の額の1億3,600万円でございます。

2 ページをご覧ください。歳出、1、総務管理費、新設住宅への公共柵設置に対

する補助金60万円を計上しまして、1、予備費60万円を減額するものでございます。歳出合計、既定の額1億3,600万円でございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

#### 日程第21 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第21、議員派遣の件を議題とします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、議会の決議が必要であることから、会議規則第126条の規定により提案するものであります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後0時06分

第 2 号

6 月 7 日 ( 木 )

## 平成30年第3回山江村議会6月定例会（第2号）

平成30年6月7日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君  | 2番 横谷 巡君   |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君   |
| 5番 立道 徹君  | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 村 長 内山 慶治 君        | 教育 長 藤本 誠一 君   |
| 総務 課 長 北田 愛介 君     | 税務 課 長 山口 明 君  |
| 企画調整課長 松尾 充章 君     | 産業振興課長 平山 辰也 君 |
| 健康福祉課長 一二三 信幸 君    | 建設 課 長 白川 俊博 君 |
| 教育 課 長 蕨野 昭憲 君     | 会計管理者 迫田 教文 君  |
| 農業委員会事務局長 柳瀬 真奈美 君 |                |

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（秋丸安弘君） 会期日程、日次第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名から一般質問の通告がなされております。

通告の順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしく願いいたします。

はじめに10番議員、松本佳久議員より、1、男女共同参画社会の実現について、2、公営選挙についての通告が出ております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

#### 松本佳久君の一般質問

○10番（松本佳久君） おはようございます。10番議員、松本佳久です。

今朝の熊日新聞に和歌の研究者細胞生物学者の永田和宏先生が、「皇居の稲作種まきから」と題しての一文を寄せられています。その中に、平成8年に皇后陛下が詠まれた歌が紹介してありますが、それは「日本列島田ごとの早苗そよぐらむ 今日わが君も御田（みた）にいでます」というものです。

山江村でも田植えが始まり、やがて最盛期を迎えるものと思います。水不足にもならず、大雨による災害も発生しない適度の雨が降ってくれることを念じています。

今回の一般質問は、2点を通告しています。

最初に男女共同参画社会の実現について質問をし、次に公営選挙についての質問をします。なお、議長の許可をいただき衆議院の調査局内閣調査室が作成した「男女共同参画社会の実現について」の資料を抜粋して配付しておりますのでご覧ください。

男女共同参画社会の実現については、おおよそ20年前の平成11年7月に男女共同参画社会基本法が制定されています。この法律は、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけられており、社会のあらゆる

る分野において男女共同参画社会形成の促進に関する施策の推進を図ることが重要であるとして制定されました。この法律の目的とする男女共同参画社会の実現のためには、国の責任はもちろんですが、都道府県や市町村の責務、国民の責務についても法律の中に明記してあります。

山江村でも平成23年3月18日に山江村男女共同参画推進条例を制定し、その第1条、目的には、この条例は男女共同参画の推進について基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。と高らかにうたっています。一昔前と比べて男女共同参画社会の実現は、ある程度は進んできたとは思いますが、例えば、今日のこの議場においては、私たち議会側は10名議員が男性、村長をはじめとする執行部側は、柳瀬真奈美農業委員会事務局長1人を除き全員が男性です。過去には女性課長もおられましたが、今は9名の課長全員が男性です。

そこでまず、男女共同参画社会の実現について、村長の基本認識について質問し、あわせて村長に任命権のある山江村各種行政委員等について、法律が制定された平成11年当時と、山江村の条例が制定された平成23年、そして平成30年の今とを比べ、男女共同参画社会は、どの程度実現できたと認識されているか執行部の答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

男女共同参画社会基本法は、先ほどありましたとおり、平成11年に施行されておりますが、それ以前となりますと、20年ほど前になります。その頃の各種委員の男女の割合の数値は把握できませんでしたが、内閣府のホームページに平成16年のデータがありましたので、その数値をお答えします。

地方自治法第180条の5に基づく委員会と法律に定めるところにより置かなければならない委員であり、教育委員や選挙管理委員会、農業委員会等になりますが、その登用状況につきましては、総員数32名に対し、女性員は5名で15.6%となっております。

地方自治法第202条の3に基づく審議会と、こちらは法律もしくは、これに基づく政令、または条例に定めるところにより設置している審議会等であり、農業振興地域整備促進協議会、国民健康保険事業の運営に関する協議会や文化財保護委員会になりますが、その女性の登用状況につきましては、総員数153名に対し13名で8.5%となっております。

山江村の男女共同参画推進条例は、先ほどありましたとおり、平成23年4月施

行であります。その時の当時の数値は、地方自治法180条の5に基づく委員会等につきましては、総員数22名に対し、5名で、22.7%となっております。

一方、地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性の登用状況については、総員数164名に対し、24名で14.6%となっております。

直近の平成29年の調査結果では、第180条の5に基づく委員会につきましては、総員数27名に対し、5名で18.5%となっております。

地方自治法第202条の3に基づく審議会等につきましては、総員数185名に対し、53名で28.6%となっております。すべてが右肩上がりとは言えませんが、男女共同参画社会基本法施行以前よりも、審議会等における女性の登用状況は上昇していると思われま。しかしながら、第2期男女共同参画基本計画では、村の審議会等における女性の登用率の目標値を40.0%としており、目標値を大幅に下回っているところでもあります。村としましても役員の改選の際には、女性委員の登用を念頭に置き行っているわけではありますが、なかなか引き受け手がないという場合もあり苦慮しているところでもあります。女性の方が委員等の役を引き受けやすい環境づくりのため、今後も男女共同参画に関する意識啓発や学習機会の推進などに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 村長の見解は後ほどお聞きするとして、例えば、直近の29年の調査では、特に地方自治法202の3に対する女性の割合は28.6%で、おおむね3割、目標には届かないが、大変良い数字ではないかと思ひ、今後の検討をお願いしたいと思ひます。

それで、なかなか引き受け手がいらっしゃらないという話ではございましたが、やはり日ごろの活動と申しますか、あるいは、もっと小さい小中学校の時から教育とかも関わってくると申すんですが、そのような感じで、男女共同参画社会をつくっていかねばならないと思ひますが、この点については、啓発活動についてはどのようにお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えします。

啓発活動というか、先ほども申しましたように学習機会の推進等々ありますので、小中学校時代から男女共同、人権教育も含めて行っているところだとは思ひますが、さらに、その中の役員の女性の登用率というか、役員になる人の率を上げていけるように、小学校・中学校の時から、そういった教育をしながら、一般の方向けというかですね、村民の方につきましては、いろいろな広報誌等でも男女共同についての啓発活動を行いながら、もっと参加しやすい、何か意見を言いや

すいような村づくりを行っていかれたらと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） この山江村が制定した山江村男女共同参画推進条例は、大変良くできた条例と思います。今、一二三健康課長が申されたことも、例えば、第10条に「村民の理解を深めるための措置として、村は男女共同参画の推進について、村民及び事業者の理解を深めるため広報活動等を通じて適切な措置を講ずるものとする」と明記してあります。広報活動等については、どのような活動をされておりますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えします。

広報誌等でしていると思いますが、最近はちょっとやっていませんので、これからまた広報誌等で周知を図っていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） その条例の中の第4条に、村の責務が書いてあります。それによりますと、「村は、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む）を策定し、実施する責務を有する」とあります。男女共同参画の推進に関する施策、これについては、男女共同参画基本計画というのをつくってあると思うんですが、それについてはどのようになっていますか。おおむね40%にするというのは、先ほど答弁をいただいたところですが、男女共同参画基本計画の中に書かれてある、目指すべき山江村の男女共同参画については、どのようにお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、質問にお答えします。

山江村では、第2期男女共同参画基本計画を28年3月に策定しております。その中で、目指す目標となりますが、「男女が共に尊重し助け合い、幸せを感じる山江」を新たな基本理念として掲げ、今後5年間の男女共同参画に係る取り組みとして目標数値の達成に向けて、様々な事業を展開していることとしております。

取り組みの体系ということで、1番目に男女共同参画社会を進める意識づくりということで、男女共同参画に関する意識啓発の促進、男女共同参画に関する教育・学習機会の促進、教育の場における男女共同参画の推進があげられております。

2番目に、家庭における男女共同参画の促進ということで、家庭における男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進。2番目が、安心して生活できる福祉の充実と生涯を通じた健康支援があげられております。

3番目に、誰もが参画できる男女共同参画による社会づくりということで、村の施策、方針決定過程の女性の参画の推進。2番目が、地域における男女共同参画の推進。3番目が防災・災害対策における男女共同参画の推進があげられております。

4番目に、男女が共に活躍できる就労環境の実現ということで、仕事と家庭、地域生活の両立支援、それから働く場における男女共同参画の推進があげられております。5番目に、男女間に対する暴力を許さない対策の充実ということで、DVの防止に向けた情報提供や啓発、それから相談、連携体制の整備・充実、3番、被害者に対する支援の推進ということで、取り組みについて書かれております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 良い計画を立ててあると思いますので、ぜひその計画に沿って進めていただきたいと思います。

この条例の中で、もう1点、触れるとすれば、第7条に「性別による権利侵害の禁止」を書いてあります。これを読み上げますと、「すべての人は社会のあらゆる場において男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない」とあって、（1）性別を理由とする差別的扱い。（2）セクシュアルハラスメント（他の者を不快にさせるような性的言動を言う）。（3）配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為。

2号で、「村は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な広報活動、その他啓発に努めるものとする」とありますので、この点についても各種の啓発をお願いしたいと思っております。

それで、いろいろと努力はされておりますが、まだまだ男性優位社会であると思います。男女共同参画社会の実現には、男性側の協力も必要であると思います。例えば、この条例にもありますが、第2条の定義の中の（2）に積極的改善措置という言葉について、わざわざ説明してありますが、これによりますと、「社会のあらゆる分野における活動に参画する機会について、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することを言う」とあります。そのようなことから、例えば、女性リーダーの育成、啓発についても何らかの支援、あるいは広報活動が必要かと思いますが、そのような計画はありますか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、お答えいたします。

村の取り組みとしまして、まだ十分足りていないところもありますので、今後、

女性リーダー研修とか、広報に限らず人材の育成、そういったものをできるだけよいことを検討していきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） この山江村の男女共同参画社会を実現するために、村長はどのように考えておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。

男女共同参画社会の件についてのお尋ねでありますけれども、そもそも男性も女性も同じような立場で同じような社会活動をするという意味では、歴史的に言うと虐げられたといえますか、女性の社会進出を阻害する要請がずいぶんあった歴史だったと思います。ウーマンリブ活動が1960年代に起きる、いわゆる女性解放の運動が起きたということでありまして、その後、フェミニズムと言われる、いわゆる女性を大事にすると、端的にいうとですね、というようなことになってきましたし、その後、ジェンダーという男女の性差をなくそうというような考え方も出てきたということでありまして、ただ、そのジェンダーの考え方も、もうずっと以前ですが、こういう事件があって話題になったことがあるんですけれども、学校で男性・女性、性差ない平等だから同じ部屋で着替えをさせるというようなことも実はありまして、ちょっと行き過ぎたジェンダーの考え方があり、社会的な話題になったということも、ちょっと記憶にしているところであります。

ただ、今人口減少社会になっておりますし、当然、男性より女性のほうが人口は多いということでありまして、従いまして、それぞれの個性・能力をどう生かすかというようなことが求められている時代なんだろうなということを考えます。そういう意味では、積極的に女性の活用につきましては、指示をしておるところでもあります。

先ほど、地方自治法第180条の5、202条の3の件について申されましたけれども、山江村におきましては、例えば、教育委員が20%であります。選挙管理委員会は25%、監査委員が男性2人でありますからゼロであります。それから、農業委員会が25%、固定資産評価審査委員会は33%でありまして、平均が22%で、202条の3で、要するには、村条例で定める委員でありますけれども、それを見ますと、社会教育委員は50%であります。多いのを言いますと、スポーツ推進員が40%、歴史民俗資料館管理運営委員会、図書委員会は100%女性でありまして、民生委員、児童委員につきましては、55.6%、非常に高い女性の委員の方、それぞれの場で活躍をされておられるというのも、これを見てわかると。ただし、山江村防災会議あたりになりますと、もちろん消防団の団長あたりは、ほとん

ど男性でありますので12%とぐんと落ちますし、もう一つは、生活安全推進委員あたりにつきましては9人中1名と、11%というような状況でございます。

女性の社会進出といいますか、こういう委員の方は積極的に引き受けてもらいたいとは思いますが、どうしても家庭の事情でですね、反対するから断るといような意見もよく聞くわけでありまして。

実は、熊本県の男女共同参画社会の職員でありますけれども、その人と話をしている中で、50歳以上の管理職を置きたいけれども、若い頃はそうないけれども、50歳を超えると女性も管理職につきたがらないという現実もあるというようにおっしゃってございました。家庭の事情と言いましたけれども、もちろんそれぞれの家庭で、女性の方々、重要な役割を果たされている家庭が多いわけでありまして、今はそんなにはないかと思っておりますけれども、自分の奥さんは外ばかり出てという意見も昔は聴かれたんですけれども、そういう思いも若干あるのではなかろうかと思っております。

ただ、いずれにしても、地域づくりをどう進めるかという部分では冒頭に申し上げましたとおり、それぞれの役割、個性・能力を果たしていくということをお願いしていきたいというふうに思っておりますし、山江村で組織しております民間といいますか、地域づくりの100人委員会あたりにつきましては、女性だけの部会も実はございます。そういう意味で、いろんな意味で女性の活躍の場を提供していきたいと思っておりますし、先ほど申された委員の数につきましても、目標の40%と設定しておりますので、40%を目指しながら、お願いを委員の配置をしていければというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 担当課の方々、そして、村長の男女共同参画社会に向けた取り組みについては評価したいと思います。ただ、そもそもこのような考え方が出てきたのはヨーロッパ、特に北欧において、あまりにも女性が進出してくるものだから、男性の側から少しは男性枠も残しておこうとあって、30%とか40%どちらかがなるようにというふうな成立してきた過程があります。その意味では、大変ありがたいことではありますが、資料館運営委員の100%女性というのは、男性も1人か2人おんなったほうがいいんじゃないかなとも思います。今後は担当課でも検討していただければというふうに考えております。そのようにして山江村、そして日本国でも男女共同参画社会の建設に努力してこられたところだと思っております。

それで、国の男女共同参画社会基本法の第5条には、政策等の立案及び決定への共同参画という項目があり、第5条「男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対

等な構成員として、国もしくは地方公共団体における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として行わなければならない」と、これが平成11年に決まっていたわけですが、なかなか政治分野における男女共同参画社会は実現していないというのが現状です。

お配りした資料の中にも、例えば、下に7と書いてあるのがありますが、これは、この分厚い資料の中の7ページに地方議会議員というところがあります。そして、これは本当はカラー刷りですけど、白黒コピーでわかりにくいですが、町村議会は、一番右端の数字でいけば9.8%、全国平均で9.8%となっております。そして、上のほうの文章を見ますが、平成28年12月末現在では、すべての都道府県議会に女性議員がいる一方、3割以上の町村議会では、いまだに女性議員がゼロになっていると、私たちの議会もゼロであります。

そしてまた、その前のほうの数字を見ても、国会議員についても日本の国別順位では100番以下です。これはちょっと古い数字ですが、平成25年、今から5年前の調査では、国会議員、それも衆議院、二院制の場合は下院や衆議院の議員数ですけど、1位はアフリカルワンダで56%が女性、それから2位はアンドラ、3位はキューバ、4位はスウェーデン、5位はセيشェル、6位はセネガル、7位はフィンランドと続いて、日本はやっとで見つけましたが、7.9%で163位でした。これ平成25年の記録ですけどですね。今は、もうちょっと上がってはおりますが、それでも女性の議員数というのは少なくなっております。そういう中で先程来示しているこの資料は、国会のほうで長年議論されて、今年の4月11日に衆議院の内閣委員会を通りました。そして、5月16日には衆議院にて可決され、今は参議院で審議が行われていると思います。近いうちに成立するんじゃないかと思っております。

この政治分野における男女共同参画の推進に関する法律、これはいずれ成立すると思いますが、その中には町村の責務も書いてあります。地方自治体の責務も書いてあります。これについて山江村は法律制定後とはなりますが、山江村はどのように取り組みを進めていく考えか、何かあれば答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

政治分野における男女共同参画推進法が制定されたということで、村としてはどのように進めていくかということですが、こちらの法律につきましては、5月16日に成立し、5月23日に交付、同日施行されましたということで、国のほうから通知がきているところです。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の第3条におきまして国及び

地方公共団体の設置義務があげられております。国及び地方公共団体は、第2条の基本原則、衆参議員及び地方公共団体の議会議員の選挙において男女の候補者の数ができる限りの均等となることを目指す、男女がその性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすること。それから公選による公職等としての活動と家庭生活の円滑かつ継続的な両立が可能となることを目指すということで、この原則にのっとりまして、村としましては、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとされております。

具体的には、第5条から第8条について掲げてありますが、各市町村における実態調査及び情報の収集を行うこと。それから国民の関心と理解を深めるような必要な啓発活動を行うこと。それから、男女共同参画の政治分野における推進に関する取り組みを積極的に進めることができる環境の整備を行うこと。それから、人材の育成及び活動に資する施策を講ずるよう努めるとされております。

村としましては、まず政治分野に限らず、先ほどもありましたように、第2期の男女共同参画計画の目標値に至っておりませんので、女性の意見がもっと村政に反映できるように各種審議会等の女性の比率を向上させていきたいと考えておりますので、今後とも啓発活動や環境整備、人材育成等に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 今、一二三健康福祉課長より言われましたように、この政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の中の第5条、実態の調査及び情報の収集等、それから第6条の啓発活動、また第7条の環境整備、第8条の人材の育成等について、担当課あるいは、それぞれの課でも担当課の垣根を越えて研究されることを望みたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

これは公営選挙についてと通告しております。公営選挙というと、ちょっと聞き慣れないですが、身近なところでは、私たちの議会議員の選挙のときには、町村議会、たぶん町もでしょう、山江村そうですから、800枚の選挙はがきを選挙公報として出してよい、切手代については山江村の場合は、村が負担するとなっております。そのようなことについての質問です。

質問の相手としては、選挙管理委員長さんをお願いしておりましたが、都合により、おいでておられませんので、どなたかが答えてくださるんだろうと思います。

この選挙については、公職選挙法という分厚い法律で厳しく細かに決められております。それが先ほど申しましたように町村、町は確認しておりません。村の村議

会議員選挙においては800枚のはがきについては、公営ですとなっておりますし、たぶん村長選挙は2,500枚とか決まっていたと思います。国のほうから言えば、国会議員あるいは県知事選挙にははがきはもちろんのこと、ビラ、ポスター、選挙カー、そして政見放送等いろいろ公営選挙があつているようであります。

そしてまた、選挙公報も出されます。そのようなことについて、これはちょっと申し訳ないといえますか、2月に教育の集いがありましたが、中学生から良い提案があつております。それは山江村の地域づくりを積極的に進めるために、選挙の費用を節約して、それを地域づくりに回したらどうかという大変ありがたい提案で、私もうれしかったんですが、しかし、選挙は民主主義の基本といえますか、選挙費用については、その中学生の方にもお許しをいただいて、やはりいくぶんかの費用はかかるということをご理解していただきたいと思つているところであります。それで、山江村における各種選挙の公営選挙の実施状況については、どのようになつているか、まず答弁を求めたいと思つます。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 公営選挙、私ども選挙公営というふうに呼んでおりますけれども、これにつきましては、先日ご質問いただきまして、選挙管理委員長を含めた選挙管理委員、いろいろと議論をいたしております。本日は、日程の都合で委員長のほうが出席できませんので、お詫びしたいと思います。

総務課のほうで事務局をしておりますので、私のほうが少し説明をさせていただきます。まず、選挙公営につきましては、この制度は1925年（大正14年）に始まつたということをごさいます、しだいに地方選挙にも拡充をされております。選挙にお金がかかることと、財力によって選挙の公平性が失われるということを防ぐために、国または地方公共団体が立候補者の選挙運動に対して便宜を図ると、各種の便宜を図るといふことは、経費を公費負担するということをごさいます。選挙の種類によって、その選挙公営というのが分かれておりまして、四つ地方選挙では現在行われております。これは市町村長及び市町村議会議員の選挙において、選挙公営で行うことができるもの、まず最初に選挙管理委員会が、その全部を行うものとして投票記載所の氏名等の掲示があります。これにつきましては、現在、山江村選挙管理委員会によって行つております。

次に、内容は候補者などが提供しますが、その実施は選挙管理委員会が行うものとして、ポスター掲示場の設置がございます。これは条例において定める必要があります。本村におきましては、山江村議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場に関する条例を制定いたしまして、条例に基づき設置をいたしております。

また、同じく条例の制定が必要ではございまして、選挙公報の発行がございま

す。現在、本村では選挙公報は発行いたしてはおりません。

三つ目に、選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実施は候補者が行うものとして、個人演説会の際の公営施設の使用がございませぬ。これは公営施設を無料で使っていていいということでございませぬ。

4番目、最後でございませぬけれども、選挙管理委員会は、実施には直接関与しないが、その経費の負担のみを行うものとして、先ほど申されませぬ通常はがきの交付がございませぬ。これにつきましても、公職選挙法に基づきまして広報をしてるということでございませぬ。

以上が、本村で行ってございませぬ公営選挙、選挙公営の状況でございませぬ。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま総務課長から選挙公営の現状についての答弁がありました。この選挙公報についてですが、公職選挙法が近年改正されて、172条の2ですかね、そこでは条例を制定すれば選挙公報を発行してもよいとなっております。そして、近くでは湯前町が平成28年に条例を制定して、選挙公報を発行してございませぬ。

また、ちょっと早く取り組んでございませぬところでは、氷川町あたりは、平成17年より取り組んでございませぬ。主に市では、たくさんの市が取り組んでございませぬが、熊本県内の町村でも10以上の町村が取り組んでございませぬ。もちろん条例の制定権は議会にもあるとは思いますが、山江村として選挙公報条例等を検討されてございませぬ、将来は選挙公報の発行をされるような考えはないか、答弁を求めませぬ。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 選挙公報の件でございませぬ。先ほど申されませぬように球磨郡内では湯前町が条例を制定して唯一実施をしてございませぬようございませぬ。

先日、選挙管理委員会を開催いたした折に、この件についてもご検討いただいております。その中では、市町村議会の選挙につきましても、選挙期間5日間と非常に短いということ。また、選挙公報は選挙日の2日前までには行き渡らなければならない、配布しなければならないということで、告示によります立候補の受け付けから選挙公報を作成して、区長さん方へ配布をお願いして、さらにまた班長さん方が各家庭へ配られると思うんですけども、その日程が非常に厳しいというのではないかと、いろいろご意見もございませぬ。いろいろな問題というか、そういうことも克服しなければならないんですけども、いろいろな候補者の方々の考えが、投票される方々、住民の方々へ伝わるという面では、非常に有効な手段ではあると思っておりますので、今後、私たちが、ここでどういうことを決定を、言うわけにはいきませぬけれども、選挙管理委員会等で検討をいただきながら進めていき

たいというふうに、先日の委員会では最終的な結論は出ていませんが、そういったような意見でございました。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ちょっと、これ記録が古いんですが、先ほど言いました県内における選挙公報の発行については、市は、この古い記録でも27市が発行しております。町村では玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、嘉島町、益城町、甲佐町、氷川町、湯前町、苓北町の12町村が発行しております。これからまた増えたかもしれません。そしてまた、今後検討されるということではあります。私たちが議会でも議会改革委員会をつくって、どのようにしたら議会が活性化するんだろうかということを検討しており、いずれ委員会報告もあると思います。

その中で一つ、これは湯前町の選挙公報です。こんな感じで、ちょっと何かな、投票日も書いてありますし、また、それぞれの議員が自分の部分は責任をもって書かれたのをそのままコピーして、そして、たぶん町村議員の場合は火曜日が告示ですから5時の締切りを待って、直ちに印刷し、そして翌日か翌々日には配布するようにされているんだろうと思います。

私たちがこの件については、引き続き研究したいと思いますが、執行部においても研究されてはどうかと思います。

そのほかにも、例えば、これは放送法とか、もちろん公職選挙法の都合もあります。ケーブルテレビの政見放送とか、あるいは選挙費用がかかってしょうがないけれども、ポスター印刷費や選挙カーの経費、これは国会議員や県議会議員もですかね、出ていると思いますが、そのようなことを検討される予定はございませんか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） ケーブルテレビ等での政見放送でございます。政見放送につきましては、公職選挙法の第150条に記載されておまして、地方選挙におきましては、政見放送ができるのは県知事のみということで規定されております。また政見放送ができるのは、日本放送協会及び基幹放送事業者のラジオであるとか、テレビジョンの放送というふうに規定をされております。そういった施設を使って公益のため、その政権を無料で放送することができるというふうに規定されております。さらに同項151条の5におきましては、「何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない」というふうに規定されております。この有線電機放送設備というのは、ケーブルテレビに当たるかと思っておりますので、現行の法律のもとでは、ケーブル

テレビによる政見放送はできないというふうになっております。

また、ポスターとか選挙カーのこともお尋ねがございました。国会議員等は公職選挙法で規定されておまして、ポスター作成であるとか、選挙運動用自動車の使用につきましては、選挙公営でできるというふうになっております。しかし、地方選挙におきましては、都道府県の議会の議員、それと長の選挙は都道府県、また市の議会の議員、または長の選挙については、市が条例で定めることによりまして公職の候補者のポスター並びに選挙運動用の自動車を使用することを無料でできると記載されております。

従いまして、町村の議会の議員、また長の選挙におきましては、ポスター作成並びに選挙運動用自動車の使用につきましては、現行の法律のもとでは選挙公営の適用はできないということがございますので、これにつきましては、今までどおりやはり公費では負担することはできないというような見解でございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） もちろん憲法の第何条でしたか、「国会は国権の最高機関にして国の唯一の立法機関である」と定めておりますので、法律は国会で決めていただく、その中の公職選挙法に、そのような定めがあるという説明であったかと思っております。

例えば、いろいろ被選挙権についても25歳とか30歳とか決まっていますが、選挙権はもらっても被選挙権がないというときに、どうも若者の選挙離れが進むんじゃないかなという思いも個人的にはあります。そういう点からは、18歳選挙権であれば、18歳被選挙権のほうが、若者の政治参加も進むのではないかと思います。これは今後の検討に委ねたいと思います。

そして、なかなか、特に町村議会においては、高齢化が進んでおります。高齢化が悪いというんではありませんが、年配の方も若い方も壮年部の方も男性も女性もバランスよくあるような議会が望ましいのではないかと、私たち議会でも検討しているところでありますし、また、先般議長と副議長は全国大会に行かれまして、この立派な資料を議会に提出してもらっておりますが、この中でも、例えば廃止はされましたが、長崎県の男鹿町は若者、多分50歳以下だったと思いますが、若者については報酬を30万円にしようというような条例もつくられました。しかし、残念ながら立候補者もなく、その条例は廃止されたそうであります。

もう一つは、徳島県的那賀町というところでは、35歳以下限定か何かの30万円、議員報酬条例をつくらうとされましたけれども、報酬審議会や執行部とのいろいろな交渉の中で、それを断念されたとかいうのがありました。その報酬のことに

については、今後検討するとしても、やはり若い方も高齢者の方も男性も女性も立候補されるような環境をつくるのが、私たちに求められていると思いますが、そういう点では、選挙公営における選挙公報の発行などは、法律的にもできるわけですから、そのようなことを目指して私たちも活動するべきではないかと思いますが、執行部としては、あるいは村長としては、誰でもが立候補しやすい選挙制度をどのように考えておられますか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） お答えいたします。

地方議員がなり手が無いということをや取りを聞きながら、私も同じようなことを考えておりました。

特に、地方議員、若い方がなかなか立候補しないというような状況は、この山江村だけじゃなく、先ほど、この議会の冒頭で副議長のほうから議長、副議長の研修の中で話があったというようなことで聞いておりました。その要因は、やっぱり定数が10人ということでありまして、報酬が安い、そして選挙にお金がかかりすぎるというようなことも一つの要因であろうかと思っております。いずれにしても、わかりやすい公明選挙の中で、そういう人材を求めていくということでありまして、そういう意味では時代の変り目でもあろうかと思っております。そういうことにつきましては、先ほど被選挙権のことも申されましたけれども、いろんな意味で公職選挙法あたりが変わっていくような検討をしていかなくちゃいけないんだろと思っております。それに基づきまして、本村でもしっかり対応をしていけたらというふうに考えておるところであります。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 男女共同参画社会基本法や山江村男女共同参画推進条例の目的にも沿うように、男女がお互いを尊重して力を合わせて、よりよい社会の建設ができるようになればなと思っております。

また、選挙等においても、どうぞ女性の方も立候補されますよう、個人的にはお願いしたいと思っております。選挙管理委員会等でも、そのような啓発活動にご尽力いただきますようお願いして一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時5分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、4番議員、西孝恒議員より、1、自治体の介護事業について、2、防犯の推進についての通告が出ております。西孝恒議員の質問を許します。4番、西孝恒議員。

西 孝恒君の一般質問

○4番（西 孝恒君） 4番議員、西でございます。議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

本日の質問内容は1、自治体の介護事業について。2、防犯の推進についての2点であります。

まず、自治体の介護事業についてであります。実は、私は3年ほど前に今回と関係する質問として、「介護保険に係る財政の状況について」と題して質問を行っていました。その時は介護保険事業第6期のときでありまして、第1号の介護保険料65歳以上は、基準月額で5期より1,000円上がって5,900円ですが、基金の活用で、なるべく抑えた結果ということでありました。介護保険の方は、3年ごとに改正されて現在は7期になりまして、基準月額は山江村で400円上がって6,300円ですが、全国平均は5,869円のように。

今後、自己負担額の見直しとして、これまで15年間は原則1割だったのが、一定の所得がある人は2割負担となり、さらに今後、高所得のある方は3割負担も導入されるということで、「2025年問題」とも言われます。私ども団塊の世代としましても、何かと責任を感じるころであります。

自己負担も高額になりますが、給付費のほうも相当な額のようにありまして、前回26年度のときですが、介護給付費、そして介護予防事業まで合わせて約3億8,300万円ほど支出されているということでしたので、現在はさらに上がって厳しい状況の中を工面いただいていることと思います。そのような保険料や給付費を少しでも抑えるためにも、各自治体それぞれ予防事業など取り組んでおられるところですが、本村のこれまでの介護予防対策として、例えば生活支援サービス、高齢者生きがい対策、認知症対策など、実践の状況などをお願いしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

皆様もご存じのとおり、介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み

みとして創設され、平成12年度にスタートしたわけではありますが、制度開始から20年近くを迎え、公費負担や保険料負担が増加する中で、制度の持続可能性の確保が最大の課題となっております。被保険者の増加や介護職員の確保、認知症対策、家族等介護者支援の問題など、今後も様々な課題が残されているところございます。

これまでの介護保険制度改正について、若干説明させていただきますと、介護保険スタートから5年後の平成17年の改正では、制度の持続可能性等を基本的視点として検討され、予防重視型システムへの転換が図られ、要支援者への給付を予防給付として新たに創設し、要支援者のケアマネジメントを地域包括支援センターで実施するようになりました。市町村が介護予防事業や包括的支援事業などの地域支援事業を実施するようになったのも、この改正によるものです。

また、平成23年の改正では、サービス利用者が創設当時の約3倍になるなど、これを支える介護人材の確保等が緊急の課題となり、高齢者が地域で自立した生活を営むことができるようにするために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括システムの実現を図ることとなりました。

また、認知症対策の推進のため市民後見人の育成及び活用など、高齢者の権利擁護を推進するとともに、市町村の介護保険事業計画において、認知症支援策を盛り込むこととなっております。

次に、平成27年の改正におきましては、介護サービスの効率化、重点化、保険料負担の増大の抑制を図ることを目的とし、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう地域における医療保険の関係機関が連携して、在宅医療、在宅介護への連携を推進することとなっております。

認知症施策の推進として、認知症の疑いのある高齢者や、その家族に対し、早期診断や早期対応を支援するための認知症初期集中支援チーム体制整備や住民主体の取り組みを含めた多様な主体による効果的かつ効率的なサービスが提供できるよう、新しい介護予防、日常生活支援総合事業への移行などが改正されております。

本村での介護予防の取り組みにつきましては、この法改正に伴いまして、順次事業のあり方等も見直しながら実施しているところでございます。昨年度の事業報告を見ますと、介護保険制度が始まった平成12年度当初から介護予防、生活支援事業が実施されております。年度ごとの利用者には、それぞれ増減がありますが、結果として利用者、利用回数のほうが増加している状況であります。1事業だけ数値を申し上げるならば、軽度生活援助サービス事業の利用延べ回数につきましては、当初155回だったものが、平成28年度には853回に伸びている状況です。それぞれの数値につきましては割愛をさせていただきたいと思っております。

また、平成18年度には地域包括センターが設立され、介護予防や地域支援事業が開始されております。要支援者の介護予防プランの作成なども行われているところです。先ほど申し上げましたように、何度か制度改正が行われ複雑化しておりますので、単純に今の事業が当時の事業と、そのまま同じであるとは言えませんが、平成21年度からは、現在のコツコツ健康教室のような拠点施設での介護予防教室である転倒予防教室や、わくわく貯筋教室が実施されております。

また、健康状態の把握や介護予防のための軽運動を地域に出向いて行う出前福祉についても、平成21年度から始めております。さらに住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域で支えていただける人材の育成として、介護予防サポーターの養成講座なども開始しております。

認知症対策としましては、平成26年度から認知症サポーターの養成に取り組み、27年度においては人吉・球磨成年後見センターを設立し、高齢者の権利擁護を図る事業を広域で行っているところです。平成29年度からはICT機器を活用した認知症予防対策事業を実施しており、介護予防事業や各地区で開催されている公民館事業、出前福祉などで活用をしております。また、認知症初期集中支援検討委員会につきましても、29年度に立ち上げを行っておりまして、個々のケースを検討する認知症初期集中支援チーム会議も定期的に開催しているところでございます。

また、生活支援体制整備協議体ということで、村内の各種の団体等を委員としております地域の多様な資源を活用した地域包括ケアシステムの構築に向けて検討を行っているところであります。

山江村の介護保険料の標準基準額は第1期が3,100円、第7期が6,300円ということで2倍ほど高くなってはおりますが、第7期の介護保険料につきましては、県平均が6,374円であり、ほぼ県の平均値といえます。認定率を見てみますと、第1号被保険者のみとなりますが、平成12年度末の被保険者数は、1,033人、認定者数は133人で認定率約12.9%であったものが、平成28年度末では被保険者数は1,175人で、142名の増加、認定者数は182人で49名の増加、認定率は約15.5%と上昇しております。認定比率は、県平均と比較して4.9ポイント、全国と比較しても2.8ポイント低くなっていることを見ますと、少なからずこれまでの介護予防事業の取り組みによって成果があっているものだと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 介護事業、一応3年ごとに改正ということで、これまでの主な改正点、そして、それに伴って実施された事業を話していただきました。その中

で、ちょっと高齢者生きがい対策については、あまり聞かなかったような気がしますが、何かその点でありましたらお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、高齢者生きがい対策について、お答えをいたします。温泉センターのほうに月2回ですかね、生きがい対応型サービス事業ということで、温泉センターのほうに温泉を使って、その中で体操をしたりとか、健康についての相談とかを受け付けているような事業も行っております。

それからまた、公民館事業につきましては、地域の方々が公民館に集まっていたきまして、いろんな軽運動とかをしながら、茶話会等をしてしながら引きこもりにならないように出かける機会をつくっているところでございます。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 急速に進む高齢化の波ですので、なかなか対応は難しいと思いますが、工面をいただいていると思います。

最近、介護保険や介護事業、介護報酬改定など、介護に関する新聞記事が大変よく目につきます。先日の熊日には全国平均の基準保険料は、制度開始時の、先ほどちょっとお話があったかと思いますが、2倍を超えたことや、熊本県がその中でも保険料の伸び率は全国最大であること、地震の影響もあるようですが、さらに今後の保険料は2025年には予想で7,200円、高齢者の人口のピークに近い2040年には約9,200円まで上がると推定され、また看護職員も33万7,000人ほど不足する恐れとの見通しとなっています。

65歳以上の保険料は、市区町村や広域連合などで決められ、3年に1回見直されるようですが、厚労省の今回の推定では、1,571の市町村と、広域連合のうち、保険料を引き上げたのは、その中で1,224カ所で256カ所は据え置きで、90カ所は引き下げていて、介護予防の取り組み効果と見られるようであります。今回保険料の伸び率が最大であった熊本県では、2町村は前期より保険料が下がっているようです。このように介護予防の効果が出て引き下げに踏み切った自治体は、先ほどのように全国では90カ所あり、3年前の27カ所に比べて大幅に増えたということですから、予防効果や地域の事情によって自治体間の格差が広がるようであります。

このような中、本村でも介護予防サービスなど充実されているところではありますが、今後2025年の高齢化時代へ向けてのさらなる介護予防や本村の特色ある取り組みと思いますが、健康ポイント事業も始まるようです。この事業については、つい先日、回覧でその内容のお知らせがありましたので、加えてご説明がありましたらお願いします。

また、保険料は全国的にさらに上がって上昇していくという予想でありますので、以上のような点を含め、その対応、方針についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

まず2025年問題への対策ということで、介護予防対策ということでございますが、本村におきましても、第7期におきまして400円の値上げということで、5,900円から6,300円ということで、保険料のほうは値上げになっております。これにつきましては、高齢者の人口推移、介護認定率、給付実態や今後のサービス見込み料、介護報酬改定等を勘案して見込みを立て、それで算出をしているところではございますが、なるべく上がらないようにということで、今回も基金のほうを投入するというで上げ幅を下げているところではございます。それでも上がっているということで、介護予防対策につきましては、大変重要な位置を占めるのかなと思っております。今後ということですので、30年度において新たに実施している事業についてお答えをしたいと思います。

まず、公民館事業を地域の通い場とできるように支援をしていきたいと考えておりまして、月2回以上、現在月1回程度ですので、それを2回以上開いていただき、軽運動や茶話会など、公民館を拠点として介護予防事業に取り組んでいただく地区に対して、住民主体の通いの場活動支援事業助成金を交付し、継続的に地域主体で開催できるよう運営等に係る経費の一部を助成していくところでございます。

また、公民館事業でも活用していただけるように、体操などができる音楽療養コンテンツの入った機器もリースしております。現在使っておりますが、使っている地域からは、大変好評を得ているところで、皆さんで体操をしたり、歌が入っておりますので、発声とかですね、そういったところのほうにも活用をいただいているところでございます。

さらに高齢者の社会参加及び生きがいを支援し、介護予防の推進を図るとともに、いきいきした活力ある地域社会をつくることを目的として介護ボランティア支援事業のボランティア支援ポイント制度も本年度から開始しております。現在行っている各種の介護予防事業や生活支援事業、ケース会議等を充実しながら、今後とも介護予防対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それから、山江村健康ポイント制度につきましては、現在、回覧と村政懇談会のほうで説明をさせていただいているところでございますが、本年度から健康寿命の延伸の実現を目指し、村民一人ひとりが目標を持って健康づくりに取り組んでいただけるような機会の提供ということで、健康づくりポイント事業を始めております。

内容としましては、高校生を除く18歳以上の村民の方であれば、どなたでも参加できますので、村が行う健診や人間ドック、献血、健康づくり事業に参加した場合にポイント付与するものとなっております。貯まったポイントは、村内の商工業者のほうで使える商品券に交換できるというようなものでございますので、ぜひ参加をしていただいて、健康づくりに役立てていただきたいと思います。

現在のところは、村が行う健診とか献血ということで、何らかの確認ができるもので行っておりますが、将来は、ご自身で健康づくりに取り組んだ場合にもポイント付与できるようになったらいいなと思っておりますので、今後も検討しながら拡充をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 今予防事業と、それからポイント事業、それから保険料についてご答弁をいただきました。公民館の事業の充実とかあるようです。

また、ポイント制度事業については、ここにちょっと持ってきておりますけれども、例えば、18歳以上で特定健診を受けられたらポイントが500点ということで、これは、その年度内に1,000点以上貯まったら商品券とか交換ができるということでありまして、大変良い点数だなと思います。活用を皆さんがいただけたらと思います。

2025年問題による社会保障費の急増や人材不足など、その対応が難しい状況の中ですけれども、大変急務なことでもあります。

次に、ユニバーサルデザインの推進状況について通告していますが、ユニバーサルデザイン、通称UDは「年齢や身体能力にかかわらず、すべての人に適合するデザインをいう」ということで介護事業とは別の意味で、少しずつれているかと思いますが、高齢化の進む社会を背景に、ユニバーサルデザインに配慮した製品など増えているということで、この欄に加えさせていただいています。

本村では、第5次山江村総合振興計画2014、2018年のところに「UDの導入と啓発の推進」とありますが、その後の状況についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ユニバーサルデザインの進捗状況について回答いたします。

議員も申されましたとおり、ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、国籍、言語や能力などに関係なく誰もが利用しやすい製品、建物、環境を最初からデザインすることを意味しております。また、情報、サービスやコミュニケーションを含む、すべての人が生活しやすい社会のデザインといった広い概念としても使われております。

建物におけるユニバーサルデザインでは、建物全体を誰もが普通に利用できることが求められております。村の方針としましては、新しい施設を建設する際には、あらかじめスロープや手すりの設置、高機能トイレの設置など、すべての人が利用しやすい構造になるよう考慮しながら建設しておりますが、村内の公共施設は古い建物が多く、まだ階段や段差、トイレのスペース、ドアなど、構造的にもまだまだ障壁があるのが現状でございます。障壁を取れる除くためには予算も必要となつてまいりますので、現施設のバリアフリー化につきましては、今後計画的に行っていきたくと考えております。

また、先ほどありましたとおり、第5次山江村総合振興計画におきましては、ユニバーサルデザインの推進について、現状、課題、基本方針、施策の方向性を示しておりますが、課題としてユニバーサルデザインに関する指針、ガイドラインの策定がなされていないということがあげられております。ユニバーサルに関する指針、ガイドラインを策定するとともに、普及啓発を行うことによって、ユニバーサルデザインの考え方を多くの方に理解していただき、公共施設に限らず、またハード面だけでなく、ソフト事業にも配慮をしながら社会生活全体が、すべての人にやさしい未来になるよう、今後とも推進していきたくと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 大項目であります介護事業について、私のほうからも補足をさせていただきますと思います。

各市町村にとりまして、介護保険の事業、介護事業につきましては、大変大きな問題となっているということでもありますので、そのことに対してのご質問ということでもあります。

もともと国がやる事業でありますから、国のほうが、しっかりとした社会保障事業としてやっていただきたいというのがあるわけでもありますけれども、この間、町村長会議を行った折に、ある市町村から介護保険が国保保険の特別会計を予算を追い抜くと、大きくなるというような話がありました。そこで町村会としての対応は、国にしっかり対応してもらおうじゃないか、社会保障費としての対応をしてももらおうじゃないかということで、球磨郡町村会としては、本年度主軸事業の要望の中に、この介護保険に対する国の支援をやっていくというようなことでもありますし、このことは球磨郡だけの問題ではありませんので、県の町村会や全国町村会にも同じような問題として訴えていこうというようなことを申したわけでもあります。

対応につきましては、それぞれの町村違うということではありますが、本村といたしましても独自として、骨こつ健康教室、転倒予防教室、わくわく貯筋教室や本年度から公民館事業を行いまして、住民主体の通いの場の活動、支援事業の助成金も

出させてもらっているということでございます。

消費税の動向がどうなるかわかりませんが、消費税は社会保障に使いたいというような大筋がありますので、消費税が1%上がりの2兆6,000万あると言われております。2%になりますので、5兆2,000億、そのうち7,000億は文科省のほうで保育園、それから幼稚園児の無償化に動くというような話も、情報もきておるわけでありまして、その予算を使いながら、社会保障費、特に介護の問題については、しっかり対応していただきたいという要望も、やっていきたいと思っております。そうすることで、市町村の財政の健全化にも思惟しますし、もちろんご本人の介護の保険料も安くなるというようなことでもありますので、そういうことを考えているところであります。

介護保険につきましては、そういう課題の中で、今後の動きを進めていきたいと思っておりますので、議会の皆様方におかれましても、ご理解の上、よろしくご支援、ご協力も賜ればと思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） まずは、村長からもありがとうございました。

ユニバーサルデザインにつきましては、一二三課長よりありましたが、今後その中で、ユニバーサルデザインに関する指針とか、ガイドラインという制定が進められるのかどうか、そういう計画がありますかどうか、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいまの質問にお答えいたします。

ユニバーサルデザインの方針やガイドラインの策定につきましては、県の建設のガイドラインとかを見ると、かなり分厚いんですが、そこまではいなくても皆さんに、こういったものとか、こんな方向でやっていきますとか、そういったものを簡単にはなるんですが、指針となるようなものをつくりながら示していければと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） これで最初の介護事業についての質問は終わりますけれども、一応、介護事業についての新聞記事は、よく目につきます。先ほども話しましたが、一応ここにもちょっとファイルを入れておりますが、今年になってからの介護関係に関する新聞記事であります。かなり切り抜いていますが、結構たまってきました。このようにありますけれども、それぞれの記事の中に、いよいよ高齢化に向けての問題や状況の提供がなされています。その中で要介護度のうち、軽度の要支援1、2の対象を先ほど村長からもありましたけれども、国から市町村の事業ということになりましたけれども、この介護サービスによる運営難という自治体は、本

当に多いようであります。

一応この新聞の中に入っているんですけども、実は、国がちょっと見込み違い、移したことがですね、軽度の部分を移したことが見込み違いではなかったかというようなことも、この中にあるわけであります。そのようなことがありましたので、村長がおっしゃるように、消費税が10%に上がったりしましたらですね、社会保障費などに回していただければと願うところでもあります。

しかし、自治体によっては努力とかでありまして、引き下げに踏み切るところもあったりするなどして、そのような自治体間の格差が広がるなどと、記事にも出ていましたので、本村の状況についての質問でありました。

以上で自治体の介護事業、並びにユニバーサルデザインについての質問を終わります。

2点目に防犯の推進についてであります。防犯も介護対策と同様に、やはり予防活動が大事なところと思います。テレビや新聞では連日のように犯罪事件のニュースが報道されていますし、最近では、熊本市でも斬りつけ事件などがあり、その現場は老人ホームなど、点在する静かな住宅街での事件で、まさかこんな所で信じられない様子であります。このように様々な非行や犯罪が起きますが、犯罪をした人は、その後の将来に取り返しのつかないこともありますし、立ち直るにも簡単ではなく、また社会の理解も必要であります。このような非行や犯罪のない誰もが暮らしやすい社会づくりのために、犯罪予防活動の一環として、学校、家庭、地域、自治体、福祉機関や警察などの連携は大事であります。そのような状況など犯罪予防や抑止活動について状況をお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 本村における関連した防犯の取り組みということで、お話をさせていただきたいと思っております。

まず、本村におきましては、地域における犯罪及び事故等を未然に防止し、村民の生活の安全を確保するため、山江村生活安全条例を平成16年3月に制定いたしております。この条例に基づきまして、村が実施いたします生活安全施策を効果的に推進するために、山江村生活安全推進協議会を設置いたしております。この協議会は、交通関係の代表者、山江村区長会長、山江村消防団長、山江村老人クラブ連合会長、山江村婦人会長、村内保育所の保護者代表、村内学校長会、村内のPTA連絡協議会長、防犯関係の執権者などで構成されております。また、このほかに青少年の健全な育成を図るために、山江村青少年健全育成会議を設置いたしております。この二つの組織は、それぞれ年間事業を計画を立てて活動いたしております。この活動内容といたしまして、交通関係におきましては、毎月1日、10日、20

日の交通指導及び各小学校の交通指導、区長会におきましては、地域見守りネットワーク、高齢者の見守り、それから違法な訪問販売等の監視と社協への情報提供、消防団におきましては、毎月の消防施設点検とパトロール、老人クラブにおきましては、環境整備と防犯活動、交通安全講習会等を開催されております。

また、年間を通した登下校の見守りも行っておられますし、婦人会においても登下校の見守り等を行っておられます。また、薬物乱用防止活動等を行っておられます。保育所の保護者におきましては、交通安全教室の開催であるとか、防犯訓練等の実施。また各学校においては通学路の点検、職員によります夏季休業中の村内巡回、登下校中の巡回、あいさつ運動、交差点での交通指導等を年間を通じて実施をされております。PTA関係では、子ども110番の家の旗の設置、防犯ボランティアにおいては、毎月第3金曜日に役場職員と一緒に村内のパトロールを実施していただいております。そのほか、産業振興まつりでの補導活動なども行っておられます。このような活動を行っておりますけれども、毎年山江村生活安全推進協議会と山江村青少年健全育成会議におきましては、合同会議を開催いたしております。この合同会議におきまして、両者の年間事業計画を調整したり、連携を図るということを行っておりますし、また講師を招いて専門家の講演会を聴くというような取り組みをいたしております。

以上が本村の防犯に対する活動の状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） ただいま総務課長のご答弁の中に、山江村生活安全条例や、その推進協議会規則にのっとり、様々な充実した活動が行われていることがわかりました。安全・安心で住みよい地域社会や防犯意識の高揚のために改めて防犯の推進が進められるのではと思います。

最後に、社会を明るくする運動についてお尋ねします。

この社会を明るくする運動は、犯罪や非行のない明るい社会を目指す全国的な運動で、法務省主唱のもと、毎年7月を強調月間として各地で様々な取り組みがなされています。今年で第68回ということで、昭和25年頃から始まっているようです。この社会を明るくする運動について、本村の対応や推進運動方針など、お考えをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、社会を明るくする運動について、お答えをいたします。

議員申されましたとおり、社会を明るくする運動とは犯罪をなくして社会を明るくするために、すべての国民が犯罪の防止と犯罪者の共生及び更生保護についての

正しい理解を深め、進んでこれらの活動に協力するように呼びかける啓発活動のこととございます。毎年7月が強化月間となっております、啓発周知を行っているところとございます。まずは犯罪が起きないような明るい社会の実現を目指すことが第一だと考えますが、罪を犯した方の更生保護を更新するためにも、主務省であります関係機関等と連携を図りながら、今後とも広報誌等により活動の普及啓発に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 年間行事も大変村の行事も多い中でありまして、その中に社会を明るくする運動、推進行事を取り入れていただけたらありがたいと思います。

その社会を明るくする運動の一環として、作文コンテストがありますが、これは全国の小中学生を対象に、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことをもとに犯罪や非行などに関して考えたこと、感じたことなど作文を書くことを通じて理解を深めてもらおうということを目的とした作文コンテストが毎年ありますが、本村においては、どのような状況でしょうか。お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。

社会を明るくする運動、作文コンテストにつきましては、平成5年から始まりまして、今回で26回目になりますが、毎年、法務省からの通知文により熊本県を通じて各小中学校に作品が応募の依頼がっております。このコンテストの趣旨につきましては、先ほど議員が申されたとおりでございますけれども、9月頃が応募締め切りとなっておりますので、村内の小中学校では、毎年夏休みの自由課題として児童生徒に依頼している状況でございます。例年、児童生徒からの応募はあつたりなかったりしているようでございます。

今後でもですね、この社会を明るくする運動の趣旨を踏まえまして、各小中学校での積極的な取り組みについてお願いしていきたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 各学校に一応、その作文コンテストについては依頼があるということですが、自由な部分もあるかと思えます。一応、前の質問のときにも話しましたが、本村の小中学校のICT教育とともに、そのユニバーサルデザインや防犯、生活安全、そして道徳の一環としても、この社会を明るくする運動の作文コンテストなどを含めると、よりスマートな学校になるのではと進められるようです。社会を明るくする運動は、国を挙げての取り組みでありますから、各

地域にもその支援要請のための総理大臣メッセージ、そして熊本県知事メッセージの発信が各自治体へも届けられているようです。個人、家庭、学校、自治体、福祉機関、警察など関係団体とのネットワークにより非行や犯罪のない明るい社会を目指すための社会を明るくする運動、そのさらなる推進へ、いま一度、目を向けていただけたらと感じるところであります。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。ここで暫時休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

再開時刻を午後1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時15分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、5番議員、立道徹議員より、1、公共工事について、2、通学路の安全について、3、学校における防災教育について、4、消防団についての通告が出ております。立道徹君の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

○5番（立道 徹君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、5番議員、立道が通告書に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、本日の質問内容は1、自治体の介護事業について。2、防犯の推進についての2点であります。

まず1点目は、公共工事についてでございます。本年度予算案にも、土木費の中に道路新設改良費として予算が付いておりますが、山田小通学路として、本城の森から行く城南永シ切線ですね、とても重要な通学路だと思っておりますが、本年度、村道城南永シ切線の歩道の改良工事の着工の計画はあるのか。そしてまた、現在の動きについて答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、ただいまのご質問につきましては、お答えいたします。

まずは、村道城南永シ切線の改良を計画の今までの経緯ということで説明いたします。この路線は、議員申されましたように、近年人吉方面から山田小学校及び山江老健施設へ行ける近道として利用する車両の交通量が多くなってきているところでございます。そのことから車道の2車線化、また歩道を新設する路線として計画を立てたところでございます。これまで取り組んできた事業としましては、平成27年度に全体測量、予備設計を行い計画路線の概要をまとめました。翌年度の28年度におきましては、起点側の詳細設計を実施し、さらに29年度におきましては、土地所有者の方々へ地元説明会を行い、関係者の了解を得て事業を進めているところでございます。

本村の道路事業につきましては、一般的に社会資本整備総合交付金で行う補助事業、それから過疎債など借り入れて行う起債事業に大きく分けられます。今年度におきましては補助で行う交付金が配分の66%ということで内示を受けましたので、全体道路についての見直しを行いました。事業を進める上では、国費の不足分を補わなければならないので、起債事業分の道路整備の精査を行ったところでございます。

議員ご質問の城南永シ切線の着工ということでございますけれども、この路線、改良工事そのものが未着手なために、今年度の事業財源の見直しを行いまして、まずは交付金で進める継続事業を優先的に進めるということで、今回補正予算にも計上しておりますけれども、財源組み替えをしまして、この路線につきましては、翌年度以降、工事着手ということで考えを変更したところでございます。

それから、現在の動きということですがけれども、先ほども申しましたけれども、用地関係者地権者の方々には了解を得ておりますので、今年度は登記関係の調査を進めながら、また中程には共有名義の山林もあるということで、相続関係の整理をしながら進めていきたいと思っております。

ということですので、現在、用地買収等もやっておりません。というところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） それでは、今年度は何もされなくて、31年度から動かれるということですね。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） 何もしないというわけではございませんけれども、予算化しています用地買収等もありますので、事業としましては、そういう内容といたしますか、調査を進めても本工事につきましては財源が、見直しを行うということですので、来年以降に着手ということで考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） この道路は、やはり子どもたちにとって重要な通学路であると思いますので、一日も早い着工をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

丸岡公園の委託管理委託料についてでございますけど、昨年度の350万から本年度予算は2倍の700万になりました。どのような維持管理内容か、また、どのように分けての発注か、業者は何社か、お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、立道議員のご質問にお答えいたします。

丸岡公園の維持管理につきましては、昨年度まで議員が申されました350万円の予算でも、本丸、二の丸、三の丸をはじめとする公園内の除草作業や、つつじ、桜をはじめとする樹木の剪定、伐採、農村広場の整備を業務委託として実施しながら、景観等の維持管理を行ってまいりました。

しかしながら、現行の除草や剪定、伐採作業では年間を通じての景観維持が困難であるとともに、現材料費等の高騰で受託する事業者負担をにかけていたことも事実でありました。

今回、近隣の公園を管理する専門の事業者に見積りを依頼するとともに施工単価表を用いながら、数年管理による景観維持が可能になるよう積算を行い、除草や剪定、伐採等の作業回数を増やすことにより、公園の景観管理を徹底させるとともに業者等のコスト削減にもつながることを想定いたしまして、平成30年度当初予算で昨年度の倍額にあたります700万円を計上させていただき、議会の承認を得たところでございます。

今回の丸岡公園の整備内容についてですけれども、三つに分けて業務委託を発注しております。まず、丸岡公園農村広場の管理ということで、こちらは農村広場の除草作業、公園敷地内の清掃ということで、前年よりも倍の回数を行ってもらおうにいたしております。見積り徴集業者は3社ということでお願いをいたしました。

続きまして、丸岡公園の除草ということで、公園全体の除草作業を行ってもらおうということにしております。こちらのほうも昨年度より回数を増やしまして、今年度は6回除草作業を行うということにしております。こちら5社に見積りのほうをお願いをいたしました。

続きまして、丸岡公園の樹木の管理ということで、こちらにつきましては、先ほど言いましたつつじや桜をはじめとする樹木の剪定等の業務委託を、内容としておりまして、造園施工技術管理者2級を有する方がいる事業所、3社に見積りをお願

いいたしております。いずれも連休明けの5月7日に見積り入札という形で最低見積業者と、5月8日付けで契約を行いまして、5月9日から業務を開始されておられるというところでございます。

丸岡公園の農村広場におきましては、村内の団体、丸岡公園の除草、また丸岡公園の樹木等の剪定につきましては、村内の造園業者の方が最低見積業者ということで契約を行っております。ここ数年で丸岡公園の管理委託料、増額、増額という形になっておりますけれども、貴重な財源を投入しての管理委託となっておりますので、村のシンボルでもあります丸岡公園の景観等の維持管理に努めながら、多くの皆様にご利用いただけるように維持管理に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 昨年の管理された業者の方は、人吉市のほうに下請けされたということを聞きましたが発注者はご存じだったんですか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

下請けに出されたかという直接のお話は私たちも聞いておりませんが、繁忙期におきましては、どなたかお手伝いに使われたのではないかなというふうに考えております。

今年度につきましては、先ほど説明をし忘れましたが、すべての業務におきまして、年間の業務内容の年次計画を出していただきながら安全対策等、努めながら、伐採等の業務を行っていただくというふうにしております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 山江村の例規集にですね、44300ページ第10編、建設の中に、公共工事関係業務委託契約約款の中にありますけど、第7条、一括再委託等の禁止と、業務の禁止とあります。受託者は、業務の全部を生かして、主たる部分を第三者に委託、委任し請け負わせてはならないと。3のほうに「委託者の承諾を得なければならない」とありますので、くれぐれもですね、その辺のことを委託者の方も確認をしていただきたいと思います。そしてまた、この工種の施工管理については、施工完了後、確認検査等を行われると思うんですけど、どのように確認されますか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） 施工の管理内容につきましてはですけども、作業が終わったあとに、作業の着手前に事業者のほうから、いついつから作業しますという

ことの連絡を受けております。それが終わったあとに、いついつ終わりましたという事で写真等の提出もいただいておりますので、担当者と私、現場に行ってくださいね、写真と、また現場で現地で確認を行いながら維持管理が努めているとともに、指摘事項がありましたら、その都度、委託業者のほうに指示をするということで行っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 700万円も管理していただくので、素晴らしい丸岡公園になるように期待したいと思っております。

以上で丸岡公園は、終わりたいと思います。

次の質問に入ります。

通学路の安全についての質問でございますけど、現在、合戦峰、長ヶ峰の子どもたちは山田小まで県道相良人吉線を通学しているわけでございますけど、特に、合戦峰から長ヶ峰地区の歩道には隣接する竹林等がありまして、枯れ竹もあり、通学路として大変危険な通学路だと思います。先般、回覧にて道路上に生えだしている樹木、竹林伐採のお願いが出ていますけど、特にですね、樹木の倒木等が原因で歩行者、自動車等に損害が発生した場合、被害者から樹木所有者の「管理責任を問われる場合があります」とあります。この辺をやっぱり十分に村民の方には指導をしていかれるようお願いしたいと思っておりますけど、回覧を出したあとに、その効果はどのようにあったか、また今後どのような対策をされるか、ちょっとお尋ねをします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問のことについてお答えいたします。

議員申されましたように、県道相良人吉線、これは県が道路管理者ということで、通学路に限らず県道の全路線を点検・修繕箇所等の補修など、維持管理を行っている路線でございます。この県道相良人吉線におきましては、以前、平成26年度でございましたけれども、枯れた竹材が路面に倒れまして、乗用車が破損、物損事故を起こす事例が発生しております。その際、県は道路に隣接する山林等の所有者への適切な維持管理をするように個別に相談と指導を行った経緯もございます。さらに今年もですけれども、その時にも村内全戸に路上にはり出している樹木、竹材伐採のお願いということで、全戸に回覧配布をし、村民に周知をしたところでございまして、議員申されましたように、今年も村民へ回覧し周知をしているところでございます。

基本的に隣接する樹木や竹材等は、基本的には土地を所有する地権者の方が管理を行うということで伐採剪定などは、道路に支障のないように維持管理を行って

ただくことになっております。効果ということでございますけれども、現在、村政懇談会も各地区っておりますけれども、その際にも村道と県道等の被り木、支障木の伐採等をお願いできないかということもありますけれども、その際、言っていますのも基本的に所有者の方が維持管理、剪定伐採をするのが基本でございます。とはっております。しかしながら、交通安全上、本当に危険であるというときには現場を確認し、県道であれば県のほうに、村道であれば建設課がその時に緊急な対応をしているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） そのような場所の所有者の方も高齢者の方もおられると思いますが、自分ですら、伐採を行うことが多分困難な方もおられると思います。そこで村の指導も、やっぱり大切であると思いますが、例えば、村が少し助成をしてとか業者をお願いするとかできないものかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、議員のご質問にお答えしますが、助成金ということまでは考えておりませんが、先ほど申しましたけれども、本当に道路に支障がある、交通安全上問題があるということでは、建設課のほうも維持管理として委託料を計上しております。その中から優先順位をつけて、村のほうで伐採、もしくは関係業者に外注、委託をということで対応をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 平成26年度に物損事故が発生したとありますけれども、子どもたちの通学路であります。子どもにいきなり倒れて怪我をされたときですね、大事故にならないよう、やっぱり考えていただきたいと思いますが、今後村内において、こういう状況、各地区でやっぱりあると思います。道路を維持管理する県のほうは伐採するまでは経費がないと思います。安全な通学路確保のために村のほうで、そういう危険な箇所は伐採等をしていただければと思っております。

次の質問に入りたいと思います。

学校における防災教育について、2点お伺いしたいと思います。

文部科学省は、学校における防災教育に対して防災教育年間教育計画例や、具体的な事業展開例を示し、各学校において学校や地域の実情を踏まえた防災教育が展開されることが好ましいとしております。

そこで1点目、本村における各学校の防災教育の取り組み状況について。

2点目は、地震や災害は、いつどんな場所で発生するかわかりません。東日本大震災で石巻市の小学校では、児童数の7割が尊い命を落としました。犠牲者を出さ

ないために準備していくことは何か。そして、いかに行動すればよいが様々な検証がなされる中で、特に子どもたちの命を守る防災教育は不可欠であります。そこで、自分の命を守るという防災の基本姿勢の教育に小中学校で取り組むことが重要であると思いますが、教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、お答えいたします。

まず1点目でございますけれども、防災教育の取り組みでございますが、防災教育におきましては、平成23年の東日本大震災、それから平成28年の熊本地震発生後でございますが、その重要性が非常に強く叫ばれるようになっております。特に熊本地震発生後は、より身近な問題となりまして、熊本県教育委員会におきましてもですね、熊本地震の教訓を生かしました防災教育を推進するというところで、コミュニティスクールですね、この導入に特に高校のほうには、全学校に導入を今年からしております。その災害対応の危機向上に向けた取り組みということで、そういうコミュニティスクールを導入して取り組んでいるところでございます。

本村におきましても、小学校2校、それから中学校1校あるわけでございますけれども、各学校につきましては、熊本地震を受けまして、以前から防災計画というのはあったんですけれども、今度地震が起きまして、さらにそれを強化して再度見直しを行いまして、地震、それから火災、それから風水害ですね、そういう非常災害時の発生に備えた防災計画を立てております。

そして、児童生徒の命を守ることを第一ということで捉えまして、日ごろから防災マニュアルに沿いました訓練等を随時、大体年3回程度各学校で行っているところでございます。

さらに、子どもたちは村が行いますシェイクアウト訓練であったり、地域で行われます防災訓練ですね、それにも参加をいたしまして、災害における自分の身の守り方等につきましても、具体的な行動を学んでいるところでございます。

それから、学校におきましては、職員の校務文書の中に防災主任というのを位置付けるということでございます。これは県のほうからの指導があつておりまして、各学校位置づけております。その児童生徒への防災教育の周知徹底ですね、それから交通安全も含めまして、通学路の危険箇所等、それから非常時におきます児童生徒の安全確保を第一として優先行動の実践に取り組んでいるところでございます。

それから、保護者ともやっぱり連携が必要だと考えておりますので、災害時の家庭での対応、それから通学途中で災害等が起きる場合もございますので、そういう対応等の徹底ですね、それから携帯一斉メールを活用いたしました災害時の対応、それから児童生徒の引き渡し等につきましても、マニュアル化を図りまして、訓練

を実施するところでございます。

さらに、平成25年度に取り入れております山江村コミュニティスクールの組織の中に、昨年度から防災コミュニティというのをつくりまして、新たに組織いたしまして、学校が避難所になった場合の地域とのつなぎ、それから避難所運営ですね、そういうものの支援をしていただけるようお願いをしているというところでございます。災害はいつ起こるかわかりません。教育委員会といたしましても、日ごろから各学校と連携を図りながら、防災教育につきましては、しっかりと取り組んで、児童生徒の命を守ること、これが最優先でございまして、これを最優先した防災教育の推進に更に取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、2点目でございますが、この防災教育の基本につきましては、先ほど議員が申されたとおりでございます。児童生徒が自分の命を守ること、これが基本理念ということでございます。そういう捉え方をしております。それで児童生徒が自らの命を守るために、主体的に行動する態度を育成するように、学校の教育活動全体を通しまして、系統的、計画的に取り組むことが大切であると思っております。教育委員会では、防災のみにかかわりませず、すべての教育活動において命を大切にすることを最優先した教育を行っているところでございます。

また、家庭・地域との連携も大切だろうということで、今年度ですね、「親子のふれあいで育て命を守る10カ条」というのを作成いたしました。そして、それを学校を通じまして各家庭に配付して、家庭とともに子どもたちの命と一緒に守っていきましょうというような呼びかけを行っているところでございます。

今後も自分の命を守ることを前提といたしました防災教育に取り組んでいきたいと思っておりますし、地震・風水害等に伴います危険、そういうのを自分で予知して自らの安全を確保するための行動ができるように、教育委員会といたしましても、学校としっかり連携を図りながらですね、取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 災害は、いつ起きるかわからない状況でございます。今年も梅雨を間近にして、村内または全国においてですね、災害がないことを祈る所存でございます。

最後の質問に入りたいと思います。

消防団についてでございますけど、消防団はですね、郷土愛の精神に基づいて有志により組織されている市町村の機関であり、その団員は日常それぞれの職業を持ちながら、その地域に密着し、住民の安全・安心を守るという重要な役割を担い、火災や災害発生時に現場に駆けつけ消防活動、救助活動を行う非常勤特別職の地方

公務員であります。しかし、近年高齢化が進み、若い人たちが村内にいないのが現状であります。

そこで、1点目、当村の団員数、また各分団の団員数、2点目が分団長の最長年齢について伺いたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 消防団についてのご質問でございます。

まず、立道議員におかれましては、本年3月まで12年の長きにわたり山江村消防団副団長としてご尽力を賜り、本村の消防行政の発展にご貢献いただき感謝申し上げます。さて、本村消防団の団員数であります。全団員数は201名でございます。条例定数が200名でございますので、現在1名超過の状態でございます。

内訳につきましては、基本団員158名、機能別消防団員43名でございます。また、分団ごとの団員数は1分団26名、2分団35名、3分団14名、4分団15名、5分団24名、6分団5名、7分団12名、8分団5名、本部22名となっております。

それから、2点目の分団長の最長年齢でございますけれども、30年4月1日現在では66歳でございます。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） ただいま課長から答弁がありましたが、機能別が43名ということで、本当は基本団員が200名いるのが本当ではありますけれども、機能別団員という組織をつくることで、なんとか定員の200名を超えている状況でございますけど、6分団、8分団が5名ということで、先のポンプ操法大会にも不参加、これは7分団も不参加だったんですけど、また出初め式においてはですね、通常点検も6分団、8分団と合同で出場するというので、実際単独では活動できない状況であります。どのように考えているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 少ない分団員のところがございます。団員の確保につきましては、各分団大変苦勞をされておりますのが現状です。6分団につきましては、昨年度4名ございましたので、本年度1名団員を確保されまして5名となっております。このように少ない団員につきましては、先ほど申されましたように、出初め式では、6、8分団が合同チームで、それから先日開催いたしました操法大会は6、7、8分団が出場できないという状況になっております。

また、年末警戒につきましても、団員が少ないところは、交代要員がおりませんので、毎日勤務しなければならない状態でございます。団員の負担が大変大きくなっているのが現状でございます。こういう状態は、やはり各分団のいろいろな考

えがございますので、これから検討していかなければならないとは思っております。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） まさしくそのとおりでございます。いよいよですね、この分団の編成を考えていく時期がきていると思いますが、村の行政、執行部はどのように考えているか、村長が答弁されたほうがいいですかね、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 消防団の新たな編成ということになろうかと思えます。総務課長が答えましたとおり、6分団5名、それから8分団が5名、7分団は12名、合わせても2分団の35名に達しないというような状況でありますから、再編をどうするかということが求められているんだろうと思えます。

ただ、この問題、実は平成17年ごろだったと、今からもう、数えること十三、四年前ですが、大川内16戸の村政懇談会・座談会に行きました折に「消防団の再編を考えてくれ」というような意見が出まして、当然、その旨団長に申し上げながら再編の検討をしたという経緯はあります。ただし、なかなか下流の分団がですね、上流の分団の面倒をみるということになると、今でも少ない人数がさらに倍以上の大きな面積を面倒見なくちゃいけないというような事情もあるんだというような意見も聞こえてきまして、なかなか再編に踏み切れないというのが現状でございます。ただ、そうも言っておられませんし、もう1点は今は若い人は、ほとんど昼間は仕事にいて、地域のほうにおられませんので、その付近の実態も踏まえてですね、今後のあり方、常備消防のあり方も考えていかなくちゃいけないんじゃないかなろうかということを思っております。

今日、議会で改めて質問を受けました。実情は長い間ですね、副団長をされてきましたので、おわかりかと思えますが、その旨消防団の団長、副団長に申し添えながら消防幹部会でも、この話は議論を詰めていきたいと思っているところであります。

○議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

○5番（立道 徹君） 村長が言われるとおりでございますけど、ひとつの例えば例というか、万江地区がですね、4分団、7分団、8分団、そして山田地区、3分団と6分団、その辺の編成もですね、やはり万江地区は万江地区でということも考えていただければと思っております。そうしないと7分団がですね、やはりですね、山間部には大変だという声があがっておりますので、万江地区は一つの分団にするのも一つの考えではないかと思っております。あと3分団はですね、尾崎地区、何とかできないかなという考えもしております。

とにかく団員が少なく、今後、機能別団員もですね、やはり活動する場がないので、いろいろ訓練あたりにもですね、機能別団員も参加していただいて、そういう先ほど村長が言われましたとおり、若者は村外に仕事に行っている、機能別団員のそういうOBの方がですね、やっぱり地元に残っておられたら救急の場合は対応できるような、そういう組織づくりも必要ではないかと思っております。

以上で一般質問を終わりたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 次に、2番議員、横谷巡議員より、1、公共施設の現状と活用について、2、森林・林業を守る施策の実現についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

#### 横谷 巡君の一般質問

○2番（横谷 巡君） 2番議員の横谷巡です。梅雨に入りました。大きな災害が発生しないことを願っています。

万江川の吐合砂防ダムに大量の土砂が堆積、昨年の豪雨で付近の県道法面が一部洗掘崩壊し、幅員が狭くなり危険な状況でした。今年大雨が降れば県道が大きく崩壊し、あの地区から上流の住民の通行に迷惑がかかるかなと心配をしていました。しかし、早急に県と掛け合いいただき梅雨前には無事工事が竣工をいたします。素早い対応に感謝をいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入ります。質問事項の1点目、公共施設の現状と活用についてであります。

国、総務省は、平成26年4月、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化し、公共施設等の最適な配置の実現を推進するため、公共施設等総合管理計画の策定を市町村に要請しました。本村においても、平成29年4月に策定されたところであります。

そこで、本村の公共施設等総合管理計画の指針、大まかな指針についてお伺いします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 山江村公共施設等総合管理計画についてでございます。

まず最初に計画の概要でございます。この公共施設等総合管理計画は、先ほど申されましたように、本村の財政負担を軽減、平準化し、現有する公共施設等の適切な配置を実現するために長期的な視点に立ちまして、公共施設の更新、統廃合、長寿命化を計画したものでございまして、平成29年3月に策定いたしております。

この計画で、公共施設とは村が所有いたします建築物、その他工作物でございます。具体的には建物等の箱物と呼ばれるもの、道路橋梁等の土木構築物、上下水道などの公営企業施設等を対象といたしております。その施設でございますが、計画時点では、まず建築物につきましては、役場庁舎、学校や体育館、保育園、資料館、休憩施設や物産館、保健福祉センター、公営住宅、公園施設、上下水道施設などの139の施設がございます。

また、道路につきましては、村道、農道、林道など総延長15万307m、約150キロでございます。橋梁が83本で総延長が1,328m、簡易水道の導水管、送水管、排水管の総延長4万2,722m、農業集落排水施設の下水道管の総延長が4万2,169mなどが公共施設等で把握している状況でございます。この施設の今後40年間における公共施設等の更新にかかる費用を更新単価で算出いたしております。建築物、箱物施設で約183億円、道路などの更新費用が155億円、簡易水道の更新費用が45億円強でございます。

農業集落排水施設の更新費用になりますと、53億から4億円近いお金がかかるという試算もいたしております。

本総合管理計画の指針でございますが、以上申し上げましたように、現在の公共施設が更新時期を迎える40年間では膨大な費用がかかることとなります。このことから、基本的には財政を勘案しながら、施設の長寿命化、老朽化施設の改修更新を計画的かつ効果的に行うことが必要でございます。また、老朽化して更新しても効率的な活用が望めないものにつきましては、統合や廃止することも選択しなくてはならないと考えております。

また、公共施設の総量をですね、削減することも必要であると考えております。以上が公共施設に対する指針でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいま説明いただきました。ここ数十年で膨大な財政、お金が必要になっていきます。そういったことで、数多くある公共施設のインフラ資産、この将来の老朽化や利用状況、それに関わる更新費用と投資的経費を明らかにして、将来の財政運営を行う上での検討課題の参考にしていく計画であろうというふうに思います。そこで、数多くある施設の中で、次の6つの公共施設の現状と今後の見通しについて伺います。

尾寄崎キャンプ場、旧大川内小学校施設、旧尾崎小学校施設、自然休養村管理センター、古代の杜公園、長期滞在施設「ほたるの荘」について、それぞれ説明をお願いいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは横谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

当課のほうで管理している施設は、尾寄崎キャンプ場、自然休養村管理センター、ほたるの荘の3施設でございますので、その施設について、現状と今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

まず、尾寄崎キャンプ場についてですけれども、キャンプ場の今後のあり方につきましては、昨年的一般質問でも議員のほうからご質問がっております。地元の方、施設を管理されている方とのお話をしておりますけれども、なかなか結論が出ないというのが現状でございます。

また、先月開催されました尾寄崎キャンプ場がある施設、第15区の村政懇談会の中でも、地元の方からも「キャンプ場の今後について」ということでご質問がありましたので、「地元の方とのお話合いの場を設ける」というふうに回答しております。区長さんのほうにもですね、その旨をお話したところを尾寄崎地区の地元の方と、まずお話をしてくださいということでございましたし、施設を管理されている方とは3月末には施設の水源の水が調達できないということで、山腹中甸まで行ってですね、担当者と私と管理されている方と一緒に、水の確保をですね、復旧作業を行ったり、また先月末にはですね、ヤマメの養殖もされておられますので、そちらのほうに行った際にも、このキャンプ場のあり方については、お話をさせていただいているところでございます。

次に、自然休養村管理センターについてです。

この管理センターにつきましても、建築後もう30数年、約40年近くが経過をしております。その間、水道施設やトイレの補修、外壁工事等を実施しながら施設維持を行っております。現在では、万江コミュニティセンターが建設されたこともありまして、万江小学校の体育館として利用が多ございます。また、夜間につきましては、地元の方のビーチバレー等の練習、健康増進のためのスポーツ活動などが行われておりまして、また健康福祉課のほうでは料理教室にも使用されているということでございます。こちらも建築をですね、相当数の年月が経っているため、今後ですね、センターのあり方について検討する必要があるかもしれませんけれども、現時点で当課のほうでですね、具体的な案や方向性はないということでございます。

最後に、山江村多目的交流施設ほたるの荘についてです。

この施設は、都市と農村の交流を促進する交流拠点として、また地域活性化の推進を図るために3棟整備されております。平成19年度に整備されております。当初はですね、入居の際に抽選をするほどの人気もございましたが、現在、平成27

年6月を最後にですね、入居者がいない状況が続いているということでございます。家賃を下げるとかですね、借用期間を短くするといった方法も考えておりましたけれども、いろいろな方からのご提案、また移住定住促進委員会の中の発言や地域住民の方からのご意見等を参考にさせていただきながら、用途の変更ができないかと、いわゆる現在の二地域居住施設的な意味あいではなくてですね、村が買い取りまして、分譲地として売却するとか、村営住宅化できないだろうかということを探索をしております。今、取り掛かっておりますのは、この施設が国の補助金を受けて整備をしていることもありですね、県を通じて国のほうには補助金等の返還等の手続きをしながら用途の変更ができないだろうかというような問い合わせを行っているところであります。このようなことが実現可能になりまして、また議会議員の皆さんの承認をいただければ、村有施設の新たな有効活用にもつながると思えますし、また、本村で重要課題となっております移住定住対策にもつながるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

○教育課長（蕨野昭憲君） それでは、教育委員会からは、旧大川内小学校施設、旧尾崎小学校施設、それから古代の杜公園についてのご質問にお答えいたします。

まず、大川内小学校につきましては、昭和30年頃、校舎が新築移転されまして、同38年に分校から本校となり、地域の子どもたちが勉強にスポーツに励んでおりました。しかしながら、昭和63年度から城内小学校、屋形小学校、大川内小学校、山田小学校尾寄崎分校が統合いたしまして、城内小学校跡地に万江小学校が開校され、大川内小学校は廃校となったところでございます。

この跡地につきましては、現在は第16区の公民館として活用されておまして、地区での集会や一学1スポーツ、それから出前福祉などの福祉関連事業など、地域の方々が気軽に集う場、それから地域や技術を学ぶ場、様々な機関や団体間のネットワーク形成の場など、地域住民のための活動の拠点施設として中心的な役割を果たしているところでございます。

また、平成28年度は一部施設を解体いたしまして、その跡地に白嶽神社の本殿を地域の住民で移転されまして、今日まで大切に守っておられるところでございます。

それから一方、尾崎小学校につきましては、昭和36年頃から昭和40年頃にかけて、校舎、職員住宅、集会室などの建設が行われまして、大川内と同様ですね、地域の子どもたちが勉学に励んでおられました。しかしながら、昭和50年ですね、山田小学校と統合されまして、尾崎小学校は廃校となり、それから同時にスクールバスが運行開始となったところでございます。同51年には、山田小学校

につきましては、現中央グラウンドにございましたけれども、現在の章鹿倉に移転されまして、現在に至っているというような状況でございます。

この尾崎小学校の跡地につきましても、第12区の公民館として活用されておりました、地域の方々が集い、そして学び、交流を深めるなどのやはり地域住民の活動の拠点として現在に至っております。両施設とも廃校後、地域住民からの要望等もございまして、途中改修工事等は行っておりますが、年数の経過に伴いまして、老朽化が進んでいきますし、また両地区とも高齢化率が50%を超えておりますので、高齢化が進んでいる地域でございます。今後はですね、この地域の特色を生かした施設の活用が必要になってくるのではないかと、今考えているところでございます。

それから、最後に古代の杜公園につきましてですけれども、平成23年7月に駐車場及び公衆トイレを整備いたしまして、同年10月に施設の名称を古代の杜公園として、地元西川内地区の西川内老人会に清掃管理を委託し、現在行っております。また、この施設付近を流れる西川内川の支流に埋没しておりますメタセコイヤ、この化石につきましては、平成5年8月の大雨の際に同地区の住民により発見されまして、この地域が湖だった時の約150万年前に埋没したと言われておりました、同地区周辺にはメタセコイヤの湿地林が形成され、極めて貴重な化石林であることがわかりまして、学術的に希少価値は極めて高いとされているところでございます。この化石につきましては、天然記念物、樹幹化石メタセコイヤ群として、村の指定文化財にも指定しているところでございます。

この公園につきましては、森林や田園地帯、古い町並みなど、ありのまま風景を楽しみながら歩くフットパスの山田つつじヶ丘コースのチェックポイントにも含まれてございまして、この一帯につきましては、申しあげましたメタセコイヤの化石、それから石像、眼鏡橋の森下橋などがございまして、村内外の方々に歴史的文化財や豊かな自然に触れていただいているところでございます。

今後につきましては、観光交流事業など、タイアップしてですね、この古代の杜公園をはじめ、村内に点在する貴重な文化財の活用策を検討していく必要があると考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ただいま、それぞれの施設の現状と見通しについて説明をいただきました。それぞれの施設に対する利用需要の変化、老朽化による維持管理費の増大、村民ニーズへの適切な対応、やがてやってくる更新等の多額な費用の捻出など課題があります。これから、この公共施設の活用をどのように図っていくのか、このままにしておくのか、用途変更して活用するのか、廃止するかになってまいり

ます。

そこで、これら施設の活用のあり方について提言を含め伺ってまいります。

まず、尾寄崎キャンプ場であります。説明のとおり万江地区の小学校が統合した時、跡地、地域の活性化を図るため、本村唯一のキャンプ場としてオープンしました。夏場には子ども連れ等を中心ににぎわってきましたが、施設の老朽化が進み、また飲料水の確保に問題があり、現在は立入禁止で中止の状態になっております。施設の存続、廃止等、決断の時期にきているわけですが、人は減り、集落の存続が危ぶまれる中、山間地域に交流人口が増えることによって、地域が元気になり、山間地特有の緑と清流の自然環境を生かしたキャンプ場として創生すれば十分に利用価値があるのではないかと考えます。

村の方針、地域の意向等も踏まえて、これから本村の山間部の地域創生を図るバロメーターにもなります。山村の活性化を図る唯一のキャンプ場として、私は活かしていただくことを希望します。

次に、旧大川内小学校と旧尾崎小学校の施設であります。今非常に福祉関係、介護関係の要望が強うございます。入りたくても入れないと。これを小規模多機能型施設などの介護福祉施設として用途変更、活用できないかということでもあります。先例地においては、空き家を福祉施設として地域資源として活用しているところもあります。本村においても、いよいよ3人に1人が高齢者になってまいりました。この高齢化率から考えても、今後、社会の問題となっている介護を必要とする人、利用する人は多くなると思います。利用者に負担のない、少ない低廉な料金で入ることのできる介護福祉施設がつけられたならば、介護問題に悩む利用者にとっても大きな利便性があると考えます。民間の業者を参加させる、そういった設立も視野に入れ、できれば村立の施設がベターだと思いますが、ご承知のとおり、福祉関連施設には、いろいろな縛りがあります。その縛りの所管の壁を越えた自由な独自の発想での介護福祉施設の実現はできないものか、実現性も含めて伺います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

公共施設を活用した高齢者等の介護福祉施設についてでございますが、今回の第7期介護保険計画では、37年、2025年までは高齢者人口は緩やかに上昇していく予測であり、本計画期間内においては、新たな介護福祉施設等の基盤整備は行わない方針としております。しかしながら、状況は常に変化するものであり、第8期計画にも反映していく必要があるため、毎年度介護サービスの需要量等を検証しながら、介護福祉施設等の基盤整備についても検討をしていかなければならないと

考えております。

ご提案のありました尾寄崎キャンプ場、旧大川内、尾崎小学校の施設につきましては、現在の地域の方が公民館等として利用されているところもありますので、今活用されている地域の方との協議も必要でございますし、いろいろ福祉施設につきましては、先ほどありましたとおり、縛りがあるというところで、そういったところをいろいろな角度から検討しながら、今ある公共施設等の利活用について検討させていただければと考えております。以上です。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 施設の活用については、いろいろ独自の切り込みをしないと、なかなか用途変更は難しい問題でもあります。今介護の問題は大きな社会問題になっています。やはり低所得、要介護の高齢者が安心して暮らすことのできる施設があれば、本人も家族も助かると思います。利用者の需要はあると思いますので、十分なる検討方を願いたいと思います。

次に、自然休養村管理センターと、古代の杜公園の活用についてであります。

どちらの施設も施設の利用者は少なく、これからどのようにこれを利活用するか、その対策が課題だと思います。今、公園や室内において中高年、高齢者が楽しみながら運動ができる健康遊具の設置が全国的に今増えてきています。取り組んでおられます。筋力アップなど、健康づくりによる体力維持や老化防止に役立てるのが狙いです。本村においても高齢化が進み、運動に対する関心の高まりから、健康長寿を進めていく中で、このあまり利用できない一つの施設を一つの模範例として、いつでも手軽に運動ができる健康遊具の設置を図り、健康づくりを進める考えはないか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） ただいま、ご質問のありました自然休養村管理センター並びに古代の杜公園への健康遊具の設置についてであります。健康遊具の設置につきましては、気軽に健康づくりや運動機能の維持、介護予防に取り組んでいただけるということで、大変有効であると考えております。

いろいろな器具がネットでも見れるようでございますが、まず安全面というところも必要ではないかと思っておりますので、そうした安全面も考慮しながら、また各公共施設の現在の利用目的のための設備確保もありますので、空きスペース等が活用できるのかどうか、地域の方々のご意見も伺いながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） この利用が少ない施設を高齢者福祉の健康づくりを有効活用す

るといふことは、やっぱり施設の活性化につながると思います。自然休養村管理センターも、今は主に万江小学校の体育の授業に使っていますし、古代の杜は本当に駐車場、教育課長が言ったように、メタセコイヤ樹幹化石群は、貴重な文化財として保全していく活用することが必要ですけれども、駐車場とか、ああいったスペースが広うございます。ここに住民が運動しながら活用できる健康器具あたりを入れると非常にうまいようにマッチングしていくかなという思いがあります。ぜひ検討方をお願いしたいと思います。

次に、長期滞在施設ほたるの荘の活用であります。

社会ニーズの変化からか、昨年から入居者がなく、空き家状態になっています。本村の持つ自然環境と万江川の清流を生かした長期滞在施設が空き家とは寂しい限りです。家賃収入は入らず、維持管理費はかさみます。施設の利用の縛りや利用需要の変化に対応して補助金を返し、用途変更してみてもどうかと私は思います。

村営住宅や定住移住促進施策への活用も考えられますでしょうし、自活できる独り暮らし高齢者を3人から4人1組として、共同生活ができる山江型シェアハウスとしてモデル的に活用してみる考えはないかということです。

実は、都会におられる人が本村に高齢者を1人残していると、気が気でならないと、でも、どうにか自分のことはできるから何人か健康な人が、気が合う人が集まって暮らすことができるシェアハウスは山江はなかつかなというのを聞かれました。その時に、ああ待てよて、用途変更してもしこれができたならば、山江独自の高齢者向けのシェアハウスができるんじゃないかなという思いから提言としてですね、そういうシェアハウスあたりに活用すると生きてくるなという思いからの提言であります。

公共施設の用途変更は難しい課題でもありますが、公共施設等総合管理計画の本旨からすると、将来の施設の維持管理費と活用を見据え、その現実を直視し、施設の新たな利活用を本気でやるという判断実行も活性化につながる施策として大事なことだと思います。今6つの施設だけについてお聞きし提言をしましたが、村長のお考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） うけたまわりましたご提言、しっかり受け止めさせてもらいながらですね、来年度、山江村の総合計画、いわゆる10年間に向けた基本構想と基本計画をつくるということになっておりますので、そのことも含めて検討させていただきたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 次に、質問事項の2点目に入ります。

森林・林業を守る施策の実現についてであります。林業経営の生産に欠かすことのできない作業道の通行規制の解除について協力要請等ができないかについての質問であります。

万江字今村及び付近の広大な面積の山林を取得、購入された村外地主の方が、山林内を通る補助事業で開設された作業道の通行を規制され、地区の山林共有者の方々は約2カ月間、いまだに通行できず困窮されています。地区の方々は、本来林業に携わることを生業とされ、作業道開設の負担金も負担され、お互い様という共通理解のルールのもとに通行利用されてきました。急ぐ山仕事や特用林産物の手入れ、収穫、木材生産など山村での生活、暮らしの糧として作業道の通行は欠かせないものです。

そこで、山林を購入された村外地主の方は、万江地区に水工場を経営されている水都との関係者であり、水を育む森林の環境づくりには還元したいとの強い思いをお持ちの方です。通行規制の解除について、行政のほうで協力の要請、もしくは指導はできないか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えいたします。

この件につきましては、村民の方からも相談を受けております。そしてですね、直接村民の方にお会いして事情を聞いております。先ほど議員が申されましたとおり補助事業で開設された作業道でもありまして、受益者も負担金を出して開設がされております。このような作業道はですね、受益者全員が通行できる権利があるというふうにも思っております。

よって、今回の件につきましては、行政側からも地元が通行できますように協力要請を行いました。所有者もですね、その山林を買われた所有者も通行規制をするという意思は全くありませんで、様々な事情によりまして、今回のような経緯に至ったということでもあります。今後、作業道に鎖をしてありますけれども合い鍵をつくられて地元付近に渡されるというふう聞いておりますので、受益者の方も了解をいただいているというところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。確かですね、山菜の盗掘や山林の伐採事件がありましたから、やはり、そういう面から管理を厳重にするために全面的に鍵をかけられたかもしれませんけれども、やはり、うちの村にはうちの村の共有林としての習わしというか、お互い様というか、そういうルールのもとに道をつくり、山仕事に行かれた経過がありますから、そういう点を十分に理解していただいでですね、やはり円滑な山林経営ができるようお願いした

いと思います。

そういったことで、今回は村も、この山についてはですね、競売物件に参加したわけですが、今後一定規模の面積の山林売買が出てきたとき、やはり村外地主とか、あるいは外国資本あたりが入ってくるかもしれません。それを阻止するため、そういうある程度大きな山が売買に出たときに、村有林として購入する考えはないか伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

山林売買が出たときに村有林として購入する考えはないかということでございます。村有林として購入いたします基準を村としても設けております。民有林購入事業に係る運用基準というのがございます。この内容としましては、どういう時が山林購入を考えるかということでございます。まずは、連担する面積が5ヘクタール以上のもの、そして、村有林と隣接しているもの、それから水源かん養機能など公的な機能を十分に果たし得るもの等でございます。公的機能を有していることが条件ということでございます。

本村の山林は、やはり村民の方が所有することが適切でありますし、また村有林は、村民の方々の財産でもございますので、土砂流出防止、水源かん養及び経済林として適正に管理すべきであるというふうには認識をいたしております。山林の売買につきましては、事後の届け出は義務化をされております。しかし、事前の届け出は法律では義務化をされていないという状況であります。したがって、売買につきましては、事前に情報が村としてもつかめないというのが、今のところ現状であります。

ただ、北海道とか山梨県、宮崎県などはですね、条例として水資源の保全という観点から売買の事前届け出が義務化をされております。この件につきましても、事前に届け出が出たら、行政も情報がつかめるということもありますので、これも村独自で義務化するというのもなかなか難しい問題であるかと思っておりますけれども、これは県も含めましてですね、管内市町村とも、いろいろ協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 村有林を増やしていくということは、経済林として、環境林としての活用ができ、雇用対策にもつながると思います。新たな林業施策の基盤になると思いますので、もし、そういったある一定規模の大きな山林の売買が出たときには、私たち議会としても村民の財産に適しているかどうか、山林等の現地調査を行ってですね、的確な政策提言をしてまいりたいというふうに思います。

次の森林環境税の創設に伴う取り組み状況を伺う通告質問であります。これは平成31年度から森林環境税創設に伴っての事業対策の質問を行う予定でございましたが、次の質問者、谷口予志之の通告内容と重複しておりますので、私からの質問は割愛させていただきます。

昨今、球磨郡管内、村内のあちこちで、小規模、大規模面積の山林の伐採が見られます。平成28年5月の森林法改正により、伐採、再造林を行った者は届け出、その後の状況報告が義務化されました。本村における昨年1年間に伐採申請届があった面積と再造林には面積が、これは通告しておりませんが、もし課長のほうでわかれば教えてください。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 昨年度に提出されました伐採届の件数ということでございます。これは昨年度は44件の届け出が出ております。面積にしますと、約21ヘクタールということでありまして、これは間伐等も伐採届が必要ですので、再造林をされる面積は皆伐が対象となるかというふうに思っています。

この再造林の対象面積は21ヘクタールのうち13ヘクタールでありまして、今から再造林がされるものというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） ありがとうございます。あちこちですね、近頃本当に伐採が増えていようございます。このことからですね、伐採後の裸になった山への植林や伐採搬出後、木を切った後の整理整頓、それから排水処理、重機で道を造りますから、それが雨が降ったときには川となって流れていきますから、この排水処理等の環境保全対策をしっかりとやらないと、豪雨、台風による土砂崩れ、河川の洪水、氾濫など災害発生の要因になります。本村においても、この災害が万江川、山田川が流れていますから、一番恐ろしい災害ですけれども、本村は90%近くが山林であります。この伐採後の環境保全対策は、大変重要であると思っておりますが、できれば義務化すべきと考えますが、どうお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 伐採後の水保全対策の義務化ということでございます。伐採届は事前に出てくるということでございまして、その届け出が出てきましたら審査をしまして、適合通知書というのを交付して許可をするわけでございます。この届け出の中には、伐採して必ず再造林という項目がありますので、そこに記載がされていない場合は、許可はしないというふうにしております。許可する上で義務化とまではどうかと思っておりますけれども、注意事項という形で、伐採後の植林の徹底を今は周知しているところでございます。

今後、この災害防止の環境保全対策につきましても、許可の際に周知徹底をしていきたいというふうにも思っております。義務化につきましては、本村ばかりでなく、ほかの市町村も同じ課題でありますので、管内市町村と意見を出し合いながら、検討していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 山林を多く抱える市町村にとっては、この環境保全対策の義務化は国土保全上からも大変私は必要だと考えます。これは、ぜひですね、首長会議とか重要なところで、山を抱えている市町村にとっては、これが一番今から先は土砂崩れ等、河川氾濫等で大きな災害を起こす要因ですから、今後ですね、この義務化について要望等を協議していただくか、働き掛けとか、そういうことを願いたいと思いますが、村長の考えをお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 山林、いわゆる木材を伐採した後の対策というようなことでございます。おっしゃるとおり、今木材はですね、大変な不況というか、なかなか利益が上がる産業ではないというようなことで、家の近くの山林を伐採したが払うほうが多かったという話はよく聞く話であります。加えて、全伐した後、再造林できる能力がある個人というのがですね、なかなか今は難しいんだろということだと思いますし、できれば間伐等々の中で森をつくっていく、山をつくっていくというようなことを中心に考えていくんだろということも思っています。

一つは、森林環境税、あとから質問があるということでもありますけれども、交付されます。その林業再生協議会あたりの組織もつくるということになっておりますので、森林環境税を含めたところでのお金の使い方を再造林について、どのように考えるかという議論もさせていただきたいと思いますし、義務化というのが果たして能力的にできるのかというようなことでもありますけれども、個人の経済活動でありますから、ただ、そういう社会問題として大きい問題がのしかかっているということでの大きな課題ということであればですね、言われましたこと、最初は郡の町村会、人吉・球磨は山林をいっぱい抱えた町村たくさんありますので、ちょっと提案していきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 二つの質問をさせていただきました。一つは公共施設の管理運営に伴う公共施設等総合管理計画の指針、目的に沿った利活用と財政運営の対策をしっかりとさせていただきたいということ。

もう一つは、90%山林を抱える我が村にとって、この森林・山林を守る施策については、いろいろこういう山の不景気で手放す人が増えてくる。それを守るため

には、やはり村が中心になって村有林として確保し、経済林、環境林、雇用を生む山として取得したらどうかという提案。そして、今は木材が安いということから、利益が上がらないということから、大規模伐採をするわけです。経費を浮かせるために、その切った後を放置していくと大変な、この間、北九州災害があったように、東峰村とか朝倉とか、ああいうふうで大災害が起きる可能性があるから、跡の対策をしっかりとするように義務化と言いましたけれども、できれば強い縛りでですね、ちゃんとした対策が立てられればということを要望申し上げました。

以上にて、一般質問を終わります。

○議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時45分とします。

-----○-----

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に、6番議員、谷口予志之議員より、1、山江村の基幹産業である農林業の振興についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

#### 谷口予志之君の一般質問

○6番（谷口予志之君） それでは、議長のお許しがありました。6番議員、谷口予志之より通告書に基づき一般質問を行います。

今回は、山江村の基幹産業である農林業の振興についてということで通告をしております。農業部門、林業部門について、2、3点ずつ質問をします。

まず、農業について質問します。農業も、これは林業もですけれども、山江村のみでなく全国的に多くの問題を抱えていると思います。特に深刻なのが従事者の高齢化と後継者の不足だと思います。

農業には、食料の生産を行い、社会と経済の安定を担う重要な役割を担っています。山江村では、現に若い農業者も頑張っておられる中、大変失礼な言い方かもしれませんが、農業は台地や自然を相手にする仕事柄か残念にも若者から見ると、きつい、汚い、かっこ悪い、林業の場合は、危険だったと思いますけれども、この3

Kといったネガティブな印象を抱き、先ほど述べましたようなことになっているのではないかと思います。

そこで質問しますが、この山江村においても農業経営者も高齢化、後継者不足に伴い減少しているのではないかと思います。山江村の農業経営者の実態はどうなっているか、専業・兼業別に答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） それでは、お答えをいたします。

農業経営の実態ということでありまして、2015年に行われました農林業センサスというのがあります。これによりますと、本村の総農家数は379戸でありまして、そのうち販売されている農家が253戸であります。

この販売農家253戸のうち、専業農家は36戸、それと兼業農家が217戸という状況であります。専業農家につきましては、割合にしますと販売農家の14%ということでありまして、熊本県の専業農家の数は約1万4,000戸でありまして、割合で販売農家ですと35%、全国で見ますと専業農家数は全国では29万4,000戸でありまして、割合で22%という状況であります。

本村の専業農家の割合は、全国、熊本県よりも低い状況でありまして、この統計から言えますことは、本村は経営規模が小さく、小さい農家が多く、農業だけでは生計を維持することが困難な農家が多いことが見受けられます。したがって、今後の農業振興を図る上でも、高齢化も進みますことから、農地の集積化及び営農組織の設立が、今からは重要であることが見受けられるというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） ある資料に、「日本の農業人口の推移」ということが載っておりましたので、ちょっと見てみたんですけども、昭和40年（1965年）から平成27年（2015年）を比較してみますと、昭和40年が農業人口1,150万人、2015年が200万人と絶滅危惧種なみに減少の一途をたどっているという記載がありました。山江村も、これほどではないかと思いますが、同じような状況ではないかなというふうに思います。

今は農業という道を選ばなくとも生活ができ、昔みたいに半強制的に跡を継がなければならないというようなことはなくなっているのではないかと思います。それに加え、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、これからは若い人材をいかにして確保するかが大きな課題ではないかと思っております。

農業は、ご承知のとおり基本的に収穫物を育て販売することで生計を立てているのですが、自然が相手ですので、鳥獣、また病害虫、また昨今の異常気象による自

然災害による被害も大きな懸念事項ではないかと思えます。そのような中、山江村では鳥獣被害防止対策や生産量の増収対策として防護柵の設置や肥料の購入等について助成金や補助金が支給されております。そのほかにも農業振興のために多くの助成制度がありますが、その中で担い手対策として、どのような助成金や補助金があるのか、その種類と助成金、補助金の該当者の範囲はどうなっているか答弁を求めたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 助成金、補助金の種類と該当者についてということでございます。農業振興につきましては、村も独自で様々な支援を行っております。今回の担い手対策に対します支援ということについて答弁をさせていただきたいと思えます。

農業の担い手に対します支援策としましては、認定農業者に対しましては、農地流動化の助成、賃借の助成ですね、それと規模拡大のための機械購入や施設整備の補助制度があり、資金の融資が優遇されるという制度があります。また、今のは国の制度でありまして、村単独でもですね、就農支援の助成制度を制定しておりまして、農業以外の産業に従事し、村内に就農を希望する方、または農業経営を継承する就農後継者、年齢が18歳から56歳未満というふうになっております。それで、営農開始後10年以内を対象に、農用地の取得の経費、または農地の賃借料、それと施設及び機械取得経費、そして免許取得経費、経営改善のための研修の経費の一部を助成制度を設けております。

また、農業次世代人材投資事業としまして、経営の不安定な就農初期段階の就農者に対しまして、就農意欲と就農の喚起と、就農後の定着を図るために、原則45歳未満の方を対象に営農開始後、5年間ということですが、年間150万円が国からは給付される制度があります。

以上が担い手に対します支援策であります。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 今、答弁の中で認定農業者と専業で経営される方、また新たに就農される方につきましては、国・県等の助成に加え、村単独でも助成制度を設けて支援されており、農業経営の敷居が低くなっているような感じがします。

先ほど答弁されました販売の家の中で、兼業で農業をされておられる方も217戸というようなことで、確か86%だったと思うんですけれども、これを占めているようでございます。このような兼業農家等に対する支援策はないのか答弁を求めたいと思えます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 兼業農家に対します支援策ということでございます。

企業等に勤めていらっしゃって退職されて、就農を希望される方とか、農業経営を継承する方に対しましては、先ほど申し上げましたが、機械購入費等の一部の助成制度は設けております。

この制度は、この村の独自の制度ですけれども、この制度は新規就農者の給付金、交付対象者に該当しない方も支援する制度で救おうという制度でございます。耕作面積が小さい小規模な経営者もですけれども、それと兼業農家に対する支援策は今のところございません。国・県市町村も農業に対しましては、農地集積及び営農組織の設立を推進しているところでございますので、ご理解のほどをよろしくお願ひしたいと思います。ただ、一農家個人経営、兼業農家に対します支援策としましては、今後ですね、農家の方のニーズが高まってきましたら、検討課題とさせていただきますというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 現段階では、そのような一農家とか一個人に対する支援策はないというようなことでございます。

本村の農業は、先ほど答弁いただきましたように、経営規模が小さい農家が多く、農業だけでは生活ができず、勤めをしながら営農をされているのではないかと思います。助成金とか補助金だけに頼ることは、あまりよくないことでもありますけれども、そのような農家に対しても、ある程度の基盤の整備といいますか、そういうのが必要な感じがします。答弁では、今後の動向を見ながら検討したいということでもありますので、検討されることに期待をしたいと思います。

一応、農業のほうは終わりました、次に林業関係について質問をしたいと思います。これは先ほどの横谷議員が私のほうに回してくれたといいますか、重複しているので省略されて、私のほうにさせていただいたんですけれども、この森林環境税の創設ができるまでには、森林を守るための財源確保というようなことで、林業関係者や、多くの森林が所在する市町村を中心に森林環境税の創設に向けた運動が長年展開されてきております。ようやく31年度からというようなことですが、実際は36年度から課税が開始されるというようなことです。

一方で、森林現場における諸課題は、早期に対応する必要性から、森林環境譲与税が、平成31年4月から運用されますが、この森林環境税の創設の趣旨及び森林環境譲与税としての運用される予算規模とか、これにより、どのようなことが期待できるのか答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 森林環境税についてのご質問でございます。森林環境

税はですね、趣旨といいますか、木材需要率の低下によります木材価格の低迷のため、林家の生産意欲の低下及び後継者不足により整備が進んでいない森林の整備を推進するとともに、人材育成、担い手確保及び木材利用の促進や普及啓発に関する費用に充てるために創設をされたものでございます。

東日本大震災を教訓といたしまして、自治体の防災施策に係る財源確保のために、今現在、住民税の均等割に対しまして、平成26年度から1,000円がアップされていると、引き上げられているということでございます。この引き上げにつきましては、平成35年度まで行われることを考慮しまして、森林環境税は、先ほど議員が申されましたが、平成36年度から個人に課税されるということでありませう。税率としましては、年額1,000円ということでありませう。つきましては、課税されますまでの平成31年度から平成35年度までは、森林環境譲与税として譲与されます。

予算規模につきましてですけれども、国が予定している財源をもとに県の試算によりますと、譲与税は平成31年度から平成33年度までは各年度ごと、本村の場合ですけれども800万円。平成34年度から平成35年度までの2年度間は、1,200万円でありませう。税として課税されます平成36年度が1,200万円、平成37年度から平成40年度までが1,700万円、平成41年度から平成44年度までは2,200万円、平成45年度から先は2,700万円という試算が出ております。この創設によりまして、どのようなことが期待できるかということでございます。森林にはですね、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防ぐ役割が増えます。それに加えまして、土砂災害の防止の効果もあります。環境防災面も考慮しまして、この制度を活用して林家の経費の負担を軽減しまして整備が行われていない、また遅れている森林の整備を推進することも考えられます。林家の経費の負担も軽減することも考えられます。このことによりまして、林家の生産意欲が生まれ、後継者の育成につながればと期待するものでございます。この税の具体的な活用方法につきましては、今年度立ち上げます山江村林業振興対策委員会というのを近々立ち上げる予定ですが、この中で森林の整備を推進し、担い手確保を図り、及び林業所得の向上に向けて、どのような施策が現場として必要なのか、しっかり協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 森林整備とか、いろいろなことができるようなことでございます。この制度を有効に活用して、少しでも山江村の林業が活性化できることを願うところでございます。

また、新たに林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るために、市

町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を能力のある林業経営者等に集積、集約化できる森林経営管理法が31年4月より施行されるとあります。行政主導で行うにあたって、実施体制を整えるため、どのような課題があるか答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 森林経営管理法という法律が来年度から施行されるということでもあります。この法律につきましては、森林所有者にですね、適切な経営管理を促すために、その責務を明確化するという法律でございます。

森林所有者自らが経営管理を行うことができない場合には、採算が合う森林につきましては、先ほど議員申されました生産意欲と能力のある森林経営者に委ねることとし、採算が合わない森林につきましては、市町村が経営管理を行うということでございます。既に経営管理が行われている森林は、全体の約3分の1ということでありまして、残りの3分の2が適正に管理が行われていないという森林でございます。この3分の2の森林の管理を適正にするための法律でありまして、来年の4月施行ということでございます。

課題ということもございますけれども、この法律につきましては、今年の5月25日に成立されまして、来年の4月施行という予定でございますので、課題という課題は、いまだ明確には見えてきていないというところがございますけれども、ただ、森林所有者の今後森林の管理を委ねるという意向調査は、市町村が行わなければならないということございまして、業務を増大するというところでございます。ですので、この意向の調査の期間を二、三年ぐらい要するんじゃないかなというふうにも思っておりまして、自分で今までは管理されている所有者と、この制度によりまして管理を委ねる所有者、先ほど申しました3分の1と3分の2の、この所有者の方の間に差が出ないようにはしなければならないかなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 村主導型で、この制度も大変な労力を要するのではないかと思います。

また、平成31年度から運用が始まる森林環境譲与税、森林経営管理法により、森林の整備、人材の確保、木材利用促進等について市町村が主になり動き出すわけですが、村としてどのような取り組みを計画されるのか答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 取り組み計画ということもございますけれども、現在

考えられる事業につきましては、森林経営管理法に基づく森林所有者の意向調査を行いまして、それに基づき森林の状況によりまして、県が募集します意欲と能力のある林業経営者に村が整備を委託したり、または村が所有者に代わって整備するという業務が出てまいります。森林環境譲与税や森林環境税を活用しまして、年次計画で間伐等の森林整備をしていく計画をしているところでございます。

そして、この制度を活用して担い手をいかにして確保するのか、また、木材利用の促進をどのように推進するのかを協議する必要があると思っております。具体的な取り組みにつきましては、先ほども申し上げましたが、今年度立ち上げます林業振興対策検討委員会の中で、しっかりと協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 森林環境税の有効活用により、森林の整備が進むことは、森林の公益機能が発揮でき、また地域の雇用創出など地域活性化にもつながるものだと思いますし、村内の手入れ等ができていない森林の整備がどんどん進んでいくのではないかとこのことを期待したいと思っております。

最後にですけれども、今まで質問・答弁を踏まえ、農業・林業は山江村の基幹産業であります。後継者の問題とか高齢化、また、新たに国の施策等も打ち出されてくるのではないかなというふうに思われます。これらの後継者問題等も含め、新たな施策を迅速に、それぞれの所有者等に話をしながら対応していくために専門員の設置についての考えはないか答弁を求めたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 専門員の配置についてということでございます。先ほど議員申されましたとおり、本村は農林業の村でありまして、この基幹産業であります農林業を衰退させるわけにはいかないというふうには思っております。高齢化、担い手不足、木材価格の低迷によりまして、耕作放棄地及び未整備の森林が増える中、農林業振興のために国・県の支援も含め、村としましたも様々な支援を行って現在いるところでございます。

林業につきましてはですね、林家の所得向上を図るために、今年度から3年間ですけれども、国の山村活性化対策交付金という交付金を活用しまして、短期間で収入源となります特用林産物を利用した新商品開発及び販路開拓に取り組む事業を計画をいたしております。

本村の基幹産業であります農林業を振興するためにも、農林業に対します支援内容や営農に詳しい方、現場で助言・指導できる方は確かに必要であるというふうには思っております。この専門員の配置につきましては、今後の状況を踏まえまし

て、検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 何回も言うようでございますけれども執行部におかれましても、先ほども言いましたけれども、今回のいろいろな私の質問、また答弁の内容を聞いてもわかりますように、大変村自体として多忙になるのではないかというふうに思っております。専門員の配置につきましては、今後のことを見据え、前向きに検討されることに期待をしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 次に、1番議員、赤坂修議員より1、業務継続計画（重要6要素）について、2、空き家バンクについての通告が出ております。

赤坂修議員の質問を許します。1番、赤坂修議員。

#### 赤坂 修君の一般質問

○1番（赤坂 修君） 1番議員、赤坂でございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

まず1点目、業務継続計画についてということで通告しておりますが、4月16日の熊日新聞に、「大規模災害時に自治体機能を維持する業務継続課に非常時優先業務の整備など、重要6要素をすべて規定しているのは、県内12市町村で3割弱にとどまっていることがわかった」という記事が載っておりました。

業務継続計画とは、「災害時に行政自らも被災し、人・物・情報等利用できる資源に制限がある状況下において、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応、手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である」となっております。また、業務継続計画の中核となり、その策定にあたって必ず定めるべき特に重要な要素として、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気、水、食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整備の6要素があげられております。

本村では、6月1日には防災連絡会議が開催されておりますが、山江村地域防災計画書の中でも、第12節、業務継続計画として災害時における応急対策の実施や優先度の高い通常業務の継続にあたり、限られた人員及び資機材等を的確に活用するため、業務継続計画の策定等により、業務継続の確保を図るものとするとして先に述べました重要6要素が明記されておりますが、新聞記事においては、山江村においては、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できな

くなった場合の代替庁舎の特定、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保の重要6要素の中の3要素が策定されているとなっておりましたが、現状はこれでよろしいでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 業務継続計画につきましてのご質問でございます。先ほど申されましたように、4月16日の熊日新聞におきまして、状況が報道されております。この件について、少し内容を説明させていただきます。業務継続計画6要素について、各自治体の策定状況を調査したものでございます。本村は、県の調査や新聞取材時にはですね、業務継続計画そのものは、まだ策定しておりませんでした。しかし、他の計画書、山江村地域防災計画、山江村危機管理規定、山江村災害対策本部等設置運用マニュアルといったものがございます。これはもう既に整備しておりますので、この中で重要6要素を補完する内容を定めておりました。

回答では、その分を策定済みとして回答してよかったですのですが、業務継続計画自体がですね、策定されていなかったということで、明確な部分だけ策定しているということで報告をしたものでございます。

その後、業務継続計画を策定いたしまして、先ほど申されました6月1日の開催いたしました山江村防災会議におきましては、内容を説明いたしまして、その中で承認を受けましたことから正式に山江村業務継続計画、この重要6要素についても定めております。今の状況は、そのような状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 新聞の報道とは異なるように、すべて6要素を策定されているということでございますので、その内容についてお聞きしたいと思います。

まず1点目でございますが、首長不在時、村長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制については策定済み、すべて策定済みということでございますので、どのような内容になっているのか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まず第1点目、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制でございます。これにつきましては、既に策定をいたしておりました山江村災害対策本部等設置運営マニュアルですね、この中で災害対策本部ということで定めております。山江村の地域において、「災害が発生する恐れ、または発生した場合に、村長が必要があると定めるときは、村災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する本部の設置または廃止の決定権限は、村長にあるが、村長不在の場合の職務代理順位者、第1順位、副村長、第2順位、総務課長、第3順位、企画調整課長とする」というふうに定めております。

また、参集体制でございます。これも同じく山江村災害対策本部等設置運営マニュアルによって定めております。職員の配置基準、第1次防災体制、災害準備体制ということで自宅待機、第2次防災体制、災害注意体制でございます、防災担当班動員、これは総務課の職員でございます。第3次防災体制、災害警戒態勢でございます、災害警戒本部の設置ということでございます。第4次防災体制、これは災害対策体制でございます、災害対策本部を設置するというふうな基準になっております。この基準に基づきまして、職員を参集するというふうな計画でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、代行順位について答弁をいただきましたが、職務代行者としては、村長が不在の場合には、総務課長、企画調整課長ということになっておるということでございますけれども、職務代行者が全員不在にならないようなチェック体制ですね、また職務代行者となりますと、村長に代わって重要な事項の決定、また指揮命令などが出てくるかと思いますが、マニュアルの作成など、どのような対応をとっておられるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） この災害時のマニュアルにつきましては、昨年作成いたしました、防災監がおりますので、この防災監によって、このマニュアルを職員全員を対象にいたしまして説明会をしております。それが基準になっておりますので、災害時には、そのマニュアルを徹底していくという形になっております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） そのマニュアルは作成されているということでございますけれども、先ほど職員の参集体制について答弁がありましたけれども、熊本地震の本震では、山江村でも震度5弱を記録しましたが、熊本県の地域防災計画では県内で震度6弱の地震が発生した場合は、職員全員が対応するとなっているようですが、山江村防災計画では、どのようになっているのか。また、これまでに発生した大規模災害で全職員参集して対応した事例があるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 山江村の参集基準では、震度4弱でですね、職員が参集するという事になっております。

それから、これまでは村内で過去に万江川が氾濫したとかいうこともございましたし、それから、万江の県道が崩落をいたしまして通行不能になったということがございます。その時は全職員災害待機班ということで、参集をいたしております。それから村のほうは、これから梅雨に入ってまいりますけれども、警報が出た

場合には、班を編成しておりますので、その班に基づいて待機をするということで、備えをいたしております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 現在、地震につきましては、震度4弱で全職員参集するということでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 災害待機班ですね、全職員と言いましたが、災害待機班が参集いたしまして、職員は自宅待機をするということで定めてあったと思います。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 全職員参集といいますが、私が聞きたいのは災害対策本部を開設して何十人からは本庁で災害対応に追われるかと思えますけれども、そのような参集体制について、ちょっとお聞きしたいわけですが、全職員は待機といえますか、その事例はあったということですが、5月25日に長野県北部で震度5強の地震が発生しており、全国各地で大小なりですね、現在地震が発生しておりますが、人吉・球磨でも今後30年の間、これは前から言われておりますので、期間が短くなっているのではないかと考えるところですが、大規模地震が発生する確率がやや高い人吉盆地南縁断層があることは、ご承知のことだと思いますが、大規模地震が発生した場合、非常時優先業務を遂行するために必要な人数の職員が参集することが必要になってくるかと思えますが、役場職員の方で、これは村外に居住されている方は何名おられるか、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 3月ぐらいで、ちょっと調査しましたけれども、12名ぐらいだったと思います。正確な数字はちょっとあれかもしれませんが、12名がその当時調査した数字でございました。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 全職員は、59名程度でございましたか、そのうちで12名の方が村外に居住されているということですが、大規模災害の状況、または熊本地震のような大規模地震が発生した場合に、職員自らもですね、被災されるような状況になるかと思えますので、村外に居住されているから招集に遅れが出るというようなことは、一概には言えないと思いますが、本村としては、移住定住の促進や子育て支援など、人口増加対策に取り組んでおられる中、また税収面から見て自主財源の確保や地域住民とのコミュニケーションなど、いろいろな面からもぜひ村内定住を奨励していただきたいと考えるところですが、村長は、これに対してどのように思っておられるでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 村内居住ということであります。職員につきましては、できるだけ村民との接触といいますか、いろんな地域活動あたりも当然入ってくるわけにありますので、できるだけ村内に住んだほうが望ましいというような話はしております。強制はできませんが。ただ、先ほど12名と言いましたけれども、6組ほどのですね、夫婦等がですね、村内に住めない、住もうと思っても場所がないというのは現実でございます。従いまして、住居をどのように探して手当てをするか、また家をつくってもらおうかというようなことも考えなくちゃいけないことを思っております。と言いながら、住所はですね、山江村内に置いておりますので、税金は山江村内で納めているというような状況でありますけれども、ただ居住が山江村に、適当な居住先が見当たらないということで致し方なく、人吉市のアパートに住んでいるというような状況がございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 居住の自由についてはですね、憲法でも保障されておりますし、それぞれ事情があつて村外に居住されておられると思いますが、ぜひ山江村に住んでいただけるような環境の整備を期待いたします。

次に、6要素の2項目め、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定については、策定済みになっておりますが、内容についてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 2点目の本庁舎が使用できなくなかった場合の代替庁舎でございますけれども、この場合には第一に福祉保健センター、次に歴史民俗資料館、最終手段といたしましては、その他に公共施設で村長が指定する施設ということで、一応業務継続計画では、定めております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 大規模災害になりますと、地震を考えがちでありますけれども、熊本地震の場合は4月14日の前震直後は宇土市と大津町、16日の本震後は、八代市、人吉市、益城町を加えた5市町が庁舎使用不能となったことで、山江村では大規模災害を考えるとときに地震を考えるとと思いますけれども、山江村では過去に集中豪雨に伴う山田川等の氾濫による大規模洪水や浸水被害が発生しております。今後も、ある程度は想定しておかなければならないと思いますけれども、保健センターということでございますけれども、標高としてですね、現庁舎としてあまり変わらないということで、水害の場合には、その辺のところはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 本庁舎の代替ということでございますけれども、これにつきましては、やっぱり災害の状況によりまして、被災していない地域で、やっぱり代替する必要があると思っております。しかし、電話であるとか、パソコンがつかないとかですね、そういう状況を考えますと、公共施設ということになりますので、そういった場合には高台にある学校とか、そういうものを考えるべきとは思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。3要素目、電気、水、食料等の確保について、これも策定済みの方でございますけれども、それについてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） それでは、電気、水、食料などの確保でございます。これにつきましては、業務継続計画の第3節で定めておりまして、まず電気につきましては、役場には現在出力4.5キロワットの発電機1台を保有しております。これにつきましては、役場で必要最小限のもので、電灯であるとかパソコン、パソコンは11台分、テレビ1台、カラーの複写機1台分、これが動くような状況でございます。総務課のフロアのみが稼働するかなというふうな電力量でございます。本年度計画いたしております非常用電源、こちらのほうの調査、設計の費用を計上いたしておりますので、来年度事業費がつけばですね、役場庁舎全体を補完できるような大型の発電設備を備えたいということで考えておりまして、現在の4.5キロワットの発電機以上のもので、72時間分の燃料も備蓄した体制を整えたいというふうに計画をいたしております。

それから、食料につきましては、これは主に大災害時の職員の食料を指しております。これにつきましては、飲料水につきましては500ミリリットルのペットボトル、1日1人3リッターで特別職等も含めまして、64人分の3日分を必要とするということと、食料につきましても、アルファ米、乾パン、缶詰等、1日3食64人分の3日分ということ、それに災害用のトイレですね、こういったものも備えなければいけないということ。それから消耗品等ですね、それと毛布、コピー用紙、トイレトーパーとして数量をはじき出してあります。

今後の検討事項といたしましては、先ほど申しました停電時の1階部分のフロアの最低限の確保ではございますので、これを補う必要があるということと、これは空調等の電力を含んでおりませんので、こういったものを補完するような必要量が必要であるということでございます。

それから、水、食料等につきましては、現在は待機するときに、その都度補給を

いたしておりますけれども、こういったものにつきましても、先ほど申しましたように数量を常時確保するということが必要であると思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 本年度500万円の非常用発電機的设计委託料として予算にも計上されておりますけれども、先ほども申しましたように水害も十分考えられると思いますので、その非常用発電機の設置場所についてもですね、今後勘案されていたほうがいいのではないかと考えております。

また、災害対応に当たられる職員の方の食料、水については3日間分の確保ということで準備されるということでございますけれども、今度の熊本地震の場合にもですね、各避難所等、断水が考えられると思います。本庁舎の水道での生活用水、特にトイレの洗浄水ですね、断水になりますとトイレの洗浄水も出なくなるような形になるかと思っておりますけれども、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 洗浄水は非常に重要なトイレの部分でございます。これにつきましては、ため置くというかですね、そういうことも考えられるべきですが、現在のところ具体的な対応というのを準備しておりませんので、今後そのような点も考えていかなければならないと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 井戸水の確保ということをですね、今後十分考えていただきたいと思えます。

また、断水を考えた場合にですね、各地区においても、現在井戸水を使用されているご家庭もあるかと思っておりますので、その辺の把握と大規模災害時に協力の依頼についても検討していく必要があるのではないかと考えております。

次に、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保について、お伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 通信手段の確保でございます。地域への連絡として現在保有しておりますのが、防災無線、県と直通しております熊本県防災行政ネットワーク、それから災害時の有線電話ということで別回線として固定電話の2回線を保有しております。それに非常時用として携帯電話2回線を確保しております。このほか、独自のケーブルテレビ、IP端末ですね、それから県の防災メール、Lアラート、ホームページ、それとSNS、それに広報車というところで通信手段を確保い

たしております。

先日、NTT西日本との大規模災害時に避難所への開設した場合の特設公衆電話の回線ですね、事前設置というのも協定を結びまして、ほかの電話が繋がらない時にも、このNTTの回線、これは特に優先的につながるといことですね、電気が通じなくても通じるというふうなことで、設置協定を結んでおります。本年度、順次18カ所の避難所に設置をしたいというふうに思っております。

それから、有線のほうは断線しますと通じませんので、IP無線電話ですね、この導入を今進めておまして、これは防災減災事業で導入をするわけですが、これは消防署、役場、それと村の消防団ですね、それと下球磨の地域が同じものを導入しますので共通波を使いますと隣の市町村ともつながるような通信手段でございますので、こういった多様な手段を今整備をしておるといふような状況でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 通信手段の確保についてはですね、十分に検討されているようでございますけれども、防災行政無線については個別受信機の設置についてでございますけれども、29年度中にですね、どのくらい増えたのか件数と設置率がわかればお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 防災行政無線29年度でデジタル化をいたしました。設置については、ちょっとここに手元にはございませんけれども、当初設置したときには補助事業でできました。その時に負担金が要るということを勘違いされて設置しておられなかったところが、50世帯ほどございまして、それを今、順次要望があったところは接続をいたしております。それで90%以上は設置を済んでいるというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 早急にですね、100%設置を願うところですが、通信手段、先ほど答弁があった通信手段については、災害の種類や環境によってですね、どれが一番つながりやすいかは異なっていくかと思っておりますので、災害に応じて優先して使用する機器の確認、関係者間での取り扱い方法等の周知徹底、マニュアルの整備など、今後の対応を期待いたします。

5要素目の重要な行政データのバックアップについてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 行政データのバックアップにつきましては、基本的に役場の総合行政システムで稼働しております役場の業務と各職員がグループウェアとし

て使用しておりますものにつきましては、外部にデータセンターを持っておりますので、バックアップは毎日できておると、これは庁舎に置いておりませんので、調査が被災しても外部の業者のほうでサーバーが確保されているということでございます。

その他のシステムにつきまして、個別業務でございますけれども、こういったところがバックアップと申しますか、庁舎内に、そのデータを持っておりますので、庁舎が被災した場合には、それがなくなるということがございます。重要な行政データとして現在13業務ございまして、このうちバックアップができていたのが8業務であります。残りの業務につきましては、今後、外部のデータセンターなりを使うクラウドシステムに切り替えていくとか、そういったことをやるべきではないかというふうに考えておりますし、それを進めていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 重要な行政データについては外部に委託されているということですね、了解をいたしました。

今度、人吉市では免震構造を取り入れた防災災害対策拠点として安全性と機能を確保した新庁舎を建設されますが、今後、市町村間でですね、重要な行政データを相互に共有するような考え方、外部に委託するよりも、こちら行政間で相互にですね、共有するほうが経費的にも安くあがるのではないかなというふうに考えておりますが、その辺の考え方について、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 市町村間での行政データの共有ということでございます。

これにつきましては、使っておるソフトとかですね、そういうものが別個でございまして、統一するというのがなかなか難しいわけでございます。

それから、もう一つ、各町村によって様式がそれぞれ異なります。住民に発行しますいろいろな行政の証明書であるとか、申請書であるとか、そういうものが細かいところの設定が非常に難しゅうございますので、できないことはないと思っておりますけれども、そういった細かなすり合わせ等が課題になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 最後の6要素目、非常時優先業務の整理についてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 非常時の優先業務につきましては、各担当課のほうで整備

をしております。災害業務に関する優先業務と、もう一つは優先度の高い通常業務と、この2種類に分けて業務を整理いたしております。これにつきましては、災害業務としては、全体で85業務、それから優先度の高い通常業務ですね、これにつきましては、191業務ということで整理をいたしております。この実施の時間、タイムスケジュール等もありますけれども、それぞれ3時間以内に業務を開始するもの、12時間以内にするもの、24時間以内と、あと最長で1カ月以内、またそれ以降というふうには業務の分類をいたしております。

今回策定いたしました業務継続計画につきましては、さらに見直しをしながら、まだ作ったばかりでございますので、運用を図りながら問題点を洗い流して、再度また必要に応じて見直しをするということでございます。まだこれはいちばん最初の段階でございますので、不備な点もあろうかと思っております。先ほど申しました全6業務につきましても、項目につきましては、常に見直しをしていくということで完全なものに仕上げていきたいというふうに考えております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。

6月5日の人吉新聞に載っておりましたが、球磨村では5月28日から6月1日の間に実施日時を特定しないで職員の緊急参集訓練を行い、災害対策本部の設置や通信連絡手段、資機材等の確認を行い、職員体制の意識を高める業務継続計画に沿った訓練を31日に行っておられます。

山江村では、平成28年11月に総合的な防災訓練を実施されておりますが、業務継続計画の実効性を確認し、高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要であると考えるところですが、今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 職員の参集の訓練等につきましても、担当のほうと話をしておりまして、やはりやるべきじゃないかなという話をいたしております。うちは防災専門家もおりますので、この実効性の高い計画書を実行していくための日頃の訓練といいますか、そういったものは防災対応も中心にしながらですね、今後進めていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） さらに業務継続計画の充実など、今後の対応を期待いたして、1問目の質問を終わりたいと思います。

次に2点目、空き家バンクについてということで通告しておりますが、平成28年7月1日に山江村空き家活用促進制度、いわゆる空き家バンク制度が制定され、

移住定住向けのPR動画でも情報発信をされておりますが、空き家バンクの登録状況について、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、赤坂議員のご質問にお答えいたします。

平成28年7月1日より施行いたしました、いわゆる議員お尋ねの空き家バンクの登録状況でございますが、現在5件の登録がっております。内訳は、空き家が3件、土地が2件というふうになっております。空き家3件のうち1件は万江地区の物件、2件が山田地区の物件、土地については2件とも山田地区の物件ということになっております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 空き家バンクの登録については3件ということでございますけれども、この登録の経緯については、所有者からの申請で登録ができたということでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） この登録の経緯についてですけれども、3件のうち、いろいろ登録の経緯はございまして、山江村のホームページ等を見られて、自分で登録してみたいと思われた方もいらっしゃいますし、以前、空き家の調査をしております。その時、空き家を持っておられる所有者の方にですね、昨年度通知をお出しいたしまして、このような制度がありますので、空き家バンクに登録してもらえないでしょうかという文書を差し上げて、それを見てですね、じゃあうちの物件をちょっと登録してみようかという方もいらっしゃったということでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 平成29年12月議会の一般質問の答弁で、空き家調査については、今課長のほうから言われましたように、平成26年7月から9月にかけて実施されており、その調査で空き家件数112件、そのうち目立った破損等がなく、利活用が見込める空き家が30件、一部修繕することで利活用が見込める物件が50件という答弁がされております。4年近く前の調査で空き家の状況も変わっているかと思いますが、目立った損傷がなく、いわばそのまま利活用ができる空き家が30件、一部修繕することで利活用が見込まれる物件が50件ある中で、空き家バンクの登録が現在3件というについて、なかなか進まないような状況であるところですが、どのように分析されているのか、その辺のところをお伺いできればと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） お答えいたします。

空き家の調査を行いまして、議員が申されましたとおり数十件の空き家ですね、利活用ができるということでありながら、空き家バンクに実際登録されているところはですね、現在3件であるということでございます。所有されている方、なかなかいろいろお考えがあらうかと思えます。先程来からですね、職員の方が住むところがないということで、山江村の家を探したりもされているということでございますし、移住定住の相談を受けてですね、お知り合いのところに、お宅の空き家、あそこ空いてるところはお貸しできないでしょうかというようなことをお尋ねしてもですね、なかなか家族間でもお考えがあるでしょうし、家賃の問題でもあるでしょうし、もしかしたら先祖代々の仏間があるとか、赤の他人には貸したくないとかいうようなご意見もありまして、なかなか空き家の利活用が進んでいないというようなところが現状のところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今、村としては空き家バンク登録についての推進とかの行動というのは行っておられないでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） お答えいたします。

推進策といたしましては、広報誌等の掲載とかですね、CATVの放送、また所有者の方が村内にいらっしゃらない場合もございますので、現在スマートフォンを利用されている方が多数いらっしゃると思いますので、SNS等を活用しながらですね、利用の促進のほうの周知を行っているところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 山江村空き家改修補助金交付要綱が、平成29年6月1日から施行されておりますが、補助対象者として、1、空き家を購入した所有者等で5年以上本村に移住しようとする者。2、改修する空き家の所有者等で、かつ使用貸借、または賃貸借で空き家を5年以上活用しようとする者。3、使用貸借や賃貸借で空き家に入居し、5年以上本村に定住しようとする者。となっており第3条2項の要件、改修工事の完了日以降1カ月以内に入居できることなどの6項目をすべて満たすことを条件に、1が空き家の購入者、2が空き家の所有者、3が空き家賃貸者に対して、空き家改修補助金を交付するとなっており、充実した内容だと思えますが、空き家バンクに登録していただくための対策として、登録後売買、使用貸借、賃貸借等の契約が成立した段階で、所有者に対する奨励金制度といえますか、何らかの奨励をする制度を制定してはと思うところですが、その辺についての考え

をお聞きしたいと思えますけれども。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

空き家利用に対する奨励金の制度ということで、議員から通告書がまいっておりますので、いろいろ自治体のほうを調べてみました。たしかに空き家所有者に対するですね、空き家バンクに登録をした物件が制約した場合に所有者に対して幾らかの奨励金をお渡しする自治体もございますし、逆に空き家バンクに登録してあります物件をですね、実際借りたり買ったりされた方が引っ越しをされる際の費用負担の軽減ということで、助成金などを交付されているような自治体もあるかというふうに、調べたところ載っております。

本村では現在、所有者または成約された方ですね、何かしらの奨励金とかお渡しするようなことは考えておりませんが、今後、空き家バンクの利活用を活性化させるために、また移住定住の申し込み等は、問い合わせ等は多数ございますので、そういった観点からも空き家バンクの登録を促進するために、調査検討させていただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 今後の対応を期待いたします。

これはネットでちょっと調べておったんですけれども、大分県の日田市では、移住定住促進対策として、移住受入れ地域認定制度という制度を実施されております。この受け入れ地域認定制度というのは、移住される方の多くが地域の方が受け入れてくれるだろうか、地域のルールや決まりごとがわからないという不安を持っておられるということで、そのような移住者の不安を解消できるように、地域みんなサポートしようとするという制度だそうです。

また、地域紹介シートというのをつくっておられまして、そのシートには空き家物件の紹介、地域のインフラ整備状況、区会費などの共益費、最寄りの施設等へのアクセス、地区の決まりごとや慣習などを作成してネットで公開されております。空き家バンクの登録についても、移住受入れ地域認定制度で認定された地域で、地域内にある空き家の所有者に、空き家バンク登録を働き掛け、移住者の受入れに取り組んでおられ、地域への奨励金制度も整備されております。空き家の所有者は、空き家の状況については、この地域の方が詳しいと思えますし、地域といいますか、行政区での取り組みを企画推進されたほうが、空き家の利活用空き家バンクの登録が進むのではないかと思うところですが、その辺についてのお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

地域主体とした定住対策ということでございます。本村では、平成27年1月に山江村移住定住促進委員会ということで、十数名の委員の方を促進委員といたしまして委嘱を行っているところでございます。その委員の方にですね、担当地区をある程度割り振らせていただいております、それぞれの委員の方がですね、ご自分で出身地区を中心にですけども、自主的に調査をされて、空き家等の情報を事務局、企画調整課のほうに提供いただいております。

また、移住された際にはですね、率先してお世話係をされているということで、移住された方もですね、「大変助かりました」というようなお声も聞いております。

今のところですね、年に1、2回の開催ということになっておりますので、今後、会議の開催を頻繁に行いながらですね、議員ご提言ありました地域での移住定住対策、おもてなしの取り組みにも近づけていければと思いますし、また、転入される方に対しては、様々な情報が載っております冊子を住民戸籍係のほうで、お渡しをしているというところでございますので、そういったのも活用しながらですね、移住定住対策に努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） ありがとうございます。

最後に、3月議会で山江村空き家等の適正管理に関する条例が議決され、4月1日より施行されたと思いますが、適用された案件があるのかお伺いをいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 山江村空き家等の適正管理に関する条例でございます。これにつきましては、4月1日から施行いたしております。また施行に伴います規則につきましても整備をいたしまして、4月1日付けで施行いたしております。

その後ですね、この条項の中で課税に対する特例措置がございます。こういったものも整備が必要であるということで、税務課のほうにおきまして、山江村の老朽危険空き家の所在に係る固定資産税等の減免に関する要項というものを整理しております。こういったものが整備できて、実際にこの条例を施行するというようになります。今、その体制が整ったというところでございまして、まだ今までですね、これまでに条例の適用があったというところはございません。

○議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

○1番（赤坂 修君） 村内を歩いてみますとですね、道路に面した建物など倒壊寸前ですね、危険だと思われる物件も見受けられますので、適正な運用を期待いた

しまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） これで通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

散会 午後3時57分

第 3 号

6 月 8 日 ( 金 )

## 平成30年第3回山江村議会6月定例会（第3号）

平成30年6月8日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告について                                 |
| 日程第 2 | 報告第 2号 | 平成29年度事故繰越し（一般会計）の報告について                                 |
| 日程第 3 | 承認第 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村一般会計補正予算（第10号））         |
| 日程第 4 | 承認第 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））  |
| 日程第 5 | 承認第 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））    |
| 日程第 6 | 承認第 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号））  |
| 日程第 7 | 承認第 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））    |
| 日程第 8 | 承認第 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）） |
| 日程第 9 | 承認第 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号）） |
| 日程第10 | 承認第 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（山江村税条例の一部を改正する条例）                |
| 日程第11 | 承認第10号 | 専決処分事項の承認を求めることについて<br>（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）          |
| 日程第12 | 議案第32号 | 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について       |

- 日程第13 議案第33号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第34号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第35号 公共工事請負変更契約の締結について
- 日程第16 議案第36号 山江農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第17 議案第37号 平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第38号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）
- 日程第19 議員派遣の件
- 日程第20 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

|           |            |
|-----------|------------|
| 1番 赤坂 修君  | 2番 横谷 巡君   |
| 3番 森田 俊介君 | 4番 西 孝恒君   |
| 5番 立道 徹君  | 6番 谷口 予志之君 |
| 7番 秋丸 光明君 | 8番 中竹 耕一郎君 |
| 9番 秋丸 安弘君 | 10番 松本 佳久君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博 君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 村 長 内山 慶治 君        | 教育 長 藤本 誠一 君   |
| 総務 課長 北田 愛介 君      | 税務 課長 山口 明 君   |
| 企画調整課長 松尾 充章 君     | 産業振興課長 平山 辰也 君 |
| 健康福祉課長 一二三 信幸 君    | 建設 課長 白川 俊博 君  |
| 教育 課長 蕨野 昭憲 君      | 会計管理者 迫田 教文 君  |
| 農業委員会事務局長 柳瀬 真奈美 君 | 代表監査委員 木下 久人 君 |

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に、質疑、討論、表決を行います。

発言については、会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

規則第55条（発言制限時間60分）の規定はお守りいただきますようお願いいたします。なお、3回を超える場合は、第54条のただし書を適用いたします。

総務課長。

○総務課長（北田愛介君） おはようございます。

昨日の一般質問における私の答弁につきまして、1カ所訂正をさせていただきたいと思います。

一般質問の中で、防災行政無線の個別受信機の設置率についてのご質問がございました。昨日は90%以上ということで答弁をしておりましたが、昨日確認にいたしましたところ、6月時点で76.8%の設置率でございました。私の記憶違いで大変ご迷惑をおかけしました。お詫びを申し上げまして訂正させていただきます。

-----○-----

日程第1 報告第1号 平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告について

○議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、報告第1号、平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第1、報告第1号、平成29年度繰越明許費（一般会計）の報告については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

日程第2 報告第2号 平成29年度事故繰越し（一般会計）の報告について

○議長（秋丸安弘君） 日程第2、報告第2号、平成29年度事故繰越し（一般会計）の報告についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

2番、横谷巡君。

○2番（横谷 巡君） 報告第2号、平成29年度事故繰越し（一般会計）の報告について質疑をいたします。

別紙のほうに繰越しの計算書、それから、繰越しにした説明が書いてあります。その中に資材の高騰、人件費の値上がりから受注額超過になったため、工事を進められないと申し出があったから、設計見直しをしたということが理由ですけれども、繰越明許費は、一般的に年度内工事完成が見込めないときに繰り越しをするのが繰越明許ですが、事故繰越しというのはめったにないことです。事故繰越しは、地震とか台風とか、自然災害等が緊急的に起きて、資材の生産ができないとか、資材の搬入ができないとか、こういったものが事故なんです。

そこで、この資材の高騰、人件費の値上がり、東京都の設計業者さんですから、この合戦ノ峰物産販売所の工事は、十分に東日本大震災等の社会的背景要因というものは、把握されて積算されて設計書が出来上がって入札ができたと思うんですけども、本当にこの事故繰越しとして、これは、私は何回も公共工事のあり方、進め方として、いろんな面から提言してきましたから、本当にこの資材の高騰、人件費の値上がりが、事故繰越しの要因としてなるのか、お尋ねいたします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、横谷議員のご質問にお答えいたします。

事故繰越しの要因が、この説明書に書いてありますとおり、資材の高騰や人件費の値上がり以外にあるのかということでございますけれども、設計からですね、設計の業務からこの工事着工に至りまして、設計業務の中でですね、積算の中で、打ち合わせに不要の期間を要したのも事実ではございます。

しかしながら、資材の高騰は、東日本大震災、議員が申されました熊本地震以降ですね、高騰してるということで、極力抑えた積算をさせていただいたところでございますけれども、今回落札、受注をしていただいた施工業者の方がですね、再度見られたときに、ちょっとどうしても見合わないからということで、再度協議をお願いしたいということもございましたので、今回繰越明許したものをですね、再度事故繰越しをさせていただきました。

この事故繰越しにつきましては、県・国のほうにですね、申請を行いまして了承を得てるということでございますので、理由といたしましては、このような理由を書いて提出をしてるということでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 国・県に対して説明して了解を得てるということで、これは承認案件ですから、別にどうのこうのじゃなかつですけど、やはり公共工事のあり方として、進め方として、本村の場合にはですね、建設課じゃなくて各課で大きな補助事業等も事業があったときにはしているから、当然こういう問題がやっぱり出てくるわけですよね。ですから、そこに私は原因があるのではないかなというふうに思います。

やはり入札するときには、きちんとした設計業者、コンサルタントに頼んで積み上げて入札をして、受注側も入札を指名するわけですから、これならば十分工事として成り立つ、利益も出るだろうということで入札の札を入れたわけですから、それをしたあとに、「どうも受注額が超えるから、これはいかんけん設計を直してくれ」っていうことは稀だと思います。そういった点を含めると、私も何回となくこの問題には、公共工事のあり方、進め方について、ぜひ全体的な公共工事の発注の仕方については、例えば、建設課にコンサルタント担当専門を1人入れて集中するとか、いろんなことをしないと、今後はこういう問題が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

そこで、本当に遅れに遅れてきていましたので、地元の方も本当にいつ完成するのかどうか、やっぱり心配なさっている方もいらっしゃるんじゃないでしょうか。そこで、このことは地元説明会をされたのか、そして、いつ完成竣工見込みなのか、この2点についてお願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それではお答えいたします。

まず、地元の方への説明ということでございますけれども、設計の変更を行う際に、地元への説明を説明会を行ってですね、説明会を開催させていただいております。工事の遅れ等についてはですね、特に区長さんや役員さんを通じての説明をしてるところでございます。

工事の完成につきましては、今月中旬にですね、完成を予定しております。物産販売所につきましては、既に完成をしておりますが、あと駐車場一部等ですね、舗装等を行いまして、今月中に完成、7月2日に落成式を挙げるということで、今、予定をして準備を進めてるところでございます。以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 今、完成時期、落成式を7月2日を予定しているということでございます。遅れに遅れましたけれども、やはり終わりよければすべてよしということになりますように、ご尽力方をお願いしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、報告第2号、平成29年度事故繰越し（一般会計）の報告については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----○-----

### 日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村一般会計補正予算（第10号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第3、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村一般会計補正予算（第10号））を議題とし、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村一般会計補正予算（第10号））については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

### 日程第4 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第4、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））を議題とし、質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第5号））については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第5 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第5、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第4号））については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第6 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第6、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号））を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第4号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第7 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第7、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第6号））については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第8 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第8、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号））を議題とし、質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号））については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第9 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

（平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））

○議長（秋丸安弘君） 日程第9、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第3号））については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第10 承認第9号 専決処分事項の承認を求めることについて

（山江村税条例の一部を改正する条例）

○議長（秋丸安弘君） 日程第10、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいま議題となっております山江村税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、質疑をいたします。

質疑の答えをいただきたいのは、増税になるのか減税になるのかということでございます。説明の中では、まず個人住民税、村県民税が変わるということでした。これがどのように変わるのか。

2番目に、固定資産税の負担調整措置の延長等があることでした。ですから、固定資産税等はどのように変わるのか。

3番目に、たばこ税についても変わるということで、どのように改正されるのか。例えば、1本当たりで上がるのか下がるのか、答弁をいただきたいと思いません。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

今回の税制改正に伴いまして、個人住民税、それから固定資産税、たばこ税、それぞれ改正内容が来ております。それぞれ説明いたします。

まず、個人住民税でございます。個人住民税につきましては、働き方の多様化ということが進んでいることから、働き方改革を後押しする観点で、給与所得控除や公的年金等控除をそれぞれ10万円引き下げて、どのような所得にも適用される基礎控除を10万円引き上げることになっております。

つまりですね、給与収入であったり公的年金の収入の方につきましては、所得控除の部分が10万円減るわけですが、その分基礎控除のほうがですね、10万円上げてありますので、そちらの方につきましては増減はないということでございます。ただ、営業収入等につきましては、所得控除とか年金控除とかありませんので、経費だけになるかと思えます。その分、基礎控除が10万円引き上げになりますので、その分につきましては、村県民税が減額になるということでございます。

それから、固定資産税でございます。固定資産税につきましては、3年に一度の評価替えの年にですね、今まで行ってきた負担調整措置の見直しをするように国のほうでなっております。今回の見直しにつきましては、そのまま現行のとおりを延長にするということになりましたので、固定資産税についての税額等については、変動はないと考えております。それから、固定資産税につきましては、その評価替えの分の土地の価格の下落分については、当然減額になるかもしれませんが、この税制改正についての減額はないということですね。

それから、たばこ税でございます。たばこ税につきましては、通常のたばこにつきましては、1本当たり3円、1箱当たり60円が3回に分けて、段階的に引き上げることになっております。それから、加熱式たばこ、今はやっている電子

たばこでございますが、そちらのほうが新設されまして、そちらにつきましては、5年かけて通常のたばこと同様の税額に持っていくということとなっております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 償却資産のところを詳しく見てみますと、どのような償却資産にかはゼロを掛けると書いてありますので、これは3年間は非課税となるとういうような理解でよろしいですか。それはどのような償却資産について非課税ですか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例による固定資産税の特例措置になっておりまして、こちらのほうが新設をされております。これらにつきましては、先般、国のほうで成立しました生産性向上特別措置法に規定する市町村の導入促進基本計画に適合し、かつ、労働生産性を年平均3%以上向上させるものとして、認定を受けた中小事業者等のセンター設備等導入計画に記載された一定の機械、装置等でありまして、生産、販売活動等の用に直接供されるもののうち、同法の施行日から平成33年3月31日までの間において取得されるものに係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間の価格にゼロを乗じて得た額とするということになっておりますが、こちらにつきましては、人吉球磨の最近税協議会があつてのんですが、人吉球磨の中でもこれに該当する企業は恐らくないだろうということで、今の時点ではですね、ないだろうということで、一応税率については、ゼロで調整しようということで協議を行ってしております。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 30年度の当初予算、1款、村税の項を見れば、1項、村民税は予算で8,678万9,000円、2項、固定資産税は8,771万3,000円、3項、軽自動車税は1,312万1,000円、4項、市町村たばこ税は1,640万1,000円、5項、入湯税は48万2,000円、合わせて2億450万6,000円の予算のようであります。これに対して、今回の税制改正で何らかの変動があると思われませんか。どのように検討されてますか。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

主に影響があるものについては、村県民税だと思います。村県民税につきましては、ただいま算定をしまして、計算をしている途中でございますので、はっきりと

はわかりませんが、今後また変動がありましたらですね、その都度補正予算なり何なり措置をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） 質疑を終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第11 承認第10号 専決処分事項の承認を求めることについて

##### （山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（秋丸安弘君） 日程第11、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 承認第10号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認を求めることについて、質疑をいたします。

これもこの改正によって増税となるのか減税となるのか、答弁を求めます。この国保税については、今年4月から全体的に下がっております。それから、今回もしこれが上がるとすれば、あるいは減るとすれば、特別会計全体に与える影響についてはどのように考えておられるか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 山口税務課長。

○税務課長（山口 明君） それでは、お答えいたします。

先般の新年度で税率を落としまして、そちらのほうでは減税となる形になるかと思えますが、今回この国の地方税法の改正に伴った変更によりまして、まず限度額の引き上げでございます。限度額の引き上げにつきましては、医療分が54万円から58万円、4万円の増額になりましたので、全体の最大の負担額が89万円から

93万円になっております。こちらにつきましては、現在本算定がですね、まだこれからの作業でございますので一概には言えませんが、仮に平成29年度の算定時の所得と同じ所得とみなして計算をいたしますと、これまで限度額に該当された方が、6世帯ほどが、今度の改正後になりますと3世帯ほどになるのかなということで試算をしております。

それから、5割軽減及び2割軽減につきましては、7割軽減は、そのままでしたが、5割軽減それか2割軽減のほうが改正がっておりますが、こちらにつきましては、先ほどと同様の計算をしましたところ、ほとんど変わらない状態でございます。

以上でございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、承認第10号、専決処分事項の承認を求めることについて（山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案のとおり承認することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第32号 山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第12、議案第32号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では、議案第32号につきまして、1点だけ質疑をしたいと思います。

どうもこの改正の趣旨がちょっとわからないところがあるんですが、現行ではですね、10条の4に教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校または中等教育学校の教員となる資格を持っているものということか

ら、免状を持ってるものによって変わってるんですが、この趣旨ですね、免状を持ってないと職員として仕事ができないのか。それから、そのほかにですね、5年以上あって村長が認めるものというふうに書いてありますが、このへんが勘案されてるとは思うんですが、いまいちその辺の説明をもう一回お願いをしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

今回の改正は上位法の改正であるということで、第10条の第3項の4号に、学校教育法の規定による資格を有する者という文言がありますが、今回は教育職員免許法に、第4条に規定する免許状を有する者ということで、免許状のほうにはですね、それぞれの免許、学校の種類ごとの免許の規定がずらずらと書いてあるところで、小学校の免許状、中学校の免許状、それから養護教諭の免許状とか栄養教諭の免許状、あと中学校、高校につきましては、それぞれの国語とか社会とか数学のそれぞれの教科ごとの免許状、特別免許状ですかね、というのがありまして、その詳細になっているところがございます。その免許状を有する者ということでされているものだと思います。それと今、免許状の更新をされますので、それを受けないといけないというような規定があるのではないかと考えております。

それから、9号で、高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、村長が適当と認めた者という項目があつて、また10号で、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、村長が認める者というような文言で、重複してるんじゃないかというような感じですが、9号ではですね、高等学校卒業者等ということで、高齢の方も指導員となれるようにですね、昔の方は中学校卒業者もいるということで、その高校卒業等というしぼりを取ったところの、裾野を広げるということで10条に書かれるというところがございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） じゃあ免許状については、教育長のほうがちょっと詳しいと思いますが、その辺はどうですか。この放課後児童について。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） 今のご質問でございますけれども、この幅が広げられたという解釈だと思います。免許状につきましてはですね、普通免許状、それから特別免許状、それから臨時免許状がございます。普通免許状は普通の大学を出て免許を取るというような形ですけれども、特別免許状というのは、社会人卒の免許状でございます。例えば、アスリートあたりが体育の免許を与えて、その免許状をやって授業をすとかですね、そういう特別免許状がございますので、そういう方でもでき

るんだということで、幅が広げられたという解釈だろうと思っております。

また、臨時免許状というのもございまして、例えば、高校の先生が、家庭科の免許を臨時免許としてやったりということも中学校あたりやっておりますので、そういう意味を考えますと、そういう幅の解釈がされて、いろんな方が放課後の子どもたちの指導にあたられるというような解釈になったんだろうということで思っております。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 免許状をですね、原則持つておることが原則だろうと思いますが、そのほかに、持つてなくても、村長が5年以上育成事業に従事した者であれば、村長が適当と認めれば、その方たちも十分この放課後児童育成事業に参画できるというふうな解釈をしていいんですね。そんなふうに理解していいですか。

○議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

○健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えします。

条例のほうではですね、いろいろ保育士の資格を持つての方とか社会福祉士の資格を有している者とかあります。そういったところで、学校の免許状を持っていなくてもそういった方もなれるし、先ほど申しましたとおり、経験が2年以上の、高校卒業で2年以上あって、県の更新ですね、研修を終了した者とか、あとは、先ほどありました、中学校卒業でも5年以上従事した者で、研修を受けた方はなれるということでございます。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第32号、山江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第33号 山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第13、議案第33号、山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第33号、山江村地域包括支援センターに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第34号 山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第34号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第14、議案第34号、山江村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第35号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第35号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程15、議案第35号、公共工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第16 議案第36号 山江農業振興地域整備計画の変更について

○議長（秋丸安弘君） 日程第16、議案第36号、山江農業振興地域整備計画の変更についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第36号、山江農業振興地域整備計画の変更について、質疑をいたします。

今回の変更計画は、230ヘクタールという大幅な見直しであります。主にどのようなところを見直されたのか、主にどのようなところを除外されたのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 今回の農業振興地域整備計画の変更でございます。230ヘクタールを前回の計画から除外をいたしております。この230ヘクタールの主な除外の場所ということでございますけれども、宅地と宅地の間に介在している農地、農業の近代化が見込まれないということを除いております。

そして、もう一つは、川辺川の国営川辺川土地改良事業のですね、計画変更に伴いまして、今まで山林であったところを農業振興地域に指定をしておりました。といたしますのが、この事業によりまして、農地造成によりましてですね、畑地化されるという計画がありましたので、そこは農業振興地域として指定をしておりましたけれども、今回の計画変更に伴いまして、廃止になりましたので、その山林を、今まで造成されなかった山林を、今回の計画で除外したということが主な除外の面積であります。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ちょっと小さいですけど、説明資料、こう言うのを配ってい

ただきまして、この赤いところが除外申請された。今、平山課長説明されましたように、主に山のところが多いようでございます。それで、その住宅地近くで、宅地に挟まれたようなところも除外してあるということではありますが、近年山江村では、宅地不足と申しますか、あるいは移住者を呼び込む、定住者を呼び込むという政策で、宅地があればなあという声も聞くと申しております。

それで、そのようなところを、この恐らく230ヘクタールのうちの大部分は、川辺川造成予定地区山林だったと思います。そのほかにも、住宅地近くで宅地になりそうなところを、積極的に除外申請するような考えはなかったのか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） ただいまの質疑でございますけれども、確かにですね、山江村に来ていただきたいという、人口をですね、増やそうという気持ちはもちろんあります。そこで、今回の見直しに関しましては、そういう考えも踏まえて、これは県との協議が必要ですので、そういう村としての意向も踏まえたところで協議をしましたが、例えば、そこが2年後、3年後に、例えば、村営住宅の建設予定地がはっきりわかってるということであれば、県のほうも認めるということでございますけれども、具体的な計画がない農用地につきましては、今回の全体見直しの除外はできないということでありました。でもですね、ですから、今後そういうことが出てきましたら、そこには建てられない、例えば宅地を、建てられないということではありませんで、そのときは個別にですね、見直しを行いまして、積極的にその辺は推進していきたいというふうに思っております。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） それでは、230ヘクタール除外した場合の残りの農振地の面積はどのようになりますか。そしてまた、農振地が減るわけですが、そのことが国・県からの農業予算、補助の削減等にはならないのか、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 農振農用地の面積ということでございます。この見直しをする前はですね、約835ヘクタールということでありまして、今回除外します230ヘクタール、これを引きますと、今回の見直しによります農振農用地は605ヘクタールということでございます。

それと、この230ヘクタールを除外したことによって、農業関係の補助金、いろいろな補助金がどうなるかということでございますけれども、農業に対します補助金いろいろありますけれども、山江が特に要望してます多面的事業と中山間地直接支

払制度、この事業に対しましては、この国の交付金に対しましては、農振地でないと補助金が出ないということでありまして、その辺もですね、除外をしたらその補助金が外れるということがないように、その辺も考慮しまして今回の除外としたところでございます。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第16、議案第36号、山江農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第17 議案第37号 平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、議案第37号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） ただいま、議案となっております第37号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）について、1点だけ質問をしたいと思います。

ページは8ページでございます。款2、総務費の目1、一般管理費、19節の負担金補助及び交付金の中で、コミュニティ助成事業補助金370万円ですか、計上されておりますけれども、これはどういうことをされるのかお尋ねをしたいと思います。質疑をいたします。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） 総務費、一般管理費の19、負担金補助及び交付金、コミュニティ助成事業費370万円を計上いたしております。これは同額が歳入のほうにもございまして、雑入のほうでコミュニティ助成事業370万円を計上いたしております。これは宝くじの助成事業でございまして、トンネル式ということで、地域に村を通じて交付されるわけでございます。まず10区のほうが申請されておりました、公民館への空調設備の費用が130万円、これが助成額でございます。13区のほうが音響設備、発電機、テント、高圧洗浄器、チェーンソー等の機材等を申

請されておりました。これが240万円でございます。これが、今回申請しておりましたところ、交付が決定いたしまして、合計の370万円を今回計上させていただいております。

○議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

○6番（谷口予志之君） 1点ですけれども、コミュニティ事業というようなことで書いてございますけれども、これは公民館とかそういうものにしか該当はしないのかお尋ねをしたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） これにつきましては、村がですね、申請してもできますし団体等もできます。これにつきましては、区長会の折にですね、各区長さん方に事業の説明をいたしまして、こうやって申請されたところを、村が経由して申請をいたしております。公民館でなければならないということはございません。団体等でも大丈夫でございます。

○6番（谷口予志之君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 議案第37号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）について、2点質疑をいたします。

1点目は、歳入の6ページに土地開発基金があります。2点目は、歳出の7ページに社会教育費、公民館費等がありますので、この2点について質疑をいたします。

まず、歳入では、17款、繰入金、1項、1目、繰入金の中に、土地開発基金4億383万6,000円が計上してあって、歳出のほうでは、これをいくつかに分けてそれぞれ繰り入れてあります。この繰入先のそれぞれについて、どのような基金なのか、そして、なぜ積み立てるのか、今後どのような運用計画があるのか、あるいは、その基金の使い道があるのか、答弁を求めます。

次に、歳出13ページには、9款、教育費、4項、社会教育費、2目、公民館費として、公民館整備事業補助金や下球磨地域婦人会連絡協議会負担金等の計上がっております。この特に下球磨地域婦人会連絡協議会負担金9,000円の計上について、ここはどのような活動をされるのか、執行部の答弁を求めたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 北田総務課長。

○総務課長（北田愛介君） まず、土地開発基金でございます。これにつきましては、3月の議会におきまして、廃止をするということで決定をいただきました。これに

つきましては、4億円を超える多額の積み立てでございまして、なかなか使い道がないということと、この今後も利用の予定がないということで取崩しをしたわけでございます。また、この基金につきましては、七つの基金へ振り分けております。まず、財政調整基金でございます。財政調整基金につきましては、財源不足でありますとか、災害等、そういった予測ができないような財政需要に対応するためと、歳入が特に少ない場合の財政調整という目的で積み立てをいたしております。これにつきましては、大規模な災害が発生したと想定いたしまして、仮設住宅であるとか応急工事、こういったものに10億円は必要であろうということ。また財政調整等も勘案いたしまして、この程度は積み立てておくべきだろうという試算をいたしまして、今回2,470万円程度を積み立てております。これ積み立てることによりまして、積み立て後は9億2,600万円強になります。10億円を目的に積み立てたいと。

それから、減債基金でございます。減債基金につきましては、地方債の償還に充てるものでございますけれども、繰上償還とか、特に利率の高いものを優先して繰上償還しようとか、そういった場合に使うものでございまして、現在の予算、30年度もですけども、3億4,000万円程度がですね、毎年償還に充てております。ですので、3億4,000万円ぐらいを目的に積み立てております。今回積み立てますと、積立額が3億3,700万円ぐらいになりますので、年間の1年分の償還金ぐらいは積み立てたいというところで積み立てております。

それから、庁舎改築基金でございます。これにつきましては1,012万8,000円を今回充てております。これにつきましては、庁舎をですね、新築いたしました場合に、9億円程度を予定してございまして、起債等を充当いたしまして、一般財源のですね、10%程度は積み立てたいということで、9,000万円を目標にしてございまして、積み立て後は大体6,000万円程度になる予定でございまして。

それから、村有施設整備基金、こちらのほうは非常に多額の金額を積み立てております。3億2,986万5,000円を今回積み立てるわけでございます。これにつきましては、村の公共施設の総合管理計画によりますと、今後40年間で相当の財政需要があるということでございまして、この平準化のために維持補修経費を積み立てております。年間いろいろな維持補修費で1億円程度が見込まれるということで、これの10年分ぐらいはですね、持っときたいということでございまして、10億円を目標に積み立てております。これが村有施設のほうに3億2,000万円を積み立てますと、9億7,420万円程度になります。

それから、学校建築基金でございますけれども、こちらのほうには今回、1,470万5,000円を充てております。これは過去に学校を建築いたしてござい

す。その金額、山江中の場合は15億円程度かかっておりますけども、その部分の一般財源相当額ですね、これぐらいは持っておきたいということで、8,000万円をめどに積み立てておまして、現在積み立てますと4,300万円程度になります。

それから、温泉センター、これは温泉センターの基金でございます。これにつきましては、残額がですね、500万円しかございません。年間1,500万円程度の修繕とかが発生しておりますけれども、この程度は持っておきたいということで今回積み立てます。それから、これにつきましては、不慮の故障ですね、機器等の故障、温泉設備が故障いたしますと、温泉が停止してお客様を迎えることができませんので、休館にいたしますとその分赤字が出るということで、こういう急な財政需要にはすぐ対応できなければいけないというふうに思っておりますので、修繕に耐えるような金額を持っておきたいということでございます。

それから、山江村定住化促進基金でございまして、こちらのほうには816万4,000円を充てております。学校の給食費の無料化というか、村内の農林業等ですね、振興にもつながるものでございまして、これの年間の2,000万円等々近くを崩しておりますけれども、この2,000万円程度は維持したいということで、今回積み立てをいたします。積み立て後は2,400万円程度になる予定でございまして。

以上、申し上げましたような七つの基金に充てております。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） ちょっとその前に、定住化のことを総務課長言いましたけれども、移住定住に対するですね、基金としても、学校給食ほか使わせてもらうということでもありますので、補足して説明いたします。

それと2点目のページ13ページの公民館費に書いてあります、下球磨婦人会の連絡協議会負担金9,000円であります。婦人会のほうは、社会教育関係団体という任意団体でありますから、役場のほうから、また議会のほうからも指示をしたり命令をしたりする権利はないというような団体であります。いきさつをですね、私も何回も呼ばれながら、その状況をその都度あたってきましたので、その経緯を報告しながら、答弁に代えさせていただきたいと思うところです。

婦人会はですね、各地域、市町村に地域婦人会がございまして。その地域婦人会を母体として、郡の婦人会の連絡協議会があるというようなことでもございまして。地域婦人会がないところも、水上村、五木村、球磨村は、婦人会組織がないというようなところでもあります。残りはそれぞれ郡の婦人会連絡協議会に入っているというようなことでもございまして、その都度、郡婦連と通称言いますけれども、総会等には

来賓として呼ばれてきたというところでもあります。

ただ、昨年のお秋だったと思います。日にちはよく覚えておりませんが、錦町の西婦人会と木上婦人会と相良村の婦人会、そして山江村の婦人会が、いわゆるその四つの婦人会、地域婦人会が独立をしたいんだと。要するに郡の婦人会連絡協議会を抜けて、下球磨の婦人会の連絡協議会をつくりたいんだとおっしゃいました。大義名分で、その理由としては、第一にですね、婦人会の本来の活動は、それぞれの地域における活動を、さらに充実をさせたいということで、郡婦連における県につながるような活動がですね、多くて、本来の活動ができづらい状況にある。それに伴いまして、役員になる人がですね、いなくなってきつつあると、そういう忙しいということもあってですね。

というような理由の中で、去年のお秋と申しましたが、私と相良の徳田村長、それから、錦町の町長は名前何やったかな、森本さん、森本町長、3人ですね、その四つの婦人会長から呼ばれまして、錦の木上のほうのコミュニティセンターでですね、話し合いを持ったところでもあります。基本的にはですね、我々話はそのとき聞いたんですけども、その後話し合いました結果については、今、効率的に一つの組織をつくらうという折に、さらにその組織を分割するということは、本当に時代の流れといたしますか、要望にあっているのかなあというような疑問もあったということでもありますけれども、ただ、先ほど冒頭に申し上げましたとおり、任意団体でありますから、任意団体の意思は、こちらから指示も命令権もありませんので、しっかり意見を聞きながらその様子を見守ったというようなことでございます。

その後、実はその下球磨の4婦人会の話を、それぞれの町村長室でされた。当然、郡婦連のほうからも、会長ほか役員の方々が、山江村の村長室にも来られて、もろもろの話をされたというようなことであります。

それぞれ言い分がありまして、できれば一緒、ただもう後には下がれない、上球磨の婦人会も、その下球磨の婦人会の設立については応援してくれておられるとかですね、いろんな意見があったということでもございました。ただ、その中において、先般、5月だったですかね、5月何日だったかな、下球磨の婦人会のですね、いわゆるここに書いてある下球磨地域婦人会連絡協議会の総会があったということでありまして、3町村長をはじめ県議も参加しながら、お祝いを述べたというようなことでございます。

ただ、その総会の折にはですね、2万円のそれぞれの町村の負担金があったわけですが、ただ、非常に苦慮されているのはですね、錦町であります。錦町は3地域の婦人会があると申しましたけれども、一武と木上と錦の西婦人会が3地域であります。ただ、その一武のほうは郡婦連のほうでありまして、西と木上が下球磨のほ

うに入られたというような状況でありますから、その郡婦連の負担金に合わせないと、要するに補助金ですね、補助金の額が違ってくるというようなことでありまして、錦町長から、森本町長から申し入れがございました。要するに郡婦連の負担金に合わせて、うちは錦町西と木上の負担金を決めるから、人数割だったと思えますけれども、ぜひ相良も山江もそれに準じてほしいというようなことでありまして、それはごく当たり前のことだと私も思っております。2万円の負担金の予算はありましたが、その郡婦連の負担の基準に則ってですね、その9,000円を今回組ませてもらいながら、計上させてもらったというような事情でございます。

いずれにしましても、その郡婦連、下球磨婦人会連絡協議会等々ございますが、要はその山江村での婦人会活動を充実したいというような意向の中での活動でありますので、そういう経緯の中でですね、婦人会については従来どおり、山江村の婦人会の負担金を削っておりませんし、しっかり婦人会活動を地域活動、地域で立つのは婦人会だけですね。山江村地域青年団とは言いません。山江村地域婦人会活動、地域婦人会という社会教育団体の言葉がありますとおり、その地域活動をさらに充実してもらいたいなということを期待をしているところであります。

以上、答弁になったかどうかはわかりませんが、婦人会の内部の運営に介入はできませんので、経緯を報告申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） ただいまの2点目の質疑については、村長から経緯等を含めて答弁いただいたところであります。実は山江村婦人会の総会には、議会を代表して秋丸議長も出席されております。そして報告の中で、「2万円で予算のあったばってんが、今回は9,000円だが大丈夫かな」というようなことも申されておりますし、また、昨年度までは1万1,000円であった球磨郡連合婦人会ですかね、そこに、それで今回9,000円ということで、その経緯もわかりはします。

30年度当初予算書を見ますと、同じく9款、教育費の4項、社会教育費、2目、公民館費の中の19節、負担金補助及び交付金の中に、先ほど来、話がでてい  
る婦人会や青年団やPTAや文化協会や海山交流少年の船その他、合計で387万2,000円の計上がなされております。これらの予算を使って、社会教育の応援をされているんだと思いますが、教育行政の責任者である教育長にもお伺いしたいと思いますが、この今回の補正予算でも学校教育に対する国の補助事業も持ってきておられますし、すばらしいと思いますし、併せて、社会教育についてはどのような支援体制、どのような応援体制でおられるのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

○教育長（藤本誠一君） それでは、今のご質問でございますけれども、非常に社会教

育におきましてはですね、幅も広うございますので、ただ生涯学習の観点からしますと大変重要な教育だと考えております。特に最近、情報化、少子化高齢化ということで、著しいそういう進展があっております。また、本村の村民の価値観、それから学習ニーズもですね、多様化してきているというような状況でございます。そのため私たち教育行政といたしましても、時代の要請に適切に対応することが大切じゃないかなと、私は捉えているところでございます。

教育基本法が掲げております教育の目的の実現のためにですね、社会の活力をみいだす基本であります人づくりを進めていくことは、非常に大切じゃないかと思っております。生涯にわたって自立した村民の育成を図るということと、それから、豊かな地域社会の実現を目指した生涯学習の振興を図っていくということは、非常に大切じゃないかなと思っております。

そこで、私たちこの山江村教育委員会といたしましては、豊かな心を持ち、郷土を愛する村民の育成を目指しまして、家庭、それから学校、それから地域社会が相互に連携を図りながら、生涯学習のいっそうの活性化を進めてまいりたい。山江村の社会教育の中にはですね、社会教育委員さん、それから文化財保護委員さん、それからスポーツ推進委員等々がおられますので、そういう方々のご意見等をしっかりと聞きながらですね、村の実態に即した社会教育の施策をしっかりと遂行してまいりたいという考えで、また支援もですね、してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

○10番（松本佳久君） 生涯学習、社会教育にも力を入れるということでありました。村長の村政運営の方針は、村民の動きを村が応援するということだと思います。それで社会教育団体、あるいは生涯教育に対して、村長は財政の面からどのように支援をされるおつもりか、答弁を求めます。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 教育長も申したとおりでありまして、もろもろの社会教育活動といいますか、地域活動をはじめとしてですね、自らいろんな活動をされているということについては、まさにその地域づくりの原動力になろうかと思っておりますので、その点、しっかり支援をしていきたいと、今、教育長が申したとおりであります。

もう一点申し上げますならば、これも議会で何回か申しておりますけれども、社会教育の部分についてはですね、生涯学習という分野、人づくりという分野、またリーダー養成という分野、非常に教育行政の枠を越えたその個性、能力をですね、地域づくりに生かしてほしいという要求がですね、現代では、今の社会強くなって

きてるという気がいたします。

従いまして、折を見てですね、学校教育関連の社会教育事業以外については、首長部局にですね、持ってきたながら、さらにその活動を盛り上げていきたい、また支援もしていくことができたらというようなことをございます。このことは二度三度申しておりますけれども、そういう形でしっかり一緒になってですね、社会教育団体等々も一緒になってこの山江村の地域づくり、また、公民分館の各行政区の方々が、それぞれ動かれるということも山江村の大きな財産の一つでありますので、そういう連携もとっていきながらやっていくのが、時代の要請に合ったやり方だというふうに考えております。

○10番（松本佳久君） 終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 議案第37号、一般会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

ページは11ページ、林業振興費の中に、報酬、旅費と山江村特用林産物振興協議会の委員の報酬等が含まれております。この協議会の目的と特用林産の中身についてどのようなことを考えてらっしゃるか、この2点について伺います。

○議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

○産業振興課長（平山辰也君） 林業振興費の中の山江村特用林産物振興協議会ということをございます。これは今からですね、立ち上げようとしてます協議会でございまして、これは山林の後継者、山林所得が伸び悩む中ですね、短期間で収入源となります特用林産物に力を入れたいということをございます。この事業につきましましては、山村活性化交付金、国の山村活性化交付金を活用しまして、3年間ですけども、約単年度で1,000万円の3年間で3,000万円という交付金を申請をしたいというふうに思っております。

そこで、村としまして直接村から申請するのではなくてですね、地域の方でつくる協議会を今回立ち上げまして、その中で国に協議会として申請をしたいというふうに考えています。この特用林産物を生かして、今度はしいたけ、たけのこが中心となってくるかと思っておりますけれども、その加工品の新商品の開発、そして販路拡大、今まではですね、国に3年間この交付金を活用してましたけども、今度は3年間特用林産物の振興を図るためにその交付金を活用して、林家所得の向上を目指したいというふうに思ひまして、今回の協議会の予算とさせていただいたということをございます。

この報酬、費用弁償は、その交付金の中から支出は可能ということをございます

けども、今からの申請ですので、立ち上げるまではですね、まだ交付金の決定が来ておりませんので、その立ち上げの分を村費で今回お願いしたいと思ひまして、今回の計上とさせていただいたということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 横谷議員。

○2番（横谷 巡君） 今ですね、非常に林業は不振であります。木材価格が低迷して、せっかく山等を持ってらっしゃった方も、本当に切っても赤字ということで本当に悩んでおられます。そういった中で、この特用林産、貴重な副収入源として山村の方は助かると思ひます。私も一般質問の中で、このことはぜひ進めてくださいと提言したことがありました。このように山村活性化交付金の新たな施策として取り組んでいただくことを、ぜひ振興していただきたいというふうに思ひます。

実は、議長の許可をいただきまして、新聞記事がありますかね。これは林業振興にもかかわるといふことで、関連で質疑させていただきますが、今朝ほどの熊日新聞に、このマダニ感染症で死亡、県内今年初めて、球磨郡内の83歳の女性という記事が載っておりました。残念ながらこれは本村の本当に山を愛していらっしゃった方なんです。こういったことでマダニで亡くなるということですね、思ってもいらっしゃらなかった。心からご冥福を祈りたいと思ひますが、この原因が、マダニが媒介するウイルス感染症候群に感染したものである。可能性が高いということなんです。

この新聞記事の真ん中ほどに、この方は今年5月20日に医療機関を受診、6月2日に亡くなった。ダニが体を噛んだ跡は見当たらなかったが、受診の数日前に山林で作業にあたっており、山林や草村にいるダニから感染した可能性が高いのではないかということなんです。

ですから、ここにいらっしゃる皆様方もダニに噛みつかれたりされた方が多いと思ひますが、このように残念ながら本村からこのような例が出ましたから、村としてこのマダニが感染する感染症の対策としてですね、しっかりとケーブルテレビとか広報とか、あるいは号外じゃありませんけれども、チラシを作ってこの注意喚起を図っていただきたいと思ひますが、これは村長どうでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） そのマダニが感染症を保有していて、要するにダニウイルスですね、そのダニのほうに噛まれたために、亡くなられた方がいるというようなショッキングな話でありました。ダニの話、山に行けばうじゃうじゃいるということを知るところでありますので、これは大変なことだといふふうに私も感じております。

実は、6月4日の日にですね、振興局で球磨地域振興局の主要事業説明会というのがございました。これは振興局長をはじめ各部長、それから担当課長すべて出席

しながら、平成30年度ですね、いろんな事業について説明を行った。それを聞くのは町村長と、市も入りますので、市町村長と県会議員、溝口議員ご欠席だったんですけど、それを受けたわけです。

そのあと質疑応答がございます。その質疑応答の中で私、2点質問をしました。一つは、猫の殺処分をしないんだということに対して、非常に地域困つとるというようなことと、このダニの問題であります。25日に山に入られて、発熱されて病気療養中、入院されてたんですけど、医療センターに運ばれて、結局亡くなったというようなことであります。聞くところによると、ダニに対する、ダニウイルスに対するその検査がですね、陽性反応だったということでもありますので、ダニによる感染症だということでありました。

その、いわゆる保健所長ですね、今は健康福祉部長といたしますけれども、お医者さんであります、の方にそういう事例が起きたと、山江で起きた、よその町村もびっくりしていたわけですが、起きたけど、その話を聞くと対処療法が病院でもない。要するに治療法がないんだということを聞いたが、実際はどうなってるんだ。それとダニに対するですね、この感染症により死亡するというような事例に対する対策は、県としてどういうことを考えてらっしゃるんだろうかということをお伺いしました。

保健部長ですね、要するに健康保健部長ですが、いわゆる保健所長、女医さん、女のお医者さんですけども、答えは、その報告はもう入ってるということでありました。医療センターから私のほうにも報告が入っていると。対処方法は今のところないということで、ただ、新聞にも書いてありましたとおり、非常に稀な事例であるということでもあります。従いまして、県としてそのダニ対策は、今後何らかの対策を考えられるんではありましようけれども、とりあえず今、防除を、いろんな防除をしませんので、害虫も含めて虫がいっぱいいるということでもありますから、とにかく予防、自分でですね、予防するしかないということがございます。

たまたまここに厚労省が出してる「ダニにご注意ください」というチラシもありますけれども、本当にいろんな長袖、長靴、それから長ズボンですね、を履かれて、殺虫剤を吹きながら、その殺虫剤の効能も何時間とはもたないそうでもありますので、しょっちゅう予防しながら入って、帰ってきたらまず洗濯するというよりも、熱湯にかけるというようなこともあるそうでもありますけれども、そういう予防をしっかりとっていくということが、とりあえずですね、対処法らしいということでもあります。

従いまして、ダニに噛まれない予防と、噛まれたときの対処については、書いて

あるとおり、医療機関にすぐさま行くということになるかと思いますが、そういう事例があったということでありまして、何らかの対応というかですね、昔は杉にもですね、航空防除とか、栗にも航空防除して、そのことが良かったか悪かったかは別にしながらですね、相当のダニも死んでいたんだなあということを今、考えますけれども、そういうことができない状況であります。

それともう一点、こういうことを私も尋ねましたら、それは、若いも若きも、要するに若い人もですね、年寄りも子どももそのダニに噛まれたら、最終的には命を奪われるというような結果になるんですかということも尋ねましたら、やっぱり体力がない方が、比較的亡くられる確率が多いというような話は伺っております。お年寄りも含めて、ただそう言いながら、若い方も非常に注意をすべき事案だと思いますので、議員おっしゃられますとおりですね、あらゆる広報を通じて、再度対策について呼び掛けを行っていきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

○2番（横谷 巡君） 実は、議員さんの中でもダニに噛まれて心配された方もいらっしゃいましたので、やはり、山江でもこういう例がでましたので、しっかりとした予防対策を、今、村長が言われましたように注意喚起を呼び掛けていただきたいと思っております。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） それでは、平成30年度の一般会計補正予算（第1号）の中から、ページは9ページ、歳出のところですね。目5の企画振興費の中でですね、2点ほどありますが、1点目が、この企画振興費の中で、13、委託料、山江栗ブランディング委託料についてであります。一応これはこの補正予算1号で550万円ほど出してあります。これは新しくこの山江栗ブランディングというのをですね、ブランディング事業でしょうか、があるということで、この内容についてとですね、もう一点は、12ページ、目、特産物推進費ですね、の中ですけれども、これは、ここは当初予算で28万2,000円あげてあります。補正額で30万あげてありますが、この30万は特産品等出店事業助成金とあります。これも新しくですね、出店事業があるのかと思いますが、この出店事業について、2点お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、西議員のご質疑にお答えしたいと思います。まず、ページの9ページ、企画振興費の中にあります委託料、山江栗ブランディング委託料の550万円の内訳についてでございます。

この委託料につきましては、昨年度申請をいたしておりました地方創生の推進交

付金事業の一部でございます。地方創生の推進交付金事業につきましては、地方創生のですね、さらなる進化を支援するために国のほうが設立した交付金でありまして、平成30年3月29日に内示をいただいたということで、交付金のほうが内示をいただいたので、歳入のほうにもですね、交付金の額を補正予算として計上させていただいてるところでございます。

その中の事業の一部がですね、山江栗ブランディング委託料ということでございまして、この内訳といたしましては、まず、山江栗のですね、昨年度も行いましたけれども、海外へのですね、販路開拓等の委託料、また、国内向けの販路開拓も併せて行っておりますけれども、そのほかに山江栗をですね、さらに広めていくための広報啓発活動に充てていくというところで、550万円を計上してるというところでございます。

海外展開につきましては、昨年度はフランスに行っておりますけれども、フランスのみならずですね、近くのですね、東南アジア系の外国等々にですね、今度は販路開拓等を行いながらですね、さらなる山江栗の品質向上等にも努めていながら、生産量の向上にも寄与できればというふうに考えているところでございます。

それから12ページのですね、特産品等の出店の助成金ですけれども、こちら例年ですね、当初予算のほうで計上させていただいております。平成30年度当初予算には計上していなかったわけですけれども、近年、この特産品の出店の助成金の利用がですね、企業の外販等にですね、使われるケースが多かったということで、今回内規を見直してですね、そういう外販等の経費じゃなくて、食品展とか、そういうところですね、山江村の特産品を広めていただく、また、バイヤー等との商談をする際に、使うんですよという内規を見直してですね、一応村内の事業所、主に使われてる事業者さんのほうにも了解をいただいたということで、当初予算では計上しておりませんでしたけれども、今回30万円を計上させていただいたということでございます。

○議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

○4番（西 孝恒君） 最初の山江栗ブランディング委託料ですね、これは国外、国内もですけれども、国外ではフランスのみならずということでありました。もちろん、フランスについては、引き続き今までの事業を続けられていかれるわけですね。

それと550万円、ブランディングこの委託料ですね、委託ということですから、委託先というのはまだ決まってはいないわけですね。

以上、お願いします。

○議長（秋丸安弘君） 松尾企画調整課長。

○企画調整課長（松尾充章君） それでは、お答えいたします。

委託業務のですね、委託先等につきましては、今回、予算を承認いただいた後にですね、プロポーザル等を行いながら、委託業務先を決定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○4番（西 孝恒君） はい、終わります。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第17、議案第37号、平成30年度山江村一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議案第38号 平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算  
（第1号）

○議長（秋丸安弘君） 日程第18、議案第38号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） では、議案第38号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）について、1点だけ質疑をしたいと思います。

5ページに歳出の中に、補助金として60万円計上されています。これはどういうふうな性格の補助金なのか、まずお尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

今回、歳出のほうで60万円計上している分ですけれども、これにつきましては、農業集落排水区域内での新規の申し込みがあったということでございます。新規の申し込みがあった場合につきましては、公共柵の工事をするわけですけれども、新規に、その場合、距離が遠いか近いか、遠距離と近距離ということで、そこ

で判断をし、近距離の場合は農業集落排水に工事請負費として工事をするわけですが、遠距離の場合につきましては、山江村農業集落排水処理施設の設置及び管理条例施行規則によりまして、助成金というのが設けてあります。ここで遠距離、それから近距離の場合の助成額が示されてるわけでございますけれども、その遠距離になった場合につきましては、合併浄化槽との兼ね合いもございまして、そこで小型合併浄化槽の範囲内であれば助成が可能ということでございまして、小型合併浄化槽の範囲内での助成金を今回計上したということでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 多分、設置及び管理条例施行規則の第5条に基づいて計上されてる補助金だろうと思うんですが、現地を私、ちょっと見ましたけども、どこが遠距離なのか近距離なのか、その分け方はどこまでが近距離でどこまでが遠距離なのか、その辺の見解を一つ。

それから、もう一つは、合併浄化槽の区域内設置であれば、恐らくその加入負担金10万円ありますが、これは負担をされるものなのか、そこをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

遠距離と近距離のこの区別といいますか、そのことだと思いますけれども、実際、区域内でありましては勾配がとれないところもあります。確かに距離が長くて事業費がかかるということもありますので、まず申し込まれるときにですね、相談に来られて、大体どの位置に新規の宅地を住宅を建てる場合、公共柵の位置がおのずと決まってくるわけです。ですから、その場合に事業費を算出しまして、補助金内、先ほどありました小型合併浄化槽補助金内ですがラインとして近距離、それを超える場合が遠距離という形でとってるわけございまして、実際に距離で幾らからが遠距離というのは、決めていないところでございます。

それから、加入金のお話が出ておりますけれども、加入金につきましては、届出、今回、遠距離、近距離ということで、遠距離でも加入するというのであれば、申し込みされて、加入金のその支払が伴ってくることでございます。

以上でございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） じゃあ今回は遠距離だから、遠距離扱いとして村の一部補助ということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

○建設課長（白川俊博君） それでは、お答えいたします。

先ほどから出ておりますけれども、山江村農業集落排水施設の設置及び管理条例施行規則、先ほど議員申されましたけれども、第5条で助成金をあげております。ここで、本管から公共柵までの遠距離で、その費用が当該年度の合併浄化槽の補助金を超えた場合は、当該年度の合併浄化槽への補助金の額を助成するというので、この規定に基づきまして、今回遠距離ということで、今回助成金を計上したところでございます。

○議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

○8番（中竹耕一郎君） 今からですね、こういうふうにいるいろいろ新しく宅地を造成されたり、家を建てられたりするわけです。こういうことは今から多くなってくると思いますが、やはり、この場合はこう、この場際はこうで、非常に今までの経緯ですね、過去6年でこの施行規則はできてるんですが、平成6年以降、25年ぐらい経ってますね。だから25年目を迎えてるわけですが、区域外であろうと区域内であろうときちっと決めなおす。それから、補助金ですね、出し方も、やっぱり振れない方法でしたほうがいいんじゃないかと思ってる。でないと、なかなかその都度その都度考えておったんでは、非常に振れる可能性もあるし、公平性も保たれないということもあるわけです。過去2、3年そういうこともありましたし、今後またそういうことが大いに予想されるわけですので、きちっとした対応をするというのが必要ではないかなというふうに思います。距離じゃなくて、例えば工事費用幾らかかるから、これはオーバーするから合併浄化槽の制度を使うんだというふうなことじゃなくてですね、きちっとした対応を今からされる必要があるんじゃないかなと思います。

それからもう1点ですが、この財源ですけれども、本来は合併浄化槽の制度を使うのであれば、一般会計から繰り入れをして、残りをこの簡水の特別会計から出すというのが筋だと思うんですが、会計の独立性からみてその辺はいかな見解ですか。お尋ねします。

○議長（秋丸安弘君） 村長。

○村長（内山慶治君） 私のほうからお答えします。

制度運用の件ですけれども、合併浄化槽、一般会計のほうが出してるというようなことがありましたが、その補助がですね、基準がありますので、その基準をもとに農業集落排水事業に入られる方々については、その基準以内であれば役場が、山江が全部やってしまう。それを超える金額であれば、100万、200万かかりますので、それは60万分しか払いませんよという基準でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それと、繰り入れというよりも、今回の場合はですね、合併浄化槽を造るんじゃない

くて、農業集落排水事業に加入したいと、にかかわる工事費であります、自宅まで届く。従いまして、その中での工事費の部分を合併浄化槽部分を超えるということで、その部分について補助金を出すというような考え方でありますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。ありがとうございました。

○議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第18、議案第38号、平成30年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第19 議員派遣の件

○議長（秋丸安弘君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものであります。

お諮りします。

会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員を派遣したいと思います。が、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、よって、議案のとおり議員を派遣することに決定しました。

お諮りいたします。ただいま、議員派遣の件に議決されました派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、よって、そのように決定しました。

-----○-----

#### 日程第20 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会）

○議長（秋丸安弘君） 次に、日程第20、閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長から、会議規則第74条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたいとの旨の申し出がありました。

よって、委員長の申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれの閉会中の継続調査することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。会議規則第44条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定しました。

-----○-----

○議長（秋丸安弘君） これで、本日の日程は終了いたしました。

本定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。平成30年第3回山江村議会定例会をこれで閉会いたします。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員